

○研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号）
 （第十六条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第一条 この規則は、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設について適用する。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 「燃料体」とは、発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成の核燃料物質をいう。</p> <p>四 （略）</p> <p>五 「保全区域」とは、発電用原子炉施設の保全のため</p>	<p>研究開発段階における発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第一条 この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第一条に規定する原子炉について適用する。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 「燃料体」とは、原子炉に燃料として使用できる形状又は組成の核燃料物質をいう。</p> <p>四 （略）</p> <p>五 「保全区域」とは、原子炉施設の保全のために特</p>

めに特に管理を必要とする場所であつて、管理区域以外のものをいう。

六 (略)

七 「放射線業務従事者」とは、発電用原子炉の運転、発電用原子炉施設の保全、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入るものをいう。

(発電用原子炉の設置の許可の申請)

第三条 法第四十三条の三の五第二項の発電用原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力については、連続最大熱出力を記載すること。

二 法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ 発電用原子炉施設の位置

(1) 敷地の面積及び形状

(2) 敷地内における主要な発電用原子炉施設の位置

ロ 発電用原子炉施設の一般構造

(1) 耐震構造

に管理を必要とする場所であつて、管理区域以外のものをいう。

六 (略)

七 「放射線業務従事者」とは、原子炉の運転、原子炉施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入るものをいう。

(原子炉の設置の許可の申請)

第三条 法第二十三条第二項の原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 法第二十三条第二項第三号の原子炉の熱出力については、連続最大熱出力を記載すること。

二 法第二十三条第二項第五号の原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ 原子炉施設の位置

(1) 敷地の面積及び形状

(2) 敷地内における主要な原子炉施設の位置

ロ 原子炉施設の一般構造

(1) 耐震構造

(ii) (i)	(4) (3)	(v) (iv) (iii) (ii) (i)	(2)	(iv) (iii) (ii) (i)	(1)	(3)	ハ	原子炉本体の構造及び設備	耐津波構造（研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号。以下「研開炉設置許可基準規則」という。）第五条に規定する基準津波に対して発電用原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）						
										最高燃焼度	燃料集合体の構造	燃料要素の構造	被覆材の種類	燃料材の種類	燃料体
最高使用圧力及び最高使用温度	原子炉容器	減速材及び反射材の種類	原子炉容器	最高燃焼度	燃料集合体の構造	燃料要素の構造	被覆材の種類	燃料材の種類	燃料体	主要な熱的制限値	主要な熱的制限値	燃料体の最大挿入量	構造	発電用原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）	その他の主要な構造

(ii) (i)	(4) (3)	(v) (iv) (iii) (ii) (i)	(2)	(iv) (iii) (ii) (i)	(1)	(2)	ハ	原子炉本体の構造及び設備	（新設）						
										最高燃焼度	燃料集合体の構造	燃料要素の構造	被覆材の種類	燃料材の種類	燃料体
最高使用圧力及び最高使用温度	原子炉容器	減速材及び反射材の種類	原子炉容器	最高燃焼度	燃料集合体の構造	燃料要素の構造	被覆材の種類	燃料材の種類	燃料体	主要な熱的制限値	主要な熱的制限値	燃料体の最大挿入量	構造	原子炉本体の構造及び設備	（新設）

(2)	(ii)	(i)	(1)	〜	(4)	(ii)	(i)	(3)	(ii)	(i)	(2)	(iii)	(ii)	(i)	(1)	ホ	(3)	(2)	(1)	ニ	(6)	(5)
安全保護回路	その他の主要な計装の種類	核計装の種類	計装	計測制御系統施設の構造及び設備	その他の主要な事項	主要な機器及び管の個数及び構造	冷却材の種類	非常用冷却設備	主要な機器の個数及び構造	冷却材の種類	二次冷却設備	冷却材の温度及び圧力	主要な機器及び管の個数及び構造	冷却材の種類	一次冷却設備	原子炉冷却系統施設の構造及び設備	核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び冷却能力	核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力	核燃料物質取扱設備の構造	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備	放射線遮蔽体の構造	その他の主要な事項

(2)	(ii)	(i)	(1)	〜	(4)	(ii)	(i)	(3)	(ii)	(i)	(2)	(iii)	(ii)	(i)	(1)	ホ	(2)	(1)	ニ	(6)	(5)
安全保護回路	その他の主要な計装の種類	核計装の種類	計装	計測制御系統施設の構造及び設備	その他の主要な事項	主要な機器及び管の個数及び構造	冷却材の種類	非常用冷却設備	主要な機器の個数及び構造	冷却材の種類	二次冷却設備	冷却材の温度及び圧力	主要な機器及び管の個数及び構造	冷却材の種類	一次冷却設備	原子炉冷却系統施設の構造及び設備	核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力 (新設)	核燃料物質取扱設備の構造	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備	放射線遮へい体の構造	その他の主要な事項

チ		ト	
(1)	(1)	(1)	(1)
屋内管理用の主要な設備の種類	放射線管理施設の構造及び設備	放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備	放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備
	(ii)	(ii)	(ii)
	廃棄物の処理能力	廃棄物の処理能力	廃棄物の処理能力
	(i)	(i)	(i)
	構造	構造	構造
	(3)	(2)	(2)
	固体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備
	(iii)	(iii)	(iii)
	排水口の位置	排水口の位置	排水口の位置
	(ii)	(ii)	(ii)
	廃棄物の処理能力	廃棄物の処理能力	廃棄物の処理能力
	(i)	(i)	(i)
	構造	構造	構造
	(5)	(5)	(5)
	その他の主要な事項	その他の主要な事項	その他の主要な事項
	(iii)	(iii)	(iii)
	反応度制御能力	反応度制御能力	反応度制御能力
	(ii)	(ii)	(ii)
	主要な機器の個数及び構造	主要な機器の個数及び構造	主要な機器の個数及び構造
	(i)	(i)	(i)
	制御材の個数及び構造	制御材の個数及び構造	制御材の個数及び構造
	(4)	(4)	(4)
	非常用制御設備	非常用制御設備	非常用制御設備
	(iii)	(iii)	(iii)
	反応度制御能力	反応度制御能力	反応度制御能力
	(ii)	(ii)	(ii)
	制御材駆動設備の個数及び構造	制御材駆動設備の個数及び構造	制御材駆動設備の個数及び構造
	(i)	(i)	(i)
	制御材の個数及び構造	制御材の個数及び構造	制御材の個数及び構造
	(3)	(3)	(3)
	制御設備	制御設備	制御設備
	(ii)	(ii)	(ii)
	その他の主要な安全保護回路の種類	その他の主要な安全保護回路の種類	その他の主要な安全保護回路の種類
	(i)	(i)	(i)
	原子炉停止回路の種類	原子炉停止回路の種類	原子炉停止回路の種類

チ		ト	
(1)	(1)	(1)	(1)
屋内管理用の主要な設備の種類	放射線管理施設の構造及び設備	放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備	放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備
	(ii)	(ii)	(ii)
	廃棄物の処理能力	廃棄物の処理能力	廃棄物の処理能力
	(i)	(i)	(i)
	構造	構造	構造
	(3)	(2)	(2)
	固体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備
	(iii)	(iii)	(iii)
	排水口の位置	排水口の位置	排水口の位置
	(ii)	(ii)	(ii)
	廃棄物の処理能力	廃棄物の処理能力	廃棄物の処理能力
	(i)	(i)	(i)
	構造	構造	構造
	(5)	(5)	(5)
	その他の主要な事項	その他の主要な事項	その他の主要な事項
	(iii)	(iii)	(iii)
	反応度制御能力	反応度制御能力	反応度制御能力
	(ii)	(ii)	(ii)
	主要な機器の個数及び構造	主要な機器の個数及び構造	主要な機器の個数及び構造
	(i)	(i)	(i)
	制御材の個数及び構造	制御材の個数及び構造	制御材の個数及び構造
	(4)	(4)	(4)
	非常用制御設備	非常用制御設備	非常用制御設備
	(iii)	(iii)	(iii)
	反応度制御能力	反応度制御能力	反応度制御能力
	(ii)	(ii)	(ii)
	制御材駆動設備の個数及び構造	制御材駆動設備の個数及び構造	制御材駆動設備の個数及び構造
	(i)	(i)	(i)
	制御材の個数及び構造	制御材の個数及び構造	制御材の個数及び構造
	(3)	(3)	(3)
	制御設備	制御設備	制御設備
	(ii)	(ii)	(ii)
	その他の主要な安全保護回路の種類	その他の主要な安全保護回路の種類	その他の主要な安全保護回路の種類
	(i)	(i)	(i)
	原子炉停止回路の種類	原子炉停止回路の種類	原子炉停止回路の種類

- (2) 屋外管理用の主要な設備の種類
- リ 原子炉格納施設の構造及び設備
- (1) 原子炉格納容器の構造
- (2) 原子炉格納容器の設計圧力及び設計温度並びに漏えい率
- (3) 非常用格納容器保護設備の構造
- (4) その他の主要な事項
- 又 ① その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備
常用電源設備の構造
- ② 非常用電源設備の構造
- ③ その他の主要な事項
- 三 法第四十三条の三の五第二項第六号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。
- 四 法第四十三条の三の五第二項第七号の発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定挿入量及び燃焼量を記載すること。
- 五 法第四十三条の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。
- 六 法第四十三条の三の五第二項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項については、次に掲げる事項を記載すること。
- イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された

- (2) 屋外管理用の主要な設備の種類
- リ 原子炉格納施設の構造及び設備
- (1) 構造
- (2) 設計圧力及び設計温度並びに漏えい率
- (3) (新設)
その他の主要な事項
- 又 (新設)
① その他原子炉の附属施設の構造及び設備
- ② 非常用電源設備の構造
- ③ その他の主要な事項
- 三 法第二十三条第二項第六号の工事計画については、工事工程表を記載すること。
- 四 法第二十三条第二項第七号の原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定挿入量及び燃焼量を記載すること。
- 五 法第二十三条第二項第八号の使用済燃料の処分の方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。
- (新設)

物による放射線被ばくの管理の方法

ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項

ハ 周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果

七 法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子

炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項について記載すること。

イ 運転時の異常な過渡変化（研開炉設置許可基準規則第二条第二項第三号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下同じ。） 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

ロ 設計基準事故 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

ハ 重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うた

（新設）

めに設定した条件及び評価結果

- 2 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第二十条の二第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 発電用原子炉の使用の目的に関する説明書
 - 二 発電用原子炉の熱出力に関する説明書
 - 三 (略)
 - 四 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
 - 五 発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書
 - 六 発電用原子炉施設を設置しようとする場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
 - 七 発電用原子炉又はその主要な附属施設を設置しようとする地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
 - 八 発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書
 - 九 発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書
 - 十 発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

2 前項の申請書に添付すべき令第十二条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 原子炉の使用の目的に関する説明書
- 二 原子炉の熱出力に関する説明書
- 三 (略)
- 四 原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
- 五 原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書
- 六 原子炉施設を設置しようとする場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
- 七 原子炉又はその主要な附属施設を設置しようとする地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
- 八 原子炉施設の安全設計に関する説明書
- 九 核燃料物質等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書
- 十 原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

十一 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(重大事故)

第四条 法第四十三条の三の六第一項第三号の原子力規制委員会規則で定める重大な事故は、次に掲げるものとする。

- 一 炉心の著しい損傷
- 二 核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷

(変更の許可の申請)

第五条 令第二十條の三の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

- 一 令第二十條の三第三号の変更の内容については、法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力を記載し、法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、第三條第一項第二号に掲げる区分によって記載し、法第四十三条の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、法第四

十一 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通、副本一通及び写し一通とする。

(新設)

(変更の許可の申請)

第四条 令第十四條の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

- 一 令第十四條第三号の変更の内容については、法第二十三条第二項第三号の原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力を記載し、法第二十三条第二項第五号の原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、前條第一項第二号に掲げる区分によって記載し、法第二十三条第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

十三条の三の五第二項第九号の放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三条第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三条第一項第七号に掲げる区分によつて記載すること。

二 令第二十条の三第二号から第五号まで、第九号及び第十号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。

2

法第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで、第九号又は第十号に掲げる事項の変更に係る令第二十条の三の許可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更後における発電用原子炉の使用の目的に関する説明書

二 変更後における発電用原子炉の熱出力に関する説明書

三 (略)

四 変更後における発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

五 変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書

六 変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象

二 令第十四条第五号の工事計画については、工事工程表を記載すること。

2

法第二十三条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の変更に係る令第十四条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更後における原子炉の使用の目的に関する説明書

二 変更後における原子炉の熱出力に関する説明書

三 (略)

四 変更後における原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

五 変更に係る原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書

六 変更に係る原子炉施設の場所に関する気象、地盤

、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

七 変更に係る発電用原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

八 変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書

九 変更後における発電用原子炉施設における放射線の管理に関する説明書

十 変更後における発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(削る)

、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

七 変更に係る原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

八 変更後における原子炉施設の安全設計に関する説明書

九 変更後における核燃料物質等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書

十 変更後における原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通、副本一通及び写し一通とする。

(設計及び工場の方法の認可の申請)

第五条 法第二十七条第一項の規定により、原子炉施設に関する設計及び工事の方法(第十一条に規定する原子炉施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。)について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

-
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 原子炉を設置する工場又は事業所（原子炉施設の変更の場合にあっては、当該変更に係る工場又は事業所）の名称及び所在地
- 三 次の区分による原子炉施設に関する設計及び工事の方法（原子炉施設の変更の場合にあっては、当該変更に係るものに限る。）
- イ 原子炉本体
 - ロ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
 - ハ 原子炉冷却系統施設
 - ニ 計測制御系統施設
 - ホ 放射性廃棄物の廃棄施設
 - ヘ 放射線管理施設
 - ト 原子炉格納施設
 - チ その他原子炉の附属施設
- 四 原子炉施設の変更の場合にあっては、変更の理由
- 2 | 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項（原子炉施設の変更の場合にあっては、当該変更に係るものに限る。）について計算によって説明した書類を添付しなければならない。
- 一 圧力容器、熱交換器、管等の耐圧強度
 - 二 燃料体、減速材等の耐熱、耐放射線等の強度
 - 三 放射線遮へい
 - 四 原子炉施設の耐震性
-

(削る)

- 五 炉心の核的設計及び熱的設計
 - 六 安全弁及び逃がし弁の吹出量
 - 七 核燃料物質貯蔵施設の核燃料物質の臨界防止
 - 八 制御設備の制御能力
 - 九 前各号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項
- 3 設計及び工事の方法の全部につき一時に法第二十七条第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。
- 4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通、副本一通及び写し一通とする。
- (変更の認可の申請)
- 第六条 法第二十七条第二項の規定により、認可を受けた原子炉施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 工事を行う工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 変更に係る前条第一項第三号に掲げる施設の区分による原子炉施設に関する設計及び工事の方法
 - 四 変更の理由

(削る)

- 2 前項の申請書には、前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて計算によって説明した書類を添付しなければならない。
- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通、副本一通及び写し一通とする。

(設計及び工事に係る軽微な変更)

- 第六条の二 法第四十三条の三の二第二項の規定による廃止措置計画の認可に係る原子炉施設についての法第二十七条第二項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、放射線遮へい物の側壁における線量の値を大きくしないものその他原子炉施設における保全上支障のない変更とする。
- 2 法第二十七条第四項の規定による届出書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(使用前検査の申請)

(削る)

- 第七条 法第二十八条第一項の規定により、原子炉施設の工事(第十一条に規定する原子炉施設であつて溶接をするものの溶接を除く。)及び性能について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(削る)

- 二 原子炉を設置する工場又は事業所（原子炉施設の変更の場合にあっては、当該変更に係る工場又は事業所）の名称及び所在地
 - 三 工事工程表
 - 四 検査を受けようとする事項、期日及び場所
 - 五 法第二十三条第一項又は法第二十六条第一項の設置又は変更の許可の申請書及びこれらの許可の際に付された条件を記載した書類（以下この条、第九条及び第十九条の三において「申請書等」という。）に記載した熱出力（使用しようとする熱出力が申請書等に記載した熱出力未満であるときは、その使用しようとする最大の熱出力。以下「最大使用熱出力」という。）
 - 六 最大使用熱出力に到達させるまでの期間の熱出力の増加の計画
 - 七 申請に係る原子炉施設の使用の開始の予定時期
 - 2 前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに原子力規制委員会に届け出なければならない。
 - 3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通、副本一通及び写し一通とする。
- （使用前検査の実施）
- 第八条 法第二十八条第一項の使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う

一 燃料体、制御材、減速材、反射材、放射線遮へい材又は特に気密若しくは水密を要する材料若しくは部品に関する事項質量分析試験、化学分析試験若しくは分光分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

二 原子炉本体又は原子炉冷却系統施設の組立てに関する事項それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき又は洗浄試験を行うとき。

三 核燃料物質の取扱施設若しくは貯蔵施設又は放射性廃棄物の廃棄施設の組立てに関する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき。

四 計測制御系統施設、放射線管理施設、原子炉格納施設又はその他の原子炉の附属施設の組立てに関する事項それぞれの施設が完成したとき。

五 原子炉施設の性能に関する事項 原子炉が臨界に達するとき、熱出力が最大使用熱出力に達するときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

(機構が行う使用前検査)

第八条の二 法第二十八条第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により原子力規制委員会が独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）に行わせる検査に関する事務の一部は、次の各号

(削る)

-
- に掲げるものとする。
- 一 前条第一号から第四号までに掲げる事項について、その工事が法第二十七条第一項の認可を受けた設計及び工事の方法に従って行われているかどうかについて行う検査
 - 二 令第十五条の二第一号に規定する原子炉にあつては、前条第一項第五号の検査のうち、第九条に掲げる技術上の基準に適合しているかどうかについて行う、次に掲げるもの
 - イ 原子炉本体の性能に係る検査のうち、次に掲げる事項が性能の技術上の基準に適合しているかどうかについて行うもの
 - (1) 炉心
 - (i) 初臨界に達した時の原子炉の状況
 - (ii) 炉心への燃料の装荷状況
 - (iii) 出力係数の測定
 - (iv) 出力を変更したときの原子炉の制御性能
 - (2) 燃料体における試験用集合体の性能
 - (3) 放射線遮へい体
 - (i) 系統運転性能検査に係る回転プラグの回転性能
 - (ii) 系統機能検査に係る警報の動作状況
 - ロ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の性能に係る検査のうち、次に掲げる事項が性能の技術上の基準に適合しているかどうかについて行うもの
-

- ハ
- 次に掲げる事項が性能の技術上の基準に適合して
 いるかどうかについて行うもの
- (1) 一次主冷却系設備
- (i) 系統運転性能検査に係るポンプの運転性能
- (ii) 系統機能検査に係る警報及びインターロク
 クの動作状況
- (2) 二次主冷却設備及び補助冷却設備
- (i) 系統運転性能検査に係るポンプの運転性能
- (ii) 警報の動作状況
- (iii) 新燃料受入貯蔵設備の貯蔵能力
- 核燃料物質貯蔵設備の性能に係る検査のうち、
- (i) 動力源喪失時に有すべき機能
- (ii) 系統機能検査
- a 送風機の運転性能
- b ポンプの運転性能
- c 核燃料物質貯蔵設備の運転性能
- (2) 核燃料物質貯蔵設備
- (i) 系統運転性能検査
- (ii) 系統機能検査に係る動力源喪失時に有すべ
 き機能
- a 燃料出入機冷却装置の運転性能
- b 燃料洗浄設備の運転性能
- c 核燃料物質取扱設備の運転性能
- (1) 核燃料物質取扱設備
- (i) 系統運転性能検査

- (ii) (i) | 二次ナトリウム補助設備
系統運転性能検査に係るポンプの運転性能
系統機能検査に係る警報の動作状況
- (6) |
- (ii) (i) | 系統運転性能検査に係るポンプの運転性能
系統機能検査に係る警報及びインターロツク
の動作状況
- (5) |
- b | 一次ナトリウム補助設備
無負荷運転中に係るものに限る
- a | 蒸気タービン保安装置の性能（停止及び
蒸気タービン及び系統設備の運転性能
- (iii) |
- b | 炉心燃料装荷後の検査
- a | 主蒸気安全弁の動作状況
- (ii) |
- a | 工場及び現地における検査
クの動作状況
- (i) | 系統機能検査に係る警報及びインターロツク
の動作状況
- (4) |
- 蒸気タービン及び付属設備
- (ii) |
- b | 補助冷却設備の起動状況
クの動作状況
- a | 送風機の運転性能
- (i) | 系統運転性能検査
補助冷却設備
- (3) |
- (ii) | 系統機能検査に係る警報及びインターロツク
の動作状況

- ニ
- (7) 一次アルゴンガス系設備
- (i) 系統運転性能検査に係る圧縮機の運転性能
- (ii) 系統機能検査に係る警報及びインターロックの動作状況
- (8) 二次アルゴンガス系設備における系統機能検査に係る警報及びインターロックの動作状況
- (9) メンテナンス冷却系設備
- (i) 系統運転性能検査に係る送風機及びポンプの運転性能
- (ii) 系統機能検査に係る警報の動作状況
- (10) 原子炉補機冷却水設備における系統運転性能検査に係るポンプの運転性能
- (11) 機器冷却水設備
- (i) 系統運転性能検査に係る冷却ファン及びポンプの運転性能
- (ii) 系統機能検査に係るインターロックの動作状況
- (12) ナトリウム・水反応生成物収納設備主配管圧力開放板における性能検査に係る圧力開放板の開放設定差圧の確認破壊試験
- 計測制御系統施設の性能に係る検査のうち、次に掲げる事項が性能の技術上の基準に適合しているかどうかについて行うもの
- (1) 計装
- (i) 性能検査に係る計測装置の計測範囲

- (1) 気体廃棄物の廃棄設備
- ホ 放射線廃棄物の廃棄施設の性能に係る検査のうち、次に掲げる事項が性能の技術上の基準に適合しているかどうかについて行うもの
 - (ii) 系統機能検査に係る警報の動作状況
- (4) 制御用圧縮空気設備
 - (i) 系統運転性能検査に係る空気圧縮機の運転性能
 - (ii) 系統機能検査に係る警報及びインターロックの動作状況
- (3) 制御設備及び非常用制御設備
 - (i) 系統運転性能検査
 - a 制御棒駆動機構の駆動性能
 - b 制御棒のそう入性能
 - (ii) 系統機能検査に係る警報及びインターロックの動作状況
 - a 原子炉保護回路の設定値の確認
 - b 工学的安全施設作動回路の設定値の確認
- (2) 安全保護回路
 - (i) 系統機能検査
 - a 原子炉保護設備のロジック回路の動作状況
 - b 工学的安全施設作動設備のロジック回路の動作状況
 - (ii) 系統機能検査に係る警報及びインターロックの動作状況

-
- へ
- (1) か | どう | か | について | 行う | もの |
 - (1) 屋 | 内 | 管 | 理 | 用 | の | 主 | 要 | な | 設 | 備 |
 - (i) 性 | 能 | 検 | 査 | に | 係 | る | 校 | 正 | 状 | 況 | の | 確 | 認 |
 - (ii) 系 | 統 | 機 | 能 | 検 | 査 | に | 係 | る | 警 | 報 | の | 動 | 作 | 状 | 況 |
 - (2) 屋 | 外 | 管 | 理 | 用 | の | 主 | 要 | な | 設 | 備 |
 - (i) 性 | 能 | 検 | 査 | に | 係 | る | 校 | 正 | 状 | 況 | の | 確 | 認 |
 - (3) 固 | 体 | 廃 | 棄 | 物 | の | 廃 | 棄 | 施 | 設 |
 - (i) 系 | 統 | 運 | 転 | 性 | 能 | 検 | 査 |
 - a | 固 | 体 | 廃 | 棄 | 物 | 処 | 理 | 装 | 置 | の | 運 | 転 | 性 | 能 |
 - b | 固 | 体 | 廃 | 棄 | 物 | 貯 | 蔵 | プ | ール | 設 | 備 | の | ポ | ンプ | の | 運 | 転 | 性 | 能 |
 - (ii) 系 | 統 | 機 | 能 | 検 | 査 | に | 係 | る | 警 | 報 | 及 | ビ | イン | タ | ー | ロ | ッ | ク | の | 動 | 作 | 状 | 況 |
 - (2) 液 | 体 | 廃 | 棄 | 物 | の | 廃 | 棄 | 施 | 設 |
 - (i) 系 | 統 | 運 | 転 | 性 | 能 | 検 | 査 | に | 係 | る | 液 | 体 | 廃 | 棄 | 物 | 処 | 理 | 装 | 置 | の | 運 | 転 | 性 | 能 |
 - (ii) 系 | 統 | 機 | 能 | 検 | 査 | に | 係 | る | イン | タ | ー | ロ | ッ | ク | の | 動 | 作 | 状 | 況 |
 - a | 気 | 体 | 廃 | 棄 | 物 | 処 | 理 | 装 | 置 | の | 運 | 転 | 性 | 能 |
 - b | 活 | 性 | 炭 | 吸 | 着 | 装 | 置 | の | 性 | 能 |
-

- ト 系統機能検査に係る警報の動作状況
- 原子炉格納施設の性能に係る検査のうち、次に掲げる事項が性能の技術上の基準に適合しているかどうかについて行うもの
- (1) 原子炉格納容器及び付属設備
- (i) 格納容器隔離弁における系統機能検査に係る警報及びインターロックの動作状況
- (2) 真空逃がし装置
- (i) 工場及び現地における検査
- 作動の状況
- 漏えいの状況
- (3) アニユラス循環排気装置
- (i) 系統運転性能検査
- a アニユラスの負圧状態
- b ファンの運転性能
- (ii) 性能検査
- a よう素除去フィルタ性能
- b 微粒子フィルタ性能
- (iii) 系統機能検査
- a インターロックの動作状況
- b アニユラスよう素フィルタの切替時間
- チ その他原子炉の附属施設の性能に係る検査のうち、次に掲げる事項が性能の技術上の基準に適合しているかどうかについて行うもの
- (1) 非常用電源設備

- イ 原子炉本体の性能に係る検査のうち、次に掲げるものに掲げるもの
 - 三 令第十五条の二第二号に規定する原子炉にあっては、第八条第五号の検査のうち、第九条に掲げる技術上の基準に適合しているかどうかについて行う、次に掲げるもの
 - (3) 共通保修設備における系統運転性能検査に係るポンプ、ファン、クレーン及び台車の運転性能
 - (iii) 系統機能検査に係るインターロックの動作状況
 - a よう素除去フィルタ性能
 - b 微粒子フィルタ性能
 - (ii) 性能検査
 - a 換気空調設備
 - (i) 系統運転性能検査に係るファンの運転性能検査
 - (2)
 - (iii) 系統機能検査
 - a 警報及びインターロックの動作状況
 - b デイゼル発電機の自動起動の状況
 - (ii) 性能検査に係るデイズル発電機の連続運転可能時間
 - c 蓄電池の運転性能
 - (i) 系統運転性能検査
 - a デイズル発電機の運転性能
 - b インバータの運転性能

- ハ| 原子炉冷却系統施設の性能に係る検査のうち、次に掲げる事項が性能の技術上の基準に適合しているかどうかについて行うもの
- (1) | 一次冷却設備
(i) | 漏えい検査
- (2) |
- (i) | 核燃料物質貯蔵設備
貯蔵能力確認検査
- (ii) | 新燃料貯蔵設備の貯蔵能力
系統運転性能検査
- (iii) | 使用済燃料貯蔵プール水冷却浄化系の運転性能
a | 使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力
b | 新燃料貯蔵設備の貯蔵能力
c | 系統機能検査
d | 動力源喪失時に有すべき機能
e | 警報の動作状況
- (ii) | 系統運転性能検査
a | 燃料交換装置の運転性能
b | 燃料移送装置の運転性能
c | キヤスク取扱装置の運転性能
d | 破損燃料検出装置の動作状況
- (iii) | 系統機能検査に係る動力源喪失時に有すべき機能
- (ii) | 系統運転性能検査
a | 燃料交換装置の運転性能
b | 燃料移送装置の運転性能
c | キヤスク取扱装置の運転性能
d | 破損燃料検出装置の動作状況

- (1) 確かにかについて行うもの計装
- (1)(i) 性能検査に係る計測装置の計測範囲
- (1)(ii) 系統機能検査に係る警報の動作状況
- (2) 安全保護回路
 - (i) 系統機能検査
 - a 原子炉保護設備のロジック回路の動作状況
 - b 工学的安全施設作動設備のロジック回路の動作状況
 - (ii) 設定値確認検査
- (3) 制御設備
 - (i) 系統運転性能検査
 - a 制御棒駆動機構の駆動性能
 - b 制御棒のそう入性能
 - (ii) 系統機能検査に係る警報及びインターロックの動作状況
- (4) 非常用制御設備における系統機能検査に係る重水ダンプ系の警報及びインターロックの動作状況
- (5) その他の設備
 - (i) 系統運転性能検査に係る制御用空気圧縮機の運転性能

- ホ
- (ii) 系統機能検査に係る制御用空気圧縮設備の警報の動作状況
- 放射性廃棄物の廃棄施設の性能に係る検査のうち次に掲げる事項が性能の技術上の基準に適合しているかどうかについて行うもの
- (1) 気体廃棄物の廃棄設備
 - (i) 系統運転性能検査
 - a 気体廃棄物処理装置の運転性能
 - b 活性炭吸着装置の性能
 - (ii) 系統機能検査に係る警報及びインターロックの動作状況
 - (2) 液体廃棄物の廃棄設備
 - (i) 系統運転性能検査に係る液体廃棄物処理装置の運転性能
 - (ii) 系統機能検査に係る警報及びインターロックの動作状況
 - (3) 固体廃棄物の廃棄設備
 - (i) 系統運転性能検査に係る固体廃棄物処理装置の運転性能
 - (ii) 系統機能検査に係る警報及びインターロックの動作状況
 - (4) 漏えいの検出装置及び警報装置における警報の動作状況
- へ
- 放射線管理施設の性能に係る検査のうち、次に掲げる事項が性能の技術上の基準に適合している

-
- (1) | か | どう | か | に | つ | い | て | 行 | う | も | の |
 - (i) | 屋 | 内 | 管 | 理 | 用 | 放 | 射 | 線 | 監 | 視 | 設 | 備 |
 - a | プ | ロ | セ | ス | モ | ニ | タ | の | 校 | 正 | 状 | 況 |
 - b | エ | リ | ア | モ | ニ | タ | の | 校 | 正 | 状 | 況 |
 - (ii) | 性 | 能 | 検 | 査 | に | 係 | る | 換 | 気 | 設 | 備 | フ | ィ | ル | タ | の | 性 | 能 |
 - (iii) | 系 | 統 | 運 | 転 | 性 | 能 | 検 | 査 |
 - a | 換 | 気 | 設 | 備 | フ | ァ | ン | の | 運 | 転 | 性 | 能 |
 - b | 非 | 常 | 用 | ガ | ス | 処 | 理 | 系 | フ | ァ | ン | の | 運 | 転 | 性 | 能 |
 - (iv) | 系 | 統 | 機 | 能 | 検 | 査 |
 - a | プ | ロ | セ | ス | モ | ニ | タ | の | 警 | 報 | 及 | ビ | イン | タ | ロ | ッ | ク | の | 動 | 作 | 状 | 況 |
 - b | エ | リ | ア | モ | ニ | タ | の | 警 | 報 | 及 | ビ | イン | タ | ロ | ッ | ク | の | 動 | 作 | 状 | 況 |
 - c | 換 | 気 | 設 | 備 | の | イン | タ | ロ | ッ | ク | の | 動 | 作 | 状 | 況 |
 - d | 非 | 常 | 用 | ガ | ス | 処 | 理 | 系 | の | イン | タ | ロ | ッ | ク | の | 動 | 作 | 状 | 況 |
 - (v) | 設 | 定 | 値 | 確 | 認 | 検 | 査 |
 - a | プ | ロ | セ | ス | モ | ニ | タ | の | 設 | 定 | 状 | 況 |
 - b | エ | リ | ア | モ | ニ | タ | の | 設 | 定 | 状 | 況 |
 - (2) |
 - (i) | 屋 | 外 | 管 | 理 | 用 | 放 | 射 | 線 | 監 | 視 | 装 | 置 |
 - a | 線 | 源 | 校 | 正 | 検 | 査 | に | 係 | る | 屋 | 外 | 管 | 理 | 用 | 放 | 射 | 線 | 監 | 視 | 装 | 置 | の | 校 | 正 | 状 | 況 |
 - b | 設 | 定 | 値 | 確 | 認 | 検 | 査 | に | 係 | る | 屋 | 外 | 管 | 理 | 用 | 放 | 射 | 線 | 監 | 視 | 装 | 置 | の | 設 | 定 | 状 | 況 |
-

- ト 原子炉格納施設の性能に係る検査のうち、次に掲げる事項が性能の技術上の基準に適合しているかどうかについて行うもの
- (1) 原子炉格納容器
- (i) 格納容器隔離弁における系統機能検査に係る警報及びインターロックの動作状況
その他の設備
- (2) 系統運転性能検査
- (i) 格納容器スプレイ装置の運転性能
- b 格納容器空気再循環系ファンの運転性能
- c アンユラスの負圧状態
- d アンユラス排気系ファンの運転性能
- (ii) 性能検査
- a 格納容器空気再循環系フィルタの性能
- b アンユラス排気系フィルタの性能
- (iii) 系統機能検査
- a 格納容器圧力測定系の警報及びインターロックの動作状況
- b 格納容器スプレイ装置の警報及びインターロックの動作状況
- c 格納容器空気再循環系の警報及びインターロックの動作状況
- d アンユラス排気系の警報及びインターロックの動作状況
- e アンユラス排気系よう素フィルタの切替

(削る)

状況

f 格納容器圧力逃し装置の動作状況

チ その他原子炉の附属施設の性能に係る検査のうち、次に掲げる事項が非常用電点設備において性能の技術上の基準に適合しているかどうかについて行うもの

(1) 系統運転性能検査に係る計装用電源装置の運転性能

(2) 系統機能検査

(i) 直流電源装置の警報及びインターロックの動作状況

(ii) 計装用電源装置の警報及びインターロックの動作状況

(機構が行う使用前検査の通知書)

第八条の三 原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合に、当該申請に係る法第二十八条第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一 検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 検査を受ける工場又は事業所の名称及び所在地

(削る)

- 三 検査を行う時期
 - 四 検査を行う場所
 - 五 検査の対象
 - 六 検査の方法
- 2 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。
- 一 第五条第一項の申請書及び同条第二項の添付書類又は第六条第一項の申請書及び同条第二項の添付書類
 - 二 第七条第一項の申請書又は同条第二項の届出に係る書類
- 3 原子力規制委員会は、第一項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。
- (性能の技術上の基準)
- 第九条 法第二十八条第二項第二号に規定する性能の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 原子炉の停止装置、崩壊熱除去装置及び非常用力源、非常用制御電源、安全弁、非常用閉鎖装置その他の非常用安全装置が、申請書等及びその添付書類に記載した条件において申請書等及びその添付書類に記載した時間内に確実に動作すること。
 - 二 申請書等及びその添付書類に記載したインターロック及び警報装置が、申請書等及びその添付書類に記載した条件において確実に動作すること。

-
- 三 制御系の反応度抑制効果が、申請書等及びその添付書類に記載した条件において申請書等及びその添付書類に記載した値以上であること。
 - 四 原子炉の内蔵する過剰反応度が、申請書等及びその添付書類に記載した条件において申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること。
 - 五 最大使用熱出力において運転する場合において、原子炉本体の一次冷却材の出口温度の飽和値又は最大値及び原子炉本体に属する容器内の圧力の飽和値又は最大値が、申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること。
 - 六 原子炉施設中人の常時立ち入る場所、原子炉の運転中特に立ち入る場所、原子炉の運転停止後一定時間後に立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度が、申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること。
 - 七 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の核燃料物質の溶融及び破損を防ぐ能力並びに核燃料物質が臨界に達することを防ぐ能力が、申請書等及びその添付書類に記載した能力以上であること。
 - 八 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力が、申請書等及びその添付書類に記載した能力以上であること。
 - 九 原子炉の平常運転時における原子炉格納施設内の圧力及び原子炉格納施設の漏えい率が、申請書等及
-

(削る)

(削る)

びその添付書類に記載した値以下であること。

(使用前検査合格証)

第十条 原子力規制委員会は、法第二十八条第一項の使用前検査に合格したと認めたときは、当該申請に係る使用前検査合格証を交付する。

(溶接検査を受ける原子炉施設)

第十一条 法第二十八条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める原子炉施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器

二 原子炉冷却系統施設（蒸気タービン及びその附属設備を除く。以下この条において同じ。）
計測制御系統施設、放射線管理施設又は第三条第一項第二号又は規定する原子炉の附属施設（非常用電源設備を除く。以下「附属施設」という。）に属する容器であつて非常時に安全装置として使用されるもの

三 原子炉本体に属する容器又は原子炉格納容器に取り付けられる管のうち、それが取り付けられる当該容器から最も近い止め弁までの部分

四 原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射線管理施設又は附属施設に属する管であつて、非常時に安全装置として使用されるもの（前号に規定するものを除く。）

五 核燃料物質の取扱施設若しくは貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設若しくは附属施設に属する容器（第二号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径六十一ミリメートル（最高使用圧力九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超える管（前二号に規定するものを除く。）であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上のものは、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上のもの

六 核燃料物質の取扱施設若しくは貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設若しくは附属施設に属する容器（第二号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径百五十ミリメートル以上の管（第三号及び第四号に規定するものを除く。）であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）未満のものうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの

イ 水用の容器又は管であつて、最高使用温度百度未満のものについては、最高使用圧力千九百六十

(削る)

(削る)

キロパスカル

ロ イに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル

ハ イに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル）

七 蒸気タービンに係る蒸気だめ若しくは熱交換器又は非常用電源設備に属する容器のうち、耐圧部分について溶接をするもの

八 蒸気タービンに係る外径百五十ミリメートル以上の管のうち、耐圧部分について溶接をするもの

(溶接検査の申請)

第十二条 法第二十八条の二第一項の規定により前条に規定する原子炉施設の溶接について検査を受けようとする者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならぬ。

(溶接検査の実施)

第十三条 法第二十八条の二第一項の溶接検査は、次の各号に掲げる工程ごとに行う。

一 溶接作業を行うとき（第十一条第一項第六号から第八号までに規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶接に使用

する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないものとしてこの工程における検査を受けないで容器又は管を使用することを承認した場合を除く。）。

二 法第二十八条の二第三項第二号に規定する技術上の基準（以下「溶接の技術基準」という。）により非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になったとき。

三 突合せ溶接部については、溶接の技術基準による機械試験を行うことができる状態になったとき。

四 耐圧試験を行うことができる状態になったとき（第十一条第一項第六号から第八号までに規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。）。

（溶接検査を要しない場合）

第十四条 法第二十八条の二第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、漏止め溶接のみをした第三条の八第六号に規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合とする。

（溶接の方法の認可）

第十五条 法第二十八条の二第二項の認可を受けようとする者は、溶接施工場ごとに、次の各号に掲げる事

（削る）

（削る）

-
- 項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならぬ。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 溶接施行工場の名称及び所在地
 - 三 溶接設備の種類及び容量
 - 四 溶接施行方法の種類
 - 五 溶接を行う者の氏名及びその者が行う溶接施行方法の範囲
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。
- 一 溶接設備
 - 二 溶接施行方法
 - 三 溶接を行う者の知識及び技能
- 3 原子力規制委員会は、第一項の認可の申請に係る溶接の方法が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
- 一 溶接設備の種類及び容量が申請に係る溶接施行方法による溶接を行うのに適切であること。
 - 二 溶接施行方法が溶接部の強度を確保するのに適切であること。
 - 三 溶接を行う者がその行おうとする溶接施行方法による溶接について相当の知識及び技能を有すること。
- 4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
-

(削る)

(輸入品の溶接検査)
第十六条 法第二十八条の二第四項の規定により溶接をした第三条の八に規定する原子炉施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

(削る)

(溶接検査合格証等)

第十七条 機構は、法第二十八条の二第一項又は第四項の溶接検査を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(削る)

(施設定期検査を受ける原子炉の附属施設)

第十八条 令第十六条の原子力規制委員会規則で定める原子炉の附属施設は、非常用電源設備とする。

(削る)

(施設定期検査の申請)

第十九条 法第二十九条第一項の規定により原子炉施設の性能について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、そ

(削る)

-
- の代表者の氏名
- 二 原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 検査を受けようとする原子炉施設の名称
 - 四 検査を受けようとする事項及び期日
- 2 前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。
- (廃止措置計画に係る施設定期検査を要する場合)
- 第十九条の二 法第二十九条第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、法第四十三条の三の第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）内に核燃料物質が存在する場合とする。
- 2 前項の場合においては、法第二十九条第一項の検査は、次の各号に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。
- 一 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
 - 二 放射性廃棄物の廃棄施設
 - 三 放射線管理施設
 - 四 非常用電源設備
-

(削る)

(機構が行う施設定期検査)

第十九条の二の二 法第二十九条第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により、原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次の各号に掲げるものとする。

一 令第一条第二号に規定する原子炉(次号に掲げる原子炉を除く。)にあつては、次に掲げるものの性能に係る検査であつて、第二十一条第一号イ及びロに掲げる技術上の基準に適合しているかどうかについて行うものとする。

イ 原子炉本体

(1) 炉心における炉心への燃料の装荷状況

(2) 燃料体における燃料集合体の性能

(3) 原子炉容器

(i) 漏えい検査

a カランドリアタンクの漏えい状況

b カランドリア管の漏えい状況

c 圧力管の漏えい状況

(ii) 供用期間中検査に係る圧力管集合体の性能の維持状況

ロ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

(1) 核燃料物質取扱設備

(i) 分解検査に係る燃料交換装置の性能の維持状況

(ii) 漏えい検査に係る燃料移送装置の漏えい確

-
- ハ
- (1) 原子炉冷却系統施設
- (i) 分解検査
- a 冷却材再循環ポンプの性能の維持状況
- b 冷却材再循環系逃し安全弁の性能の維持状況
- c 原子炉給水ポンプの性能の維持状況
- d 主蒸気隔離弁の性能の維持状況
- (ii) 新燃料貯蔵設備の運転性能
- a 使用済燃料貯蔵設備の運転性能
- b 新燃料貯蔵設備の貯蔵能力
- (iii) 系統機能検査に係る動力源喪失時に有すべき機能
- a 使用済燃料貯蔵プール水冷却浄化系の運転性能
- b 系統運転性能検査
- (2) 核燃料物質貯蔵設備
- (i) 貯蔵能力確認検査
- a 使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力
- b 新燃料貯蔵設備の貯蔵能力
- (ii) 系統運転性能検査
- a 使用済燃料貯蔵プール水冷却浄化系の運転性能
- b 新燃料貯蔵設備の貯蔵能力
- (iii) 系統運転性能検査
- a 燃料交換装置の運転性能
- b 燃料移送装置の運転性能
- (iv) 系統機能検査に係る動力源喪失時に有すべき機能
- a 使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力
- b 新燃料貯蔵設備の貯蔵能力
-

(v)	g	一次冷却設備全体の状況 供用期間中検査
	f	荷運転中に係るものに限る。）
	e	タービン弁の動作状況
	d	主蒸気系隔離弁の動作状況
	c	冷却材再循環系逃し安全弁の動作状況
	b	原子炉給水系調整弁の動作状況
	a	原子炉給水系の警報及びインターロックの動作状況
(iv)	b	蒸気放出プール冷却系の運転性能 系統機能検査
	a	冷却材再循環系の運転性能
(iii)	b	主蒸気系隔離弁の漏えい状況 系統運転性能検査
	a	冷却材再循環系逃し安全弁の漏えい状況
(ii)	h	蒸気タービン及び付属設備の性能の維持 状況
	g	蒸気放出プール冷却ポンプ及び主要弁の性能の維持状況
	f	隔離冷却ポンプ及び主要弁の性能の維持 状況
	e	非常用炉心冷却系ポンプ及び主要弁の性能の維持状況

-
- ホ
- (2) | (i) | 貯蔵能力確認検査に係る液体廃棄物貯蔵タ
ンクの貯蔵能力
 - (2) | 液体廃棄物の廃棄設備
 - (1) | 放射性廃棄物の廃棄施設
 - (1) | 気体廃棄物の廃棄設備における系統運転性能
検査に係る気体廃棄物処理装置の運転性能
 - (5) | 御用空気圧縮設備の警報及びインターロックの
動作状況
 - (4) | 重水ダンプ系の警報及びインターロックの動作
状況
 - (4) | 非常用制御設備における系統機能検査に係る
クの動作状況
 - (iii) | (ii) | 系統運転性能検査
 - (ii) | a | 制御棒駆動機構の駆動性能
 - (ii) | b | 制御棒のそう入時間
 - (3) | (i) | 分解検査に係る制御棒駆動機構の健全性確
認
 - (3) | b | 工学的安全施設作動回路の設定状況
 - (iii) | a | 原子炉保護回路の設定状況
 - (iii) | b | 工学的安全施設作動回路の設定状況
 - b | 工学的安全施設作動設備のロジック回路
の動作状況
 - 設定値確認検査
-

-
- (1) 放射線管理施設
 - (i) 屋内管理用放射線監視設備
 - (ii) 線源校正検査
 - a プロセスモニタの校正状況
 - b エリアモニタの校正状況
 - (ii) 性能検査に係る換気設備フィルタの性能
 - (iii) 系統運転性能検査に係る非常用ガス処理システムの運転性能
 - (iv) ファンの運転性能
 - (2) 放射線管理施設
 - (i) プロセスモニタの校正状況
 - (ii) エリアモニタの校正状況
 - (ii) 性能検査に係る換気設備フィルタの性能
 - (iii) 系統運転性能検査に係る非常用ガス処理システムの運転性能
 - (iv) プロセスモニタの警報及びインターロックの動作状況
 - (3) 固体廃棄物の廃棄設備
 - (i) 貯蔵能力確認検査
 - a 固体廃棄物貯蔵庫の貯蔵能力
 - b 固体廃棄物貯蔵タンクの貯蔵能力
 - (ii) 系統運転性能検査に係る固体廃棄物処理装置の運転性能
 - (iii) 系統運転性能検査に係る固体廃棄物貯蔵庫の放射線管理状況
 - (4) 漏えいの検出装置及び警報装置における警報の動作状況
 - (iii) 系統機能検査に係る固体廃棄物貯蔵庫の放射線管理状況
 - (ii) 系統運転性能検査に係る固体廃棄物処理装置の運転性能
 - (i) 貯蔵能力確認検査
 - a 固体廃棄物貯蔵庫の貯蔵能力
 - b 固体廃棄物貯蔵タンクの貯蔵能力
-

- イ 原子炉本体
- (1) 原子炉容器
 - (i) 漏えい検査に係るカランドリアタンの漏
- ニ 令第一条第二号に規定する原子炉のうち法第四十三條の三の二第二項の認可を受けた原子炉にあっては、次に掲げるものの性能に係る検査であつて、第二十一條第二号イ及びロに掲げる技術上の基準に適合しているかどうかについて行うものとする。
- イ 原子炉本体
- (1) 原子炉容器
 - (i) 漏えい検査に係るカランドリアタンの漏
- チ 其他原子炉の附属施設における非常用電源設備
 - (1) 分解検査に係る非常用ディーゼル発電機の性能の維持状況
 - (2) システム機能検査に係る直流電源装置の警報及びインターロックの動作状況
 - ア ニュラス排気系の警報及びインターロックの動作状況
 - イ ロックの動作状況
 - ロ グラフ表示装置の動作状況
 - ハ 格納容器空気再循環系の警報及びインターロックの動作状況
 - ニ ユーラス排気系の警報及びインターロックの動作状況
 - ヘ 格納容器スプレイ装置の警報及びインターロックの動作状況
 - ヘ 格納容器空気再循環系の警報及びインターロックの動作状況
 - ニ ユーラス排気系の警報及びインターロックの動作状況
 - ヘ 格納容器スプレイ装置の警報及びインターロックの動作状況
- (iii) 性能検査
 - ア 格納容器空気再循環系フィルタの性能
 - イ ニュラス排気系フィルタの性能
- (iv) システム機能検査
 - ア 格納容器スプレイ装置の警報及びインターロックの動作状況
 - イ ロックの動作状況
 - ロ グラフ表示装置の動作状況
 - ハ 格納容器空気再循環系の警報及びインターロックの動作状況
 - ニ ユーラス排気系の警報及びインターロックの動作状況
 - ヘ 格納容器スプレイ装置の警報及びインターロックの動作状況
 - ヘ 格納容器空気再循環系の警報及びインターロックの動作状況
 - ニ ユーラス排気系の警報及びインターロックの動作状況
 - ヘ 格納容器スプレイ装置の警報及びインターロックの動作状況

ホ (1) 放射性廃棄物の廃棄施設 液体廃棄物の廃棄設備	ニ (1) 計測制御系統施設 その他の設備における系統機能検査に係る制御 御用空気圧縮設備の警報及びインターロックの 動作状況	(iv) 供用期間中検査に係る余熱除去系の性能の 維持状況	(iii) 報及びインターロックの動作状況 a 余熱除去系の運転性能 b 原子炉補機冷却系の運転性能	(ii) 系統運転性能検査 (i) 漏えい検査に係る重水冷却系の漏えい確認	ハ (1) 原子炉冷却系統施設 その他の設備	(iii) 系統機能検査に係る動力源喪失時に有すべ き機能	(ii) 系統運転性能検査に係る使用済燃料貯蔵設 備の運転性能	(i) 貯蔵能力確認検査に係る使用済燃料貯蔵設 備の貯蔵能力 (1) 核燃料物質貯蔵設備 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 えい確認
--------------------------------------	---	-----------------------------------	---	--	--------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------------	--

- (iv) 系統機能検査
 - (iii)
 - (ii) 性能検査に係る換気設備フィルタの性能
 - (i) 系統運転性能検査に係る非常用ガス処理系
ファンの運転性能
 - (ii)
 - (i) システム機能検査に係る警報及びインターロックスの動作状況
 - (i) 貯蔵能力確認検査に係る液体廃棄物貯蔵タンクの貯蔵能力
- (2)
- (i) 固体廃棄物の廃棄設備
貯蔵能力確認検査
 - (ii)
 - a 固体廃棄物貯蔵庫の貯蔵能力
 - b 固体廃棄物貯蔵タンクの貯蔵能力
 - (iii) 系統運転性能検査に係る固体廃棄物処理装置の運転性能
- (3)
- (iii) 系統機能検査に係る固体廃棄物貯蔵庫の放射線管理状況
 - (ii) 漏えいの検出装置及び警報装置における警報の動作状況
 - (i) 放射線管理施設
屋内管理用放射線監視設備
- ～
- (1)
 - (i) 線源校正検査
 - (ii)
 - a プロセスモニタの校正状況
 - b エリアモニタの校正状況
 - (iii) 性能検査に係る換気設備フィルタの性能
 - (iv) 系統運転性能検査に係る非常用ガス処理系
ファンの運転性能

- ト|
 - 備|
 - (i)| 分解検査に係る非常用ディーゼル発電機
性能の維持状況
 - (ii)| 系統機能検査
 - a| 非常用ディーゼル発電機の警報及びイン
 - その他原子炉の附属施設における非常用電源設
備|
 - (ii)| 設定値確認検査に係る屋外管理用放射線監
視装置の設定状況
 - (i)| 線源校正検査に係る屋外管理用放射線監視
装置の校正状況
- (2)|
 - c| 廃棄物処理建屋設備室の負圧状態
 - b| 廃棄物処理室の負圧状態
 - a| 燃料貯蔵プール建屋の負圧状態
 - (vi)| 負圧検査
 - b| エリアモニタの設定状況
 - (v)| 設定値確認検査
 - a| プロセスモニタの設定状況
 - b| エリアモニタの設定状況
 - d| 非常用ガス処理系のインターロックの動
作状況
 - c| 換気設備のインターロックの動作状況
 - b| エリアモニタの警報及びインターロック
の動作状況
 - a| プロセスモニタの警報及びインターロッ
クの動作状況

(削る)

ターレットの動作状況
b 直流電源装置の警報及びインターロック
の動作状況

(機構が行う施設定期検査の通知書)

第十九条の三 原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合に、当該申請に係る法第二十九条第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一 検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 検査を受ける工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査を行う時期

四 検査を行う場所

五 検査の対象

六 検査の方法

2 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

一 申請書等及びその添付書類

二 第十九条第一項の申請書又は同条第二項の届出に係る書類

3 原子力規制委員会は、第一項の通知書に記載された

(削る)

事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする

(準用)

第十九の四 第八条の四の規定は、法第二十九条第一項の施設定期検査に準用する。この場合において、「法第二十八条第三項において準用する法第十六条の第三四項」とあるのは「法第二十九条第三項において準用する法第十六条の五第四項」と読み替えるものとする。

(施設定期検査合格証)

(削る)

第二十条 原子力規制委員会は、法第二十九条第一項の施設定期検査に合格したと認めたときは、当該申請に係る施設定期検査合格証を交付する。

(施設定期検査の技術上の基準)

(削る)

第二十一条 法第二十九条第二項に規定する性能の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 令第一条第二号に規定する原子炉（次号に掲げる原子炉を除く。）

イ 第九条各号に掲げる性能の技術上の基準に適合していること。

ロ 原子炉施設の耐圧、耐放射線その他の性能が、法第二十八条の使用前検査において原子力規制委員

(届出を要する発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更)

第六条 法第四十三條の三の八第四項の原子力規制委員会規則で定める変更は、法第四十三條の三の五第二項第九号又は第十号に掲げる事項の変更を伴わないものであって、次に掲げるものとする。

一 第三条第一項第二号ニ(2)の核燃料物質貯蔵設備のうち、使用済燃料貯蔵設備の構造の変更であつて、

二 会が合格と認めた状態に維持されていること。

令第一条第二号に規定する原子炉のうち法第四十三條の三の二第二項の認可を受けた原子炉

イ 第九条第一号(崩壊熱除去装置及び非常用動力源並びに非常用制御電源に限る。)、第二号、第六号(原子炉の運転中特に立ち入る場所及び原子炉の運転停止後一定時間後に立ち入る場所を除く。)、第七号及び第八号に掲げる性能の技術上の基準に適合していること。

ロ 原子炉施設の放射性物質の漏えいを防止する能力その他の性能(原子炉が再度運転されないように措置されており、かつ、原子炉に燃料体が存在しないことが明らかの場合において維持する必要があるものに限る。)が、法第二十八條の使用前検査において原子力規制委員会が合格と認めた状態に維持されていること。

(新設)

同一の工場又は事業所内に存する二以上の発電用原子炉施設において使用済燃料貯蔵設備の全部又は一部を共用するもの（当該使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の種類の変更を伴うものを除く。）

二| 第三条第一項第二号トの放射性廃棄物の廃棄施設のうち、気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄設備又は固体廃棄物の廃棄設備の構造の変更であつて、発電用原子炉施設が同一の工場又は事業所内に二以上存在する場合において気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄設備又は固体廃棄物の廃棄設備等の全部又は一部を共用するもの

三| 第三条第一項第二号ト(3)の固体廃棄物の廃棄設備の廃棄物の処理能力の変更のうち、貯蔵能力を変更するもの（固体廃棄物の廃棄設備の増設を伴うものを除く。）

四| 第三条第一項第二号又(2)の非常用電源設備の構造の変更のうち、法第四十三條の三の五第一項又は法第四十三條の三の八第一項の許可を受けた構造と同一の構造の非常用ディーゼル発電機の台数又は蓄電池の数を増加するもの（当該非常用ディーゼル発電機又は蓄電池に接続する設備の変更を伴うものを除く。）

出) (発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更の届

第七條 發電用原子炉設置者は、法第四十三條の三の八

第四項の規定による届出をしようとするときは、次の事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 変更の内容

四 変更の理由

五 工事計画

2 前項の届出書の記載については、次の各号によるものとする。

一 前項第三号の変更の内容については、第三条第一項第二号に掲げる区分によって記載すること。

二 前項第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。

3 第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。

一 変更後における発電用原子炉の使用の目的に関する説明書

二 変更後における発電用原子炉の熱出力に関する説明書

三 変更の工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類

四 変更後における発電用原子炉の運転に要する核燃

(新設)

- 料物質の取得計画を記載した書類
- 五 変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書
- 六 変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
- 七 変更に係る発電用原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五十キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
- 八 変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書
- 九 変更後における発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書
- 十 変更後における発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書
- 4 第一項の届出書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。
- (工事の計画の認可を要しない工事)
- 第八条 法第四十三条の三の九第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設の設置又は変更の工事は、次に掲げるもの以外のものとする。
- 一 別表第一の上欄に掲げる工事の種類に依りて、そ

(新設)

それぞれ同表の中欄に掲げる工事

2| 二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域（以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。）内において行う同法第七条第一項各号に掲げる行為（当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際に着手しているもの及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百六号）第二条第一号から第八号までに掲げるものを除く。）に係る工事（以下「制限工事」という。）（前号に掲げるものを除く。）

2| 法第四十三条の三の九第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事若しくは急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）の変更を伴う変更以外の変更とする。

3| 法第四十三条の三の九第六項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次条第一項第二号の工事計画に記載された事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

（工事の計画の認可等の申請）

第九條 法第四十三條の三の九第一項又は第二項の認可

を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 工事計画（次号に掲げるものを除く。）

三 品質管理監督システムの計画

四 工事工程表

五 変更の工事又は工事の計画の変更の場合にあっては、変更の理由

2 | 前項第二号の工事計画には、申請に係る発電用原子炉施設の種類に応じて、別表第二の中欄に掲げる事項（その申請が修理の工事に係る場合は、修理の方法）を記載しなければならない。この場合において、その申請が変更の工事又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載しなければならない。

3 | 第一項の認可又は変更の認可の申請をする場合は、第一項各号の書類のほか、当該発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類を添えてその申請をしなければならない。

4 | 工事の計画の全部につき一時に法第四十三條の三の九第一項の規定による認可又は同条第二項の規定によ

（新設）

る変更の認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可又は変更の認可を申請することができる。この場合において、第一項各号の書類のほか、当該申請に係る部分以外の工事の計画の概要を記載した書類を添えてその申請をしなければならない。

5 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(工事の計画に係る軽微な変更の届出)

第十条 法第四十三条の三の九第六項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更に係る発電用原子炉施設の概要

三 法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

四 変更の内容

五 変更の理由

2 第一項の届出書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(工事の計画の届出を要する工事等)

第十一条 法第四十三条の三の十第一項の原子力規制委

(新設)

(新設)

員会規則で定める工事は、別表第一の上欄に掲げる工
事の種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げるもの（
発電用原子炉施設の一部が滅失し、若しくは損壊した
場合又は災害その他非常の場合において、やむを得な
い一時的な工事としてするものを除く。）とする。

2| 法第四十三条の三の十第一項の原子力規制委員会規
則で定める軽微な変更は、別表第一の下欄に掲げる変
更の工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質管理
の方法等の変更を伴う変更以外の変更とする。

（工事の計画の届出）

第十二条 法第四十三条の三の十第一項の規定による工
事の計画の届出をしようとする者は、次に掲げる事項
を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなけれ
ばならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、そ
の代表者の氏名

二 工事計画（次号に掲げるものを除く。）

三 品質管理監督システムの計画

四 工事工程表

五 変更の工事又は工事の計画の変更の場合にあって
は、変更の理由

2| 届出に係る発電用原子炉施設の種類に応じて、前項
第二号の工事計画には別表第二の中欄に掲げる事項（
その届出が修理の工事に係る場合は、修理の方法）を

（新設）

記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

3 第一項の届出をする場合は、第一項各号の書類のほか、当該発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類を添えてその届出をしなければならない。

4 工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の三十第一項の規定による届出をすることができないときは、その理由を付し、分割して届出をすることができる。この場合において、第一項各号の書類のほか、当該届出に係る部分以外の工事の計画の概要を記載した書類を添えてその届出をしなければならない。

5 第一項の届出書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(申請書又は届出書の記載事項の一部の省略)

第十三条 法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十三条の三十第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に記載すべき事項のうち、原子力規制委員会がその認可の申請又は届出に係る発電用原子炉施設の型式、設計等から見て記載すること

(新設)

一項又は前条第一項の規定にかかわらず、記載することを要しない。

(添付書類の省略)

第十四条 法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十三条の三十第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に添付すべき書類のうち、原子力規制委員会がその認可の申請又は届出に係る発電用原子炉施設の型式、設計等から見て申請書又は届出書に添付することを要しない旨の指示をしたものについては、第九条第三項又は第十二条第三項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

(使用前検査の申請)

第十五条 法第四十三条の三の十一第一項の検査（以下「使用前検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 申請に係る発電用原子炉施設の概要
- 四 法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認

(新設)

(新設)

-
- 可年月日及び認可番号又は法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をした年月日
- 五 検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所
- 六 申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が発電用原子炉の変更の工事（発電用原子炉の基数の増加の工事を除く。）に係る場合には、第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。
- 一 工事の工程
- 二 前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）
- 三 発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標
- 四 保守管理の実施に関する計画に係る次に掲げる事項
- イ 保守管理の実施に関する計画の始期（発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事に係る使用前検査の開始する日をいう。）及び期間
- ロ 発電用原子炉施設の保安のための点検、検査及び補修等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
-

ハ 発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施
する際に行う保安の確保のための措置

3| 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4| 前項に規定するもののほか、第二項第三号又は第四号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合は、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

5| 第一項の申請書及び第三項の書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(使用前検査の実施)

第十六条 使用前検査は、次の表の上欄に掲げる工事の工程において、原子力施設検査官（法第四十三条の三の十一第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定に基づき独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）が使用前検査に関する事務の一部を行う場合にあつては、機構の検査員（法第六十六条の資格を有する者をいう。以下同じ。））が同表の下欄に掲げる検査事項（同表第一号の下欄に掲げる検査事項については、可搬型の機械又は器具に係る検査事項を除く。）について行うものとする。

(新設)

工事の工程	検査事項
<p>一 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。）、放射線管理施設又は原子炉格納施設については、構造、強度又は</p>	<p>原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。）、放射線管理施設又は原子炉格納施設の構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの</p> <p>一 材料検査</p> <p>二 寸法検査</p> <p>三 外観検査</p> <p>四 組立て及び据付け状態を確認する検査</p> <p>五 耐圧検査</p> <p>六 漏えい検査</p> <p>七 原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査</p>

<p>三 発 電 用 原 子 </p>	<p>二 蒸 気 ター ビ ン の 車 室 の 下 半 部 の 据 付 け が 完 了 し た 時 及 び 補 助 ボイ ラー の 本 体 の 組 立 て が 完 了 し た 時 </p>	<p>漏 え い に 係 る 試 験 を す る こ と が で き る 状 態 に な っ た 時 </p>
<p>核 燃 料 物 質 の 取 扱 施 設 及 び 貯 </p>	<p>一 蒸 気 ター ビン の 構 造 、 機 能 又 は 性 能 を 確 認 す る 検 査 の う ち 次 に 掲 げ る も の イ 材 料 検 査 ロ 寸 法 検 査 ハ 外 観 検 査 ニ 組 立 て 及 び 据 付 け 状 態 を 確 認 す る 検 査 ホ 耐 圧 検 査 ヘ 漏 え い 検 査 </p> <p>二 補 助 ボイ ラー の 構 造 、 機 能 又 は 性 能 を 確 認 す る 検 査 の う ち 次 に 掲 げ る も の イ 材 料 検 査 ロ 寸 法 検 査 ハ 外 観 検 査 ニ 組 立 て 及 び 据 付 け 状 態 を 確 認 す る 検 査 </p>	

<p>四 発電用原子 炉の臨界反応 操作を開始す ることができ る状態になつ た時</p>	<p>炉に燃料体を 挿入すること ができる状態 になつた時</p>
<p>原子炉本体、原子炉冷却系統 施設、計測制御系統施設（発 電用原子炉の運転を管理する ための制御装置を除く。）及 び発電機の機能又は性能であ って、発電用原子炉が臨界に 達する時に必要なものを確認 する検査</p>	<p>蔵施設、原子炉冷却系統施設 、計測制御系統施設、放射性 廃棄物の廃棄施設、放射線管 理施設、原子炉格納施設、非 常用電源設備、常用電源設備 、火災防護設備、浸水防護施 設、補機駆動用燃料設備（非 常用電源設備及び補助ボイラ ーに係るものを除く。）、非 常用取水設備、敷地内土木構 造物及び緊急時対策所の機能 又は性能であつて、発電用原 子炉に燃料体を挿入した状態 において必要なものを確認す る検査</p>

<p>五 工事の計画に係る全ての工事が完了した時</p>	<p>発電用原子炉の出力運転時における発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する検査その他工事の完了を確認するために必要な検査</p>
------------------------------	--

(使用前検査を要しない場合)

第十七条 法第四十三條の三の十一第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 原子炉本体を試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
- 二 前号に規定する発電用原子炉施設以外の発電用原子炉施設を試験のために使用する場合
- 三 発電用原子炉施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
- 四 発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の

(新設)

内容により、原子力規制委員会が支障がないと認め
て検査を受けないで使用することができ旨を指示
した場合

五 制限工事の場合

(機構が行う使用前検査等)

第十八条 法第四十三條の三の十一第三項において準用
する法第十六條の三第三項の規定により原子力規制委
員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次
に掲げるものとする。

一 第十六條の表の上欄第一号及び第二号に掲げる工
事の工程において同表の下欄に掲げる検査事項

二 第十六條の表の上欄第三号に掲げる工事の工程に
おいて同表の下欄に掲げる検査事項のうち次に掲げ
るもの

イ ナトリウム冷却型発電用原子炉施設であつて、
原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の
機能又は性能を確認する検査のうち、一次冷却材
の循環設備、二次冷却材の循環設備、一次ナトリ
ウム補助設備、二次ナトリウム補助設備、一次ア
ルゴンガス系設備、メンテナンス冷却系設備、原
子炉補機冷却設備及び機器冷却系設備並びに別表
第二の中欄に掲げる記載事項のうち基本設計方針
、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係
るもの

(新設)

ロ ナトリウム冷却型発電用原子炉施設であつて、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の機能又は性能を確認するための検査のうち、制御棒駆動装置、計測装置、ナトリウム漏えい検出装置、破損燃料検出装置、安全保護設備（原子炉の非常停止並びに工学的安全施設及びこれ以外の設備であつて、重大な事故時に自動的に作動させる設備の作動に必要な計測制御系統施設をいう。以下この項において同じ。）及び制御用空気設備並びに別表第二の中欄に掲げる記載事項のうち基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

ハ ナトリウム冷却型発電用原子炉施設であつて、原子炉格納施設の機能又は性能を確認する検査のうち、真空逃がし装置、放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに別表第二の中欄に掲げる記載事項のうち基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

ニ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、蒸気タービン、発電用原子炉の運転を管理するための制御装置、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、常用電源設備、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（非常用電源設備又は補助ボイラーに係るものを除く。）、非常用取水設備、敷地内土木構造物及び緊急時対策所並びに別表第

二の中欄に掲げるこれらの基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置の機能又は性能を確認する検査

三| 第十六条の表の上欄第四号に掲げる工事の工程において同表の下欄に掲げる検査事項のうち次に掲げるもの

イ| 原子炉本体の機能又は性能を確認する検査のうち、炉心における燃料体の配置及び臨界状態を確認する検査並びに減速材温度係数の検査

ロ| 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の機能又は性能を確認する検査

ハ| 蒸気タービン、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）及び発電機の機能又は性能を確認する検査のうち、発電用原子炉、蒸気タービン及び発電機相互の停止に係るインターロックを確認する検査

四| 第十六条の表の上欄第五号に掲げる工事の工程において同表の下欄に掲げる検査事項のうち次に掲げるもの

イ| 発電用原子炉の停止時において実施する検査のうち次に掲げるもの

(1) ナトリウム冷却型発電用原子炉施設であつて、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の機能又は性能を確認する検査のうち、一次冷却材の循環設備、二次冷却材の循環設備、一

次ナトリウム補助設備、二次ナトリウム補助設備、一次アルゴンガス系設備、メンテナンス冷却系設備、原子炉補機冷却設備、及び機器冷却系設備並びに別表第二の中欄に掲げる記載事項のうち基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

(2) | ナトリウム冷却型発電用原子炉施設であつて、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の機能又は性能を確認する検査のうち、制御棒駆動装置、計測装置、ナトリウム漏えい検出装置、破損燃料検出装置、安全保護設備及び制御用空気設備並びに別表第二の中欄に掲げる記載事項のうち基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

(3) | ナトリウム冷却型発電用原子炉施設であつて、原子炉格納施設の機能又は性能を確認する検査のうち、真空逃がし装置、放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに別表第二の中欄に掲げる記載事項のうち基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

(4) | 重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設であつて、原子炉冷却系統施設のうち、余熱除去系設備、原子炉補機冷却系設備及び海水系設備に係る

-
- (5) もの
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、蒸気タービン、発電用原子炉の運転を管理するための制御装置、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、常用電源設備、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（非常用電源設備又は補助ボイラーに係るものを除く。）、非常用取水設備、敷地内土木構造物、緊急時対策所並びに別表第二の中欄に掲げるこれらの基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置の機能又は性能を確認する検査
- ロ 発電用原子炉の出力運転時（定格出力運転時を除く。）において実施する検査
- 2 前項の規定にかかわらず、発電用原子炉施設の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら検査を行う必要があると認めた場合は、当該発電用原子炉施設に係る検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。
- 3 原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要があると認めた場合には、機構に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 機構は、次条第二項の通知に基づき、第一項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。
-

(機構が行う使用前検査の通知書等)

第十九条 原子力規制委員会は、第十五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十六条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の方法その他必要な事項を定め、当該申請に係る検査実施要領書（法第四十三条の三の十一第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2 原子力規制委員会は、第十五条第一項の申請書の提出又は同条第三項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三条の三の十一第三項の規定において準用する法第十六条の三第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

- 一 検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 検査を受ける発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 検査を行う時期
 - 四 検査を行う場所
 - 五 検査の対象
 - 六 検査の方法
- 3 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付す

(新設)

るものとする。

一 第九条第一項の申請書及び同条第三項の書類（工事の計画を分割して申請した場合にあっては、同条第四項に規定する書類を含む。）、第十条第一項の届出書又は第十二条第一項の届出書及び同条第三項の書類（工事の計画を分割して届出をした場合にあっては、同条第四項に規定する書類を含む。）

二 第十五条第一項の申請書及び同条第二項の書類又は同条第三項の書類（保守管理の目標又は実施に関する計画を変更した場合にあっては、同条第四項に規定する書類を含む。）

4 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

（使用前検査結果の通知）

第二十条 法第四十三条の三の十一第三項において準用する法第十六条の三第四項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

一 検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 検査を受けた発用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査を行った年月日

四 検査を行った場所

（新設）

- 五 検査の対象
- 六 検査の方法
- 七 検査の結果

(使用前検査合格証)

第二十一条 原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めるときは、当該申請に係る使用前検査合格証を交付する。

(新設)

(試験使用の承認等の申請)

第二十二条 第十七条第一号又は第三号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(新設)

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 使用しようとする発電用原子炉施設の設置又は変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 使用しようとする発電用原子炉施設の概要
 - 四 法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の工事の計画の認可年月日及び認可番号又は法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をした年月日
 - 五 申請に係る発電用原子炉施設の使用開始の予定年月日及び使用期間
 - 六 使用の方法
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えて提出し

なければならぬ。ただし、当該申請が試験のための使用以外の使用に係る場合には、第二号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

一 使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

二 試験項目及び試験工程表

(燃料体検査の申請)

第二十三条 法第四十三条の三の十二第一項の検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 燃料体の型式

三 法第四十三条の三の十二第二項の燃料体の設計の認可年月日及び認可番号

四 燃料体の個数(燃料要素の集合体である燃料体に係る場合は、燃料要素の数を併せて記載すること。

五 検査を受けようとする加工の工程、期日及び場所

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添えて提出しなければならない。

一 加工の工程

二 燃料体の品質管理の状況、加工の内容等

(新設)

- 3 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。
- 4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(燃料体検査の実施)

第二十四条 法第四十三条の三の十二第一項の原子力規制委員会規則で定める加工の工程は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該加工の工程ごとに、原子力施設検査官（法第四十三条の三の十二第六項の規定に基づき機構が法第四十三条の三の十二第一項の検査に関する事務の一部を行う場合にあつては、機構の検査員）が同表の下欄に掲げる検査事項について行うものとする。

加工の工程	検査事項
一 燃料材、燃料被覆材その他の部品について、組成、構造又は強度に係る試験	燃料材、燃料被覆材その他の部品の化学成分の分析結果の確認その他これらの部品の組成、構造又は強度に係る検査

(新設)

<p>を する こと が で きる 状 態 に な った 時</p>	<p>二 燃 料 要 素 の 集 合 体 で あ る 燃 料 体 に つ い て は 、 燃 料 要 素 の 加 工 が 完 了 し た 時</p>	<p>三 加 工 が 完 了 し た 時</p>
	<p>燃 料 要 素 の 集 合 体 で あ る 燃 料 体 に 係 る 次 の 検 査 一 寸 法 検 査 二 湾 曲 度 を 確 認 す る 検 査 三 外 観 検 査 四 表 面 汚 染 密 度 検 査 五 溶 接 部 の 非 破 壊 検 査 六 ヘ リ ウ ム 漏 え い 検 査 (三 の 項 の 下 欄 第 三 号 の 検 査 が 行 わ れ る 場 合 を 除 く。)</p>	<p>組 み 立 て ら れ た 燃 料 体 に 係 る 次 の 検 査 一 寸 法 検 査 二 外 観 検 査 三 ヘ リ ウ ム 漏 え い 検 査 (二 の 項 の 下 欄 第 六 号 の 検 査 が 行 わ れ る 場 合 を 除 く。)</p>

(燃|料|体|検|査|を|要|し|な|い|場|合|)

第二十五条 法第四十三条の三の十二第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、燃料体の品質管理の状況、加工の内容等により、原子力規制委員会が支障がないと認めて前条の表の上欄の加工の工程の全部又は一部における検査を受けないで使用することができ旨を指示した場合とする。

(新設)

(燃料体の設計の認可)

第二十六条 法第四十三条の三の十二第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 核燃料物質の種類、初期濃縮度及び燃焼率
 - 三 燃料材及び燃料被覆材の種類、組成及び組織並びに燃料材及び燃料被覆材以外の部品の種類及び組成
 - 四 燃料体の構造及び重量
 - 五 燃料体を使用する発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
 - 六 燃料体を使用する発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の概要（発電用原子炉の型式を含む。）
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
- 一 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐腐食性その他の性能に関する説明書

(新設)

- 二 燃料体（燃料要素の集合体である燃料体にあつては、燃料要素）の強度計算書
- 三 燃料体の構造図
- 四 加工のフローシート
- 五 品質保証に関する説明書
- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。
- （機構が行う燃料体検査）
- 第二十七条 法第四十三条の三の十二第六項の規定により原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次に掲げるものとする。
- 一 第二十四条の表の第一号及び第二号に規定する検査
- 二 第二十四条の表の第三号に規定する検査（第二十五条の規定により原子力規制委員会が支障がないと認めて第二十四条の表の第一号及び第二号の上欄に掲げる工程の全部における検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、燃料体の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら検査を行う必要があると認めた場合は、当該燃料体に係る検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。
- 3 原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要があると認めた場合には、機構に対し、その旨を通知するも

（新設）

のとする。

4 機構は、次条第二項の通知に基づき、第一項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(機構が行う燃料体検査の通知書等)

第二十八条 原子力規制委員会は、第二十三条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第二十四条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十三条の三の十二第六項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2 原子力規制委員会は、第二十三条第一項の申請書の提出又は同条第三項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三条の三の十二第六項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一 検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 検査を行う時期

三 検査を行う場所

四 検査の対象

(新設)

五 検査の方法

3 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

一 第二十三条第一項の申請書及び同条第二項の書類又は同条第三項の書類

二 検査を受ける燃料体に係る第二十六条第一項の申請書及び同条第二項の書類

4 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(燃料体検査結果の通知)

第二十九条 法第四十三条の三の十二第七項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

一 検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 検査を行った年月日

三 検査を行った場所

四 検査の対象

五 検査の方法

六 検査の結果

(燃料体検査合格証)

第三十条 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の十

(新設)

(新設)

二 第一項の検査に合格したと認めるときは、当該申請に係る燃料体検査合格証を交付する。

(溶接事業者検査を行うべき発電用原子炉施設)

第三十一条 法第四十三条の三の十三第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるとおりとする。

- 一 原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器
- 二 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。以下この条において同じ。）
計測制御系統施設又は放射線管理施設に属する容器であつて非常時に安全装置として使用されるもの
- 三 原子炉本体に属する容器又は原子炉格納容器に取り付けられる管のうち、それが取り付けられる当該容器から最も近い止め弁までの部分
- 四 原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射線管理施設又は原子炉格納施設のうち原子炉格納容器安全設備、放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備若しくは圧力逃がし装置に属する管であつて、非常時に安全装置として使用されるもの（前号に規定するものを除く。）
- 五 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。以下この条において同じ。）

(新設)

若しくは放射線管理施設に属する容器（第二号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径六十一ミリメートル（最高使用圧力九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超える管（前二号に規定するものを除く。）であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上のもの

六

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設若しくは放射線管理施設に属する容器（第二号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径百五十ミリメートル以上の管（第三号及び第四号に規定するものを除く。）であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）未満のもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接を必要とするもの

イ 水用の容器又は管であつて、最高使用温度百度未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル

ロ 液化ガス（通常の使用状態での温度における飽

- 和圧力が百九十六キロパスカル以上であつて現に液体の状態であるもの又は圧力が百九十六キロパスカルにおける飽和温度が三十五度以下であつて現に液体の状態であるものをいう。以下同じ。）
- 用の容器又は管については、最高使用圧力零キロパスカル
- ハ イ又はロに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル
- ニ イ又はロに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル）
- 七 蒸気タービンに係る蒸気だめ若しくは熱交換器又は非常用電源設備、補助ボイラー若しくは補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）に属する容器のうち、耐圧部分について溶接を必要とするもの
- 八 蒸気タービン、非常用電源設備、補助ボイラー、火災防護設備又は区画排水設備に係る外径百五十ミリメートル以上の管のうち、耐圧部分について溶接を必要とするもの

（溶接事業者検査の実施）

第三十二条 溶接事業者検査は、溶接の状況について、法第四十三条の三の十四に規定する技術上の基準に適合するものであることを確認するために十分な方法で

（新設）

行うものとする。

(溶接事業者検査の記録)

第三十三条 溶接事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
 - 二 検査の対象
 - 三 検査の方法
 - 四 検査の結果
 - 五 検査を行った者の氏名
 - 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
 - 七 検査の実施に係る組織
 - 八 検査の実施に係る工程管理
 - 九 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
 - 十 検査記録の管理に関する事項
 - 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2| 溶接事業者検査の結果の記録は、前項第一号から第六号までに掲げる事項については、当該検査に係る原子炉容器等の存続する期間保存するものとし、同項第七号から第十一号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査を行った後最初の法第四十三条の三の十三第七項の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

(新設)

(溶接事業者検査を要しない場合)

第三十四条 法第四十三条の三の十三第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないと認めて溶接事業者検査を行わないで使用することができる旨の指示をした場合

二 次に掲げる設備を、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出て発電用原子炉施設に属する設備として使用する場合

イ ボイラー及び压力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第七条第一項若しくは第五十三条第一項の溶接検査に合格した設備又は同規則第八十四条第一項若しくは第九十条の二において準用する同規則第八十四条第一項の検定を受けた設備

ロ 発電用原子炉施設（一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一号、第二号又は第四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。）であつて、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十六条の三の特定設備検査に合格し、又は同法第五十六条の六の十四第二項の規定若しくは第五

(新設)

十六條の六の二十二第二項において準用する同法
第五十六條の六の十四第二項の規定による特定設
備基準適合証の交付を受けたもの

三 漏止め溶接のみをした第三十一条第六号から第八
号までに規定する容器又は管（耐圧部分についてそ
の溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する
場合

（溶接安全管理審査の申請）

第三十五条 法第四十三条の三の十三第三項の審査（以
下「溶接安全管理審査」という。）を受けようとする
者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程
で定めるところにより、申請書を機構に提出しなけれ
ばならない。

（新設）

（溶接安全管理審査の実施）

第三十六条 溶接安全管理審査は、次に掲げるいずれか
の方法により行うものとする。

（新設）

一 溶接事業者検査の実施に係る体制について確認す
るとともに、継続的な品質保証の確保がなされてい
るか否かを確認する方法

二 溶接事業者検査の実施に係る体制について確認す
る方法

（溶接安全管理審査の実施時期）

第三十七条 法第四十三条の三の十三第三項の原子力規

制委員会規則で定める時期は、次のとおりとする。

- 一 直近の法第四十三条の三の十三第七項の通知（この号に規定する耐圧試験に係る通知であつて、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織に係るものを除く。以下この条において単に「通知」という。）において、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であつて、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に溶接事業者検査を行ったものについては、耐圧試験を行う時期及び当該通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期
- 二 前号に規定する組織であつて、通知を受けた日から三年を超えない時期に溶接安全管理審査を受ける必要があるとして原子力規制委員会が定めるものについては、溶接安全管理審査を受ける必要があるが生じた時期
- 三 前二号に掲げる組織以外の組織については、溶接事業者検査を行う時期

（溶接安全管理審査の対象となる事項）

第三十八条 法第四十三条の三の十三第四項の原子力規

制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

（新設）

（新設）

- 二 検査記録の管理に関する事項
- 三 検査に係る教育訓練に関する事項

(溶接安全管理審査結果の通知)

第三十九条 法第四十三条の三の十三第五項の通知は、次に掲げる事項を記した書面によって行うものとする。

- 一 審査を受けた組織の名称
- 二 審査年月日
- 三 審査の結果

(溶接事業者検査を行った旨の表示)

第四十条 原子炉容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であつて輸入したものを設置する発電用原子炉設置者は、当該原子炉容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であつて輸入したものに係る溶接事業者検査を終了したときは、当該原子炉容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であつて輸入したものに溶接事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

(施設定期検査を受ける発電用原子炉施設)

第四十一条 法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げ

(新設)

(新設)

(新設)

るもの以外のものとする。

- 一 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（次号に掲げるものを除く。）、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。）、放射線管理施設、原子炉格納施設及び非常用電源設備
- 二 次の表の上欄に掲げる設備の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械又は器具であつて、最高使用圧力零キロパスカル以上の圧力を加えられる部分があるもの

設備の種類	機械又は器具
蒸気タービン本体	タービン本体、主要弁、復水器及び管
蒸気タービンの附属設備	熱交換器、冷却塔、給水ポンプ、管、蒸気だめ、安全弁及び逃がし弁

2

前項の規定にかかわらず、法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）については、法第四十三條の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子

炉施設は、次に掲げるもの（核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものに限る。）以外のものとする。

- 一 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- 二 放射性廃棄物の廃棄施設
- 三 放射線管理施設
- 四 非常用電源設備

（施設定期検査の申請）

第四十二条 法第四十三条の三の十五第一項の検査（以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類及び出力
 - 四 検査を受けようとする期日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
- 一 施設定期検査の期間において行われる定期事業者検査の計画
 - 二 前号の定期事業者検査に関する放射線管理

（新設）

-
- 三 発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標
- 四 保守管理の実施に関する計画に係る次に掲げる事項
- イ 保守管理の実施に関する計画の始期（施設定期検査の開始する日をいう。）及び期間
- ロ 発電用原子炉施設の保安のための点検、検査（定期事業者検査を含む。）及び補修等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
- ハ 発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
- 五 前回の施設定期検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類（発電用原子炉施設の運転の開始後最初に行われる施設定期検査に係る申請の場合にあつては、第十五条第二項第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類）の内容に変更があつた場合には、その変更の内容を説明する書類
- 六 前回の施設定期検査において提出した第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類（発電用原子炉施設の運転の開始後最初に行われる施設定期検査に係る申請の場合にあつては、第十五条第二項第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類）に記載された事項について評価を行い、当該事項を変更した場合は、その評価の結果を記載した書類
-

- 3 第一項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設についての施設定期検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類の
 - 四 検査を受けようとする期日
- 4 第一項の申請書若しくは第二項第一号から第五号までの書類又は前項の申請書の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。
- 5 前項に規定するもののほか、第二項第三号又は第四号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合は、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。
- 6 第一項又は第三項の申請書及び第四項の書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(施設定期検査の実施)

第四十三条 施設定期検査は、次に掲げる事項のうち、前条第二項各号に掲げる事項を説明する書類において記載された定期事業者検査に係る事項について、施設

(新設)

定期検査を受ける者が行う定期事業者検査に原子力施設検査官（法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定に基づき機構が施設定期検査に関する事務の一部を行う場合にあつては、機構の検査員。次項において同じ。）が立ち会い、又はその定期事業者検査の記録を確認することにより行うものとする。

一 第四十一条第一項第二号の設備にあつては、次に掲げる定期事業者検査に係る事項

イ タービン本体、主要弁、復水器、熱交換器及び主な配管の非破壊検査

ロ タービン本体及び主要弁の組立て及び据付け状態を確認する検査並びに保安装置の作動検査

二 蒸気タービン及びナトリウム冷却型発電用原子炉施設にあつては、前号に掲げるもののほか、その他原子力規制委員会が必要と認める定期事業者検査に係る事項

三 蒸気タービン及びナトリウム冷却型発電用原子炉施設（非常用電源設備を除く。）にあつては、前各号に掲げるもののほか、通常運転時における総合的な性能に関する定期事業者検査に係る事項

2 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設に係る施設定期検査については、次に掲げる事項について、施設定期検査を受ける者が行う試運転その他の機能及び作動の状況を確認するための検査に原子力施設検査

官が立ち会い、又はその検査の記録を確認することにより行うものとする。

一 第四十一条第二項第一号に係る設備にあつては、次に掲げる事項

イ 燃料取扱設備の系統運転性能検査

ロ 新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力確認検査

ハ 使用済燃料貯蔵設備の系統運転性能検査

次に掲げる事項

イ 液体廃棄物貯蔵設備の貯蔵能力確認検査

ロ 液体廃棄物貯蔵設備及び処理設備の系統運転性能検査

ハ 液体廃棄物貯蔵設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査

ニ 液体廃棄物処理設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査

ホ 固体廃棄物貯蔵設備の貯蔵能力確認検査

ヘ 固体廃棄物貯蔵設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査

ト 固体廃棄物処理設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査

三 第四十一条第二項第三号に係る設備にあつては、次に掲げる事項

イ エリアモニタリング設備の設定値確認検査

- ロ エリアモニタリング設備の警報及びインターロ
ックの動作状況の確認検査
- ハ エリアモニタリング設備の作動検査
- ニ プロセスモニタリング設備の設定値確認検査
- ホ プロセスモニタリング設備の警報及びインター
ロックの動作状況の確認検査
- ヘ プロセスモニタリング設備の作動検査
- ト 固定式周辺モニタリング設備及び移動式周辺モ
ニタリング設備の設定値確認検査
- チ 固定式周辺モニタリング設備及び移動式周辺モ
ニタリング設備の警報の動作状況の確認検査
- リ 換気設備の性能検査

四 第四十一条第二項第四号に係る設備にあつては、
次に掲げる事項

- イ 非常用発電装置の性能検査
- ロ 無停電電源装置の性能検査

(施設定期検査の実施時期)

第四十四条 法第四十三条の三の十五第一項の原子力規
制委員会規則で定める時期は、直近の施設定期検査が
終了した日以降十三月を超えない時期とする。ただし
、特定重要発電用原子炉施設のうち、発電用原子炉の
設置又は基数の増加の工事の後、施設定期検査を受け
ていないものにあつては、その運転が開始された日以
降十三月を超えない時期とする。

(新設)

2 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、直近の施設定期検査が終了した日以降九月を超えない時期（原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）とする。

（施設定期検査を要しない場合）

第四十五条 法第四十三条の三の十五第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合
 - 二 使用の状態から前条に規定する時期に施設定期検査を行う必要がないと認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき
 - 三 災害その他非常の場合において、前条に規定する時期に施設定期検査を受けることが著しく困難であると認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けらるべき時期を定めて承認したとき。
- 2 前項第二号又は第三号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（新設）

- 二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類及び出力
 - 四 直近の施設定期検査が終了した年月日
 - 五 施設定期検査開始希望年月日及びその理由
- 3 前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、第一項第三号の承認を受けようとする場合には、当該書類を添付することを要しない。

(機構が行う施設定期検査等)

- 第四十六条 法第四十三条の三の十五第二項の原子力規制委員会規則で定める特定重要発電用原子炉施設は、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。）、放射線管理施設、原子炉格納施設及び非常用電源設備とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五第二項の原子力規制委員会規則で定める特定重要発電用原子炉施設は、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及び非常用電源設備のうち核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものとする。

(新設)

- 3 | 法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部は、第四十三条第一項第一号に掲げるものとする。
- 4 | 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定により原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次に掲げるものとする。
 - 一 | 第四十三条第二項第一号及び第二号に掲げる事項
 - 二 | 第四十三条第二項第三号に掲げる事項のうち、換気設備の性能検査以外のもの
 - 三 | 第四十三条第二項第四号に掲げる事項のうち、非常用発電装置の性能検査以外のもの
- 5 | 前二項の規定にかかわらず、特定重要発電用原子炉施設の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら検査を行う必要があると認めた場合は、当該特定重要発電用原子炉施設に係る検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。
- 6 | 原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要があると認めた場合には、機構に対し、その旨を通知するものとする。
- 7 | 機構は、次条第二項の通知に基づき、第三項又は第四項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(機構が行う施設定期検査の通知書等)

第四十七条 原子力規制委員会は、第四十二条第一項又は第三項の申請書の提出を受けた場合には、第四十三条第一項各号に掲げる事項又は第四十一条第二項に掲げる施設に係る施設定期検査について行うべき検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2 | 原子力規制委員会は、第四十二条第一項若しくは第三項の申請書の提出又は同条第四項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一 | 検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

二 | 検査を受ける発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三 | 検査を行う時期

四 | 検査を行う場所

(新設)

五 検査の対象
六 検査の方法

3 前項の通知書には、第四十二条第一項の申請書及び同条第二項の書類若しくは同条第三項の申請書又は同条第四項の書類（保守管理の目標又は実施に関する計画を変更した場合にあつては同条第五項に規定する書類を含み、定期事業者検査に係る判定方法を変更した場合にあつては同条第六項に規定する書類を含む。）の写しを添付するものとする。

4 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

（施設定期検査結果の通知）

第四十八条 法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第四項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。

一 検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名

二 検査を受けた発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査を行った年月日

四 検査を行った場所

五 検査の対象

六 検査の方法

（新設）

七 検査の結果

(施設定期検査終了証)

第四十九条 原子力規制委員会は、施設定期検査を終了したと認めるときは、施設定期検査終了証を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、施設定期検査中に法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた場合には、当該施設定期検査は、その認可を受けた日に終了したものとみなす。

(定期事業者検査を行うべき発電用原子炉施設)

第五十条 法第四十三条の三の十六第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるものとする。

- 一 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設、非常用電源設備、補助ボイラー、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（補助ボイラー及び非常用発電設備に係るものを除く。）及び非常用取水設備

二 次の表の上欄に掲げる設備の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械又は器具（非常用電源設

(新設)

(新設)

備に属するものを除く。)

設備の種類	機械又は器具
蒸気タービン本体	タービン本体、主要弁、復水器及び管
蒸気タービンの附属設備	熱交換器、冷却塔、給水ポンプ、管、蒸気だめ、安全弁及び逃がし弁

(定期事業者検査の実施時期)

第五十一条 定期事業者検査は、次に掲げる時期に行うものとする。

一 特定発電用原子炉施設についての次条第一項第一号及び第二号並びに第二項に掲げる方法による定期事業者検査にあつては、第四十四条又は第四十五条の規定により定める当該発電用原子炉施設に係る特定重要発電用原子炉施設が施設定期検査を受けるべき時期

二 特定発電用原子炉施設についての次条第一項第三号に掲げる方法による定期事業者検査にあつては、運転が開始された日又は直近の施設定期検査が終了した日から次回の施設定期検査を開始する日までの

(新設)

期間において六月を超えない時期ごと

2 | 特定発電用原子炉施設についての次条第一項第一号及び第二号並びに第二項に掲げる方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより発電用原子炉の運転時における発電用原子炉施設の保安の確保に支障をきたさないもの（施設定期検査を受けるべきものを除く。）にあつては、前項第一号の規定にかかわらず、同号に掲げる時期よりも前の時期に行うことができる。

3 | 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

一 | 使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

二 | 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

4 | 前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

一 | 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 検査を行うべき発電用原子炉施設の種類及び出力
 - 四 直近の定期事業者検査が終了した年月日
 - 五 定期事業者検査開始希望年月日及びその理由
- 5 前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第三項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

(定期事業者検査の実施)

第五十二条 定期事業者検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

- 一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法
- 二 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法
- 三 各部の損傷、変形、摩耗等による異常の発生の兆候を作動している状態で確認するために十分な方法

(定期事業者検査の記録)

第五十三条 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日

(新設)

(新設)

-
- 二 検査の対象
 - 三 検査の方法
 - 四 検査の結果
 - 五 検査を行った者の氏名
 - 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
 - 七 検査の実施に係る組織
 - 八 検査の実施に係る工程管理
 - 九 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
 - 十 検査記録の管理に関する事項
 - 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2 定期事業者検査の結果の記録は、その特定発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

(定期安全管理審査の申請)

第五十四条 法第四十三条の三の十六第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）を受けようとする者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

(新設)

(定期安全管理審査の実施時期)

第五十五条 法第四十三条の三の十六第四項の原子力規

(新設)

制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査を行う時期とする。

(定期安全管理審査の対象となる事項)

第五十六条 法第四十三条の三の十六第五項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

二 検査記録の管理に関する事項

三 検査に係る教育訓練に関する事項

2 直近の法第四十三条の三の十六第六項において準用する法第四十三条の三の十三第七項の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織については、前項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号の規定を適用しない。

(定期安全管理審査結果の通知)

第五十七条 法第四十三条の三の十六第六項において準用する法第四十三条の三の十三第五項の通知は、次に掲げる事項を記した書面によって行うものとする。

一 審査を受けた組織の名称

二 審査年月日

三 審査の結果

2 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の十六第六項において準用する法第四十三条の三の十三第七項の

(新設)

(新設)

通知（機構が行った法第四十三条の三の十六第四項の規定による審査の結果に基づく同条第六項において準用する法第四十三条の三の十三第六項の評定の結果に限る。）の写し一通を機構に送付するものとする。

（電磁的方法による保存）

第五十八条 第三十三条第一項各号及び第五十三条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第四十三条の三の十三第一項並びに第四十三条の三の十六第一項及び第三項に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（運転計画）

第五十九条 法第四十三条の三の十七の規定による発電用原子炉の運転計画は、発電用原子炉ごとに、様式第一により作成するものとし、運転開始の予定の日の属する年度（毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）以後毎年度、当該年度の四月一日を始期とする三年間の運転計画を当該年度の前

（新設）

（運転計画）

第二十二條 法第三十条の規定による原子炉の運転計画は、原子炉ごとに、様式第一により作成するものとし、運転開始の予定の日の属する年度（毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）以後毎年度、当該年度の四月一日を始期とする三年間の運転計画を当該年度の前年度の一月三十一日までに

年度の一月三十一日までに届け出るものとする。

- 2 当該年度の前年度の二月一日から当該年度の三月三十一日までに法第四十三条の三の五第一項の規定による発電用原子炉の設置の許可若しくは法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可を受け、又は法第四十三条の三の八第四項の規定による届出をして、その期間内に運転を開始する場合における運転計画は、前項の規定にかかわらず、当該許可を受けた後又は当該届出が受理された日から三十日（法第四十三条の三の八第五項の規定により短縮され、又は同条第七項の規定により延長された場合には、当該短縮され、又は延長された期間）を経過後速やかに届け出るものとする。

- 3 前二項の運転計画を変更したときは、その変更した運転計画を変更の日から三十日以内に、発電用原子炉ごとに、様式第一により作成し、届け出るものとする。
- 4 前三項の運転計画の提出部数は、正本一通及び副本一通とする。

（合併及び分割の認可の申請）

第六十条 法第四十三条の三の八第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出

届け出るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該年度の前年度の二月一日から当該年度の三月三十一日までに法第二十三条第一項の規定による原子炉の設置の許可又は法第二十六条第一項の規定による変更の許可を受け、その期間内に運転を開始する場合にあつては、当該許可を受けて後速やかに届け出るものとする。

- 3 前二項の運転計画を変更したときは、その変更に係る運転計画を、原子炉ごとに、様式第一により作成し、変更の日から三十日以内に届け出るものとする。

- 4 前三項の運転計画の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

（合併の認可の申請）

第二十三条 法第三十一条第一項の合併の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

しなければならない。

- 一 (略)
 - 二 発電用原子炉の設置に係る工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を一体として承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 四 合併又は分割の方法及び条件
 - 五 合併又は分割の理由
 - 六 合併又は分割の時期
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 合併契約書又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し
 - 二 合併後存続する法人又は吸収分割により発電用原子炉施設を承継する法人が現に発電用原子炉設置者でない場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
 - 三 (略)
 - 四 合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を一

一 (略)

- 二 原子炉の設置に係る工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 合併後存続する法人又は合併によって設立される法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 四 合併の方法及び条件
 - 五 合併の理由
 - 六 合併の時期
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 合併契約書の写し
 - 二 合併の当事者の一方が原子炉設置者でない場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
 - 三 (略)
 - 四 合併後存続する法人又は合併によって設立される法人の定款

体として承継する法人の定款

五 前号に規定する法人が法第四十三条の三の七第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(許可の取消し)

第六十一条 法第四十三条の三の二十第一項に規定する期間は、法第四十三条の三の五第一項の許可を受けた日から五年とする。

(記録)

第六十二条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
------	---------	------

(新設)

(新設)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(許可の取消)

第二十四条 法第三十三条第一項に規定する期間は、法第二十三条第一項の許可を受けた後五年とする。

(記録)

第二十五条 法第三十四条の規定による記録は、原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
------	---------	------

一 発電用原子炉施設の保守管理記録	イ 法第四十三条の三の十一第一項の規定による使用前検査の結果	ロ 法第四十三条の三の十五第一項の規定による施設定期検査の結果	ハ 第七十五条の規定による巡視及び点検の状況（法第四十三条の三の三の十二第二項の認可を受けた場合の廃止措置対象施設においては、巡視の
	(略)	(略)	、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受け、全核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合における当該廃止
	(略)	(略)	(略)

一 原子炉施設の保守管理記録	イ 法第二十八条第一項の規定による使用前検査の結果	ロ 法第二十九条第一項の規定による施設定期検査の結果	ハ 第二十九条の規定による巡視及び点検の状況（法第四十三条の三の二の第二項の認可を受けた場合の廃止措置対象施設においては、巡視の状況
	(略)	(略)	、法第四十三条の三の二第二項の認可を受け、全核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合における当該廃止措置
	(略)	(略)	(略)

状況に限る。）並 びにその担当者 の氏名 措置対象施設に係 る巡視にあつては 毎週一回とする。	ニ 第七十六條第一 項第四号の規定に よる保守管理の実 施状況及びその担 当者の氏名 (略)	ホ 第七十六條第一 項第五号の規定に よる保守管理に関 する方針、保守管 理の目標及び保守 管理の実施に關す る計画の評価の結 果及びその評価の 担当者の氏名 (略)
--	---	--

保守管理 を実施し た発電用 原子炉施 設を解体 又は廃棄 した後五 年が経過 するまで の期間	評価を 実施した 発電用原 子炉施設 の保守管 理に關す る方針、 保守管理 の目標又 は
---	--

に限る。）並び にその担当者 の氏名 対象施設に係る巡 視にあつては毎 週一回とする。	ニ 第三十條第一 項第四号の規定に よる保守管理の実 施状況及びその担 当者の氏名 (略)	ホ 第三十條第一 項第五号の規定に よる保守管理に關 する方針、保守管 理の目標及び保守 管理の実施に關す る計画の評価の結 果及びその評価の 担当者の氏名 (略)
--	--	---

保守管理 を実施し た原子炉 施設を解 体又は廃 棄した後 五年が経 過するま での期間	評価を 実施した 原子炉設 施の保守 管理に關 する方針 、保守管 理の目標 又は
--	---

ト 運転開始前及び 運転停止後の発電 配置	へ 発電用原子炉内 における燃料体の 配置	量 これらの毎日の補給 量の純度並びにこ れらの純度並びにこ の純度並びに限る。 体のものに限り。 材及び減速材（流 体のものに限る。 ）の純度並びにこ れらの毎日の補給 量	ホ 発電用原子炉に 使用している冷却 材及び減速材（流 体のものに限る。 ）の純度並びにこ れらの毎日の補給 量	イ、ニ（略）	十三條の三の三十二 項の認可を受けた原 子炉に係るものを除 く。）	二 運転記録（法第四 十三條の三の三十二 項の認可を受けた原 子炉に係るものを除 く。）	
(略)	(略)		(略)	(略)			

(略)	(略)		(略)	(略)			保守管理 の実施に 関する計 画の改訂 までの期 間
-----	-----	--	-----	-----	--	--	---

ト 運転開始前及び 運転停止後の原子 配置	へ 原子炉内におけ る燃料体の配置	量 これらの毎日の補給 量の純度並びにこ れらの純度並びに限 る。体のものに限 り。材及び減速材 （流体のものに限 る。）の純度並び にこれらの毎日の 補給量	ホ 原子炉に使用し ている冷却材及び 減速材（流体の場 合に限る。）の純 度並びにこれらの 毎日の補給量	イ、ニ（略）	十三條の三の第二 項の認可を受けた原 子炉に係るものを除 く。）	二 運転記録（法第四 十三條の三の第二 項の認可を受けた原 子炉に係るものを除 く。）	
(略)	(略)		(略)	(略)			

(略)	(略)		(略)	(略)			理の実施 に關する 計画の改 訂までの 期間
-----	-----	--	-----	-----	--	--	------------------------------------

用原子炉施設の点検	チヌヌ (略)	三 燃料体の記録(法)	第四十三条の三の十二第二項の認可を受け、すべての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。)	イ (略)	ロ 発電用原子炉への燃料体の種類別の挿入量	ハクト (略)	チ 工場又は事業所の外において貯蔵しようとする使用済燃料の記録	(1) 外観	(2) 最高燃焼度	(3) 取出しから容器への封入までの期間	(4) 使用済燃料を
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	払出しの都度	(略)	(略)	(略)	(略)
炉施設の点検	チヌヌ (略)	三 燃料体の記録(法)	第四十三条の三の第二項の認可を受け、すべての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。)	イ (略)	ロ 原子炉への燃料体の種類別の挿入量	ハクト (略)	(新設)	当該使用済燃料の貯蔵を委託する使用済燃料貯蔵事業者に記録を引き渡すまでの期間	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>四 イ 原子炉本体（法） 第四十三条の三の 。毎日運転中一回 ただし、法第</p>	<p>ホ 重量 用いた装置の外観</p>	<p>ニ 容器内において 使用済燃料の位置 を固定するために</p>	<p>ハ 真空乾燥した後 の真空度又は不活 性ガスを充てんし た後の湿度並びに 充てんした不活性 ガスの成分、量及 び圧力</p>	<p>ロ 漏えい率 イ 外観 の記録 燃料を封入した容器 の記録</p>	<p>三の二 工場又は事業 所の外において貯蔵 しようとする使用済 燃料を封入した容器 の記録 封入した容器内 における当該使 用済燃料の配置 三 工場又は事業 所の外において貯蔵 しようとする使用済 燃料を封入した容器 の記録 封入した容器内 における当該使 用済燃料の配置 三の二 工場又は事業 所の外において貯蔵 しようとする使用済 燃料を封入した容器 の記録</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>当該使用 済燃料の 貯蔵を委 託する使 用済燃料 貯蔵事業 者に記録 を引き渡 すまでの 期間</p>
<p>四 イ 原子炉本体（法） 第四十三条の三の 。毎日運転中一回 ただし、法第</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（新設）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（新設）</p>

原子炉設置者に書	の	ない	旨を	発電	用	者	及び	妊娠	の	意思	不能	と	診断	され	た	線	量、	女子	(妊	娠	の	期	と	す	る	一	年	間	の	始	め	る	者	の	四	月	一	日	を	始	め	る	ニ	放	射	線	業	務	従	事	者	ロ	・	ハ	(略)	の	三	十	二	第	二	項	の	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け	た	場	合	を	認	可	を	受	け
----------	---	----	----	----	---	---	----	----	---	----	----	---	----	----	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

面 で 申 し 出 た 者 を 除 く。 の 放 射 線 業 務 従 事 者 の 四 月 一 日、 七 月 一 日、 十 月 一 日 及 び 一 月 一 日 を 始 期 と す る 各 三 月 間 の 線 量 並 び に 本 人 の 申 出 等 に よ り 発 電 用 原 子 炉 設 置 者 が 妊 娠 の 事 実 を 知 る こ と な つ た 女 子 の 放 射 線 業 務 従 事 者 に あ つ て は 出 産 ま だ の 間 毎 月 一 日 を 始 期 と す る 一 月 間 の 線 量	チ ホ ト （略） チ 廃 棄 施 設 に 廃 棄 し、 又 は 海 洋 に 投 棄 し た 放 射 性 廃 棄 物 の 種 類、 当 該 放 射 性 廃 棄 物 に 含 ま れ る 放 射 性 物 質 の 数 量、 当 該 放 射 性	（略） その 廃 棄 又 は 投 棄 の 都 度
---	--	--

（略）
（略）

し 出 た 者 を 除 く。 の 放 射 線 業 務 従 事 者 の 四 月 一 日、 七 月 一 日、 十 月 一 日 及 び 一 月 一 日 を 始 期 と す る 各 三 月 間 の 線 量 並 び に 本 人 の 申 出 等 に よ り 原 子 炉 設 置 者 が 妊 娠 の 事 実 を 知 る こ と な つ た 女 子 の 放 射 線 業 務 従 事 者 に あ つ て は 出 産 ま だ の 間 毎 月 一 日 を 始 期 と す る 一 月 間 の 線 量	チ ホ ト （略） チ 廃 棄 施 設 に 廃 棄 し、 又 は 海 洋 に 投 棄 し た 放 射 性 廃 棄 物 の 種 類、 当 該 放 射 性 廃 棄 物 に 含 ま れ る 放 射 性 物 質 の 数 量、 当 該 放 射 性	（略） 投 棄 の 都 度
---	--	------------------------------

（略）
（略）

<p>九 第七十二条第一項の規定による発電用原子炉施設の定期的な評価の結果</p>	<p>八 第六十五条の品質保証計画に關しての文書及び品質保証計画に從つた計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）</p>	<p>六・七 (略)</p>	<p>五 発電用原子炉施設等の事故記録</p>	<p>リ・ヌ (略)</p> <p>廢棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廢棄又は投棄の日時、場所及び方法</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略) (略) (略) (略) (略)

<p>九 第二十六条の四第一項の規定による原子炉施設の定期的な評価の結果</p>	<p>八 第二十六条の二の品質保証計画に關しての文書及び品質保証計画に從つた計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）</p>	<p>六・七 (略)</p>	<p>五 原子炉施設等の事故記録</p>	<p>リ・ヌ (略)</p> <p>廢棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廢棄の日時、場所及び方法</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略) (略) (略) (略) (略)

十 第八十六条に規定する防護措置の記録

イ (略)

ロ 第八十六条第二

項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者への証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名

ハ 第八十六条第二

項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み、持出しの点検の状況及びその担当者の

(略)

(略)

(略)

(略)

十 第三十五条に規定する防護措置の記録

イ (略)

ロ 第三十五条第二

項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者への証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名

ハ 第三十五条第二

項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み、持出しの点検の状況及びその担当者の

(略)

(略)

(略)

(略)

氏名 ニくり (略)	(略)	(略)
十一 廃止措置に係る 工事の方法、時期及 び対象となる発電用 原子炉施設の設備の 名称	法第四十三条の三 の三十二第二項の 認可を受けた廃止 措置計画に記載さ れた工事の各工程 の終了の都度	(略)
十二 (略)	(略)	(略)

- 2 4 (略)
- 5 第一項の表第四号ニからへまでの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において発電用原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。
- 6 発電用原子炉設置者は、第一項の表第四号ニ及びホの記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならぬ。
- 7 第一項の表第四号及びり、第五号、第九号並びに第十一号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の三

氏名 ニくり (略)	(略)	(略)
十一 廃止措置に係る 工事の方法、時期及 び対象となる原子炉 施設の設備の名称	法第四十三条の三 の第二項の認可 を受けた廃止措置 計画に記載された 工事の各工程の終 了の都度	(略)
十二 (略)	(略)	(略)

- 2 4 (略)
- 5 第一項の表第四号ニからへまでの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。
- 6 原子炉設置者は、第一項の表第四号ニの記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。
- 7 第一項の表第四号及びり、第五号、第九号並びに第十一号の記録の保存期間は、法第四十三条の二

十二第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(電磁的方法による保存)

第六十三条 法第四十三条の三の二十一に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により記録することにより作成し、保存することができる。

2・3 (略)

(品質保証)

第六十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動(第七十三条から第八十五条までに規定する措置を含む。)の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

2 発電用原子炉設置者は、第七十二条第一項の規定に基づく措置を講じたときは、同項各号に掲げる評価の結果を踏まえて前項の措置を講じなければならない。

(品質保証計画)

第六十五条 (略)

第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(電磁的方法による保存)

第二十六条 法第三十四条に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により記録することにより作成し、保存することができる。

2・3 (略)

(品質保証)

第二十六条の二 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動(第二十七条から第三十四条までに規定する措置を含む。)の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

2 原子炉設置者は、第二十六条の四第一項の規定に基づく措置を講じたときは、同項各号に掲げる評価の結果を踏まえて前項の措置を講じなければならない。

(品質保証計画)

第二十六条の二の二 (略)

(品質保証の実施に係る組織)

第六十六条 (略)

一 発電用原子炉設置者(法人にあつてはその代表者)によつて運営されていること。

二・三 (略)

(保安活動の計画)

第六十七条 (略)

(保安活動の実施)

第六十八条 (略)

一 (略)

二 外部から物品又は役務を調達する場合は、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項(当該物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(保安に係るものに限る。))を取得し、他の発電用原子炉設置者と共有するために必要な措置に関することを含む。)及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めること。

三・五 (略)

(保安活動の評価)

第六十九条 (略)

(品質保証の実施に係る組織)

第二十六条の二の三 (略)

一 原子炉設置者(法人にあつてはその代表者)によつて運営されていること。

二・三 (略)

(保安活動の計画)

第二十六条の二の四 (略)

(保安活動の実施)

第二十六条の二の五 (略)

一 (略)

二 外部から物品又は役務を調達する場合は、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項(当該物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(保安に係るものに限る。))を取得し、他の原子炉設置者と共有するために必要な措置に関することを含む。)及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めること。

三・五 (略)

(保安活動の評価)

第二十六条の二の六 (略)

(保安活動の改善)

第七十条 (略)

一 不適合に対する再発防止のために行う是正に関する処置(以下「是正処置」という。)に関する手順(第百二十九条各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析(以下「根本原因分析」という。)の手順を含む。)を確立して行うこと。

二 (略)

三 予防処置に当たっては、自らの発電用原子炉施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。

四 (略)

(作業手順書等の遵守)

第七十一条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書(以下「作業手順書等」という。)を定め、これらを遵守しなければならない。

(発電用原子炉施設の定期的な評価)

第七十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定に

(保安活動の改善)

第二十六条の二の七 (略)

一 不適合に対する再発防止のために行う是正に関する処置(以下「是正処置」という。)に関する手順(第四十三条の十四各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析(以下「根本原因分析」という。)の手順を含む。)を確立して行うこと。

二 (略)

三 予防処置に当たっては、自らの原子炉施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。

四 (略)

(作業手順書等の遵守)

第二十六条の三 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書(以下「作業手順書等」という。)を定め、これらを遵守しなければならない。

(原子炉施設の定期的な評価)

第二十六条の四 法第三十五条第一項の規定により、原

より、発電用原子炉設置者は、十年を超えない期間ごとに、発電用原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況を評価すること。

二 発電用原子炉施設における保安活動への最新の技術的知見の反映状況を評価すること。

2 前項の規定は法第四十三條の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉については適用しない。

(管理区域への立入制限等)

第七十三條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次に掲げる措置を採らなければならない。

一 (略)

イ 壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることよつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずること。

ロ(ニ) (略)

二 保全区域については、標識を設ける等の方法によつて明らかに他の場所と区別し、かつ、管理の必要性に応じて人の立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の措置を講ずること。

原子炉設置者は、十年を超えない期間ごとに、原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 原子炉施設における保安活動の実施の状況を評価すること。

二 原子炉施設における保安活動への最新の技術的知見の反映状況を評価すること。

2 前項の規定は法第四十三條の三の二第二項の認可を受けた原子炉については適用しない。

(管理区域への立入制限等)

第二十七條 法第三十五條第一項の規定により、原子炉設置者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 (略)

イ 壁、さく等の区画物によって区画するほか、標識を設けることよつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、かぎの管理等の措置を講ずること。

ロ(ニ) (略)

二 保全区域については、標識を設ける等の方法によつて明らかに他の場所と区別し、かつ、管理の必要性に応じて人の立入制限、かぎの管理、物品の持出制限等の措置を講ずること。

三 (略)

イ (略)

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らか場合は、この限りでない。

(線量等に関する措置)

第七十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定に

より、発電用原子炉設置者は、放射線業務従事者の線量等に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、発電用原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、発電用原子炉の運転に重大な支障を及ぼすおそれがある発電用原子炉施設の損傷が生じた場合等緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者に限る。）をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業に従事させることができる。

三 (略)

イ (略)

ロ 境界にさく又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らか場合は、この限りでない。

(線量等に関する措置)

第二十八条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉

設置者は、放射線業務従事者の線量等に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一・二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、原子炉の運転に重大な支障を及ぼすおそれがある原子炉施設の損傷が生じた場合等緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を原子炉設置者に書面で申し出た者に限る。）をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業に従事させることができる。

(発電用原子炉施設の巡視及び点検)

第七十五条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者（法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた者を除く。）は、毎日一回以上、発電用原子炉施設の保全に従事する者に発電用原子炉施設について巡視させ、次に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

一 三 (略)

2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、法

第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、毎週一回以上（核燃料物質が廃止措置対象施設内に存在する場合は毎日一回以上）、発電用原子炉施設の保全に従事する者に廃止措置対象施設について巡視させなければならない。

(発電用原子炉施設の保守管理)

第七十六条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置（以下「保守管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 法第四十三条の三の五第一項の許可若しくは法第四十三条の三の八第一項の変更の許可に係る申請書

(原子炉施設の巡視及び点検)

第二十九条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者（法第四十三条の三の二十二第二項の認可を受けた者を除く。）は、毎日一回以上、従業者に原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

一 三 (略)

2 法第三十五条第一項の規定により、法第四十三条の

三の二十二第二項の認可を受けた原子炉設置者は、毎週一回以上（核燃料物質が廃止措置対象施設内に存在する場合は毎日一回以上）、放射線業務従事者であつて管理区域に常時立ち入るものに廃止措置対象施設について巡視させなければならない。

(原子炉施設の保守管理)

第三十条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉の運転中及び運転停止中における原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置（以下「保守管理」という。）に関し、原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 法第二十三条第一項の許可若しくは法第二十六条第一項の変更の許可に係る申請書若しくは法第六十

若しくは法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設の保守管理に関する方針（以下「保守管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十二第二項の認可若しくは法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設（当該認可を受けた廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる発電用原子炉施設に限る。）の保守管理方針を定めること。

三 第一号又は第二号に規定する保守管理方針に従って達成すべき保守管理の目標（第一号に規定する保守管理方針に係る保守管理の目標にあつては、発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標を含む。以下同じ。）を定めること。

四 (略)

イ (略)

ロ 発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、

二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類又はそれらの添付書類に記載された原子炉施設の性能が維持されるよう原子炉施設の保守管理に関する方針（以下「保守管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の二第二項の認可若しくは法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された原子炉施設の性能が維持されるよう原子炉施設（当該認可を受けた廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる原子炉施設に限る。）の保守管理方針を定めること。

三 第一号又は第二号に規定する保守管理方針に従って達成すべき保守管理の目標（第一号に規定する保守管理方針に係る保守管理の目標にあつては、原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標を含む。以下同じ。）を定めること。

四 (略)

イ (略)

ロ 原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え

取替え及び改造等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度並びに時期（発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けたものを除く。））に関する事。

ハ 発電用原子炉施設の点検等を実施する際に、保安の確保のための措置に関する事。

ニ 発電用原子炉施設の点検等の結果の確認及び評価の方法に関する事。

ホ ニの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき発電用原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置に関する事。

ヘ 発電用原子炉施設の保守管理に関する記録に関する事。

五 発電用原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項から第三項に規定する措置を除く。）。

イ・ロ （略）

六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を発電用原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画に反映すること。

七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその保守管理を行う観点から

及び改造等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度並びに時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。））に関する事。

ハ 原子炉施設の点検等を実施する際に、保安の確保のための措置に関する事。

ニ 原子炉施設の点検等を実施する際に、保安の確保のための措置に関する事。

ホ ニの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置に関する事。

ヘ 原子炉施設の保守管理に関する記録に関する事。

五 原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項から第三項に規定する措置を除く。）。

イ・ロ （略）

六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画に反映すること。

七 原子炉の運転を相当期間停止する場合その他原子炉施設がその保守管理を行う観点から特別な状態に

特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講じること。

2 発電用原子炉設置者は、次条第一項若しくは第二項の規定により長期保守管理方針を策定したとき又は同条第三項の規定により長期保守管理方針を変更したときは、これを前項第一号の保守管理方針に反映させなければならぬ。

(発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価)

第七十七条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 発電用原子炉施設の安全を確保する機能を有する機器及び構造物並びに研開炉設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物（以下「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。）の経年劣化に関する技術的な評価を行うこと。

二 前号の技術的な評価に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する

ある場合においては、当該原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講じること。

2 原子炉設置者は、次条第一項若しくは第二項の規定により長期保守管理方針を策定したとき又は同条第三項の規定により長期保守管理方針を変更したときは、これを前項第一号の保守管理方針に反映させなければならぬ。

(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価)

第三十条の二 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない原子炉に係る原子炉施設について、原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 原子炉施設の安全を確保する機能を有する機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行うこと。

二 前号の技術的な評価に基づき、十年間に実施すべき当該原子炉施設についての保守管理に関する方針

る方針（以下「長期保守管理方針」という。）を策定すること。

2 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過した発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに、前項に規定する安全上重要な機器等並びに前項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間において実施すべき当該原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。

一 当該発電用原子炉設置者が法第四十三條の三の三十一第二項の規定による認可を受けた場合における当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合延長する期間

二 前号に掲げる場合以外の場合 十年

3 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後四十年を経過した発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過した日以降十年を超えない期間ごとに、第一項に規定する機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する

（以下「長期保守管理方針」という。）を策定すること。

2 法第三十五條第一項の規定により、原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過した原子炉に係る原子炉施設について、原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過した日以降十年を超えない期間ごとに、前項第一号に規定する経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、長期保守管理方針を策定しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

る方針を策定しなければならない。

4 発電用原子炉設置者は、第八十七条第一項第十号の発電用原子炉の運転期間を変更する場合その他前三項の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前三項の長期保守管理方針を変更しなければならない。

5 前四項の規定は法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉については適用しない。

(削る)

3 原子炉設置者は、第一項第一号又は前項の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、第一項第二号又は前項の長期保守管理方針を変更しなければならない。

4 前三項の規定は法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた原子炉については適用しない。

(電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第三十条の三 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所において、津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備の機能が喪失した場合(以下「電源機能等喪失時」という。)における原子炉施設(法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しないものを除く。以下この条において同じ。)の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

(火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第七十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における発電用原子炉施設（法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けたものであって、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く。以下この条から第八十一条までににおいて同じ。）の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

- 二 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
- 三 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講じること。
- 四 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。
- 五 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じること。

(初期消火活動のための体制の整備)

第三十条の四 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）のための体制の整備に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

- 一 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
 - 二 (略)
 - 三 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
 - 四 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講じること。
 - 五 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。
 - 六 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物を適切に管理すること。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
 - 八 (略)
- (内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)
- 第七十九条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設内における溢水(以下「内部溢水」という。)が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない

- (新設)
- 一 (略)
- 二 初期消火活動を行うために必要な要員を配置すること。
- (新設)
- 三 初期消火活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他資機材を備え付けること。
- (新設)
- 四 前各号に掲げるもののほか、初期消火活動を行うために必要な体制を整備すること。
- 五 (略)
- (新設)

- 一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
- 二 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
- 三 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。
- 四 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
- 六 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

(重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第八十条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、重大事故等が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を

(新設)

-
- 行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならぬ。
- 一 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
 - 二 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。
 - 三 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。
 - 四 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。
 - 五 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。
 - イ 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
 - ロ 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。
 - ハ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
 - ニ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料
-

体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

(大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第八十一条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保

(新設)

-
- 全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。
- 四 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。
- 五 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。
- イ 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。
- ロ 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
- ハ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。
- ニ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位（ナトリウム冷却型高速炉にあつては、液位）を確保するための対策及び燃料体の損傷を緩和するための対策に関すること。
- ホ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
- 七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに
-

に、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

(発電用原子炉の運転)

第八十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 発電用原子炉の運転に必要な知識を有する者に運転を行わせること。

二 発電用原子炉の運転に必要な構成人員がそろっているときでなければ運転を行わせないこと。

三 五 (略)

六 運転上の制限(保安規定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保安規定で定められているものをいう。以下第二百二十九条において同じ。)を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第二百二十九条第五号に掲げるときを除く。

七 (略)

八 発電用原子炉の運転の訓練のために運転を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、運転員の監督の下にこれを守らせること。

(原子炉の運転)

第三十一条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、次の各号に掲げる原子炉の運転に関する措置を採らなければならない。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた場合にあつては、この限りでない。

一 原子炉の運転に必要な知識を有する者に行わせること。

二 原子炉の運転に必要な構成人員がそろっているときでなければ運転を行わないこと。

三 五 (略)

六 運転上の制限(保安規定で定める原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に原子炉設置者が講ずべき措置が保安規定で定められているものをいう。以下第四十三条の十四において同じ。)を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第四十三条の十四第五号に掲げるときを除く。

七 (略)

八 原子炉の運転の訓練のために運転を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、運転員の監督の下にこれを守らせること。

(工場又は事業所において行われる運搬)

第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等又は核燃料物質によって汚染された物(以下この条において「核燃料物質等」という。)の運搬に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 (略)

イ (略)

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四 核燃料物質等を封入した容器(第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。)及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具(以下この条において「運搬機器」という。)の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第七十三

(工場又は事業所内の運搬)

第三十二条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一・二 (略)

三 (略)

イ (略)

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四 核燃料物質等を封入した容器(第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。)及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具(以下この条において「運搬機器」という。)の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二十七

条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

五〇十 (略)

2・3 (略)

4 発電用原子炉設置者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において運搬することができる。

(貯蔵)

第八十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。

一〇五 (略)

2| 法第四十三条三の二十二第一項の規定により、発電

条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

五〇十 (略)

2・3 (略)

4 原子炉設置者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を原子炉施設を設置した工場又は事業所において運搬することができる。

(貯蔵)

第三十三条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、次の各号に掲げる核燃料物質の貯蔵に関する措置を採らなければならない。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受け、すべての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。

一〇五 (略)

(新設)

用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外において行われる使用済燃料の貯蔵に
関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 使用済燃料貯蔵事業者に使用済燃料の貯蔵を委託
すること。

二 貯蔵しようとする使用済燃料を選定するに際し、
当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵
事業者から提出された法第四十三条の四第一項の許
可に係る申請書に記載された使用済燃料の種類に従
い選定すること。

三 前号の規定により選定した使用済燃料について、
貯蔵の終了まで密封し、かつ、健全性を維持するよ
う容器（当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済
燃料貯蔵事業者が当該使用済燃料の貯蔵の終了まで
密封したまま貯蔵するための構造を有する容器であ
つて、溶接により密封する構造のもの以外のものに
限る。）に封入すること。

四 当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯
蔵事業者に対して、第六十二条第一項の表第三号チ
及び第三号の二の記録を引き渡すこと。

五 当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯
蔵事業者による貯蔵の終了後において、確実に使用
済燃料を受け入れること。

（工場又は事業所内において行われる廃棄）

（工場又は事業所内の廃棄）

第八十五条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～五 (略)

六 (略)

イ (略)

ロ 障害防止の効果を持った廃液槽に保管廃棄すること。

ハ 容器に封入し、又は容器と一体的に固型化して障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ニ 障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。

ホ 障害防止の効果を持った固型化設備で固型化すること。

七 (略)

八 第六号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

九 (略)

イ (略)

ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないものである

第三十四条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一～五 (略)

六 (略)

イ (略)

ロ 放射線障害防止の効果を持った廃液槽に保管廃棄すること。

ハ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ニ 放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。

ホ 放射線障害防止の効果を持った固型化設備で固型化すること。

七 (略)

八 第六号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。

九 (略)

イ (略)

ロ き裂又は破損が生じるおそれがないものである

こと。

ハ (略)

十 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器と一体的に固型化して行うときは、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できるものであること。

十一 (略)

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄する場合は、封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包むこと、封入された放射性廃棄物の全部を收容できる受皿を設けること等当該容器に亀裂又は破損が生じた場合の汚染の広がり
の防止について必要な措置を講ずること。

ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を講ずること。

ハ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した放射性廃棄物と一体化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、当該放射性廃棄物に関して第六十二条の規定に基づき記録された内容と照合
できるような整理番号を表示すること。

ニ 当該保管廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。

十二 (略)

こと。

ハ (略)

十 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に固型化するときには、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できるものであること。

十一 (略)

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときには、当該容器にき裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は收容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止
すること。

ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を採ること。

ハ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該放射性廃棄物に関して第二十五条の規定に基づき記録された内容と照合できるような整理番号を表示
すること。

ニ 当該廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。

十二 (略)

イ 障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。

ロ 容器に封入し、又は容器と一体的に固型化して障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ ロの方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

十三 前号ロに規定する方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入して行うときは、第九号及び第十一号（イを除く。）に規定する例によること。

十四 第十二号ロに規定する方法により廃棄する場合において放射性廃棄物を容器と一体的に固型化して行うときは、第十号及び第十一号（イを除く。）に規定する例によること。

十五 第十二号ハに規定する方法により廃棄する場合には、第十一号ロ及びニに規定する例によること。

（防護措置）

第八十六条 法第四十三条の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に

イ 放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。

ロ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ ロの方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

十三 第九号、第十号及び第十一号（同号イを除く。）の規定は、前号ロの方法による廃棄について準用する。

十四 第十一号ロ及びニの規定は、第十二号ハの方法による廃棄について準用する。

（新設）

（防護措置）

第三十五条 法第三十五条第二項の規定により、原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を採らな

掲げる措置を講じなければならない。

一〇十一 (略)

(略)

2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によって区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によって区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

なければならない。

一〇十一 (略)

(略)

2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によって区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によって区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

四〇九 (略)

十 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所内（防護区域内を除く。）において特定核燃料物質を運搬する場合については、次に掲げる措置を講ずること。

イ・ロ (略)

十一 (略)

十二 (略)

イ 鍵及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ロ 鍵又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認められた者については、この限りでない。

十三 中央制御室及び特定重大事故等対処施設（研開発設置許可基準規則第二条第二項第十二号に規定する特定重大事故等対処施設をいう。以下この項及び第九十一条第一項において同じ。）に属する緊急時制御室については、次に掲げる措置を講ずること。

イ・ロ (略)

十四 中央制御室外から発電用原子炉施設を安全に停

四〇九 (略)

十 原子炉施設を設置した工場又は事業所内（防護区域内を除く。）において特定核燃料物質を運搬する場合については、次に掲げる措置を講ずること。

イ・ロ (略)

十一 (略)

十二 (略)

イ かぎ及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ロ かぎ又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ハ かぎを管理する者としてあらかじめ指定した者にそのかぎを厳重に管理させ、当該者以外の者がそのかぎを取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめそのかぎを一時的に取り扱うことを認められた者については、この限りでない。

十三 中央制御室については、次に掲げる措置を講ずること。

イ・ロ (略)

十四 中央制御室外から原子炉施設を安全に停止させ

止させるための機能を有する機器には、その周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を当該機器の操作に支障を及ぼさないように設置すること。

十五 交流電源を供給する全ての設備、発電用原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備のうち、防護区域内に存する設備であつて、第五号イ若しくはロに掲げる者による妨害行為又は破壊行為により、発電用原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能が喪失し、発電用原子炉内又は使用済燃料貯蔵槽内の特定核燃料物質を発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（特定重大事故等対処施設に属する場合を除く。第九十一条第一項において「防護区域内防護対象枢要設備」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 周囲に柵等を設置し、容易に人が近づけない措置を講ずること。

ロ (略)

ハ イの規定により設置された柵等の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

十六 交流電源を供給する全ての設備、発電用原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備のうち、防護区域の外にあり、

るための機能を有する機器には、その周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を当該機器の操作に支障を及ぼさないように設置すること。

十五 交流電源を供給する全ての設備、原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備のうち、防護区域内に存する設備であつて、第五号イ若しくはロに掲げる者による妨害行為又は破壊行為により、原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能が喪失し、原子炉内又は使用済燃料貯蔵槽内の特定核燃料物質を原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（第四十一条第一項において「防護区域内防護対象枢要設備」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 周囲にさく等を設置し、容易に人が近づけない措置を講ずること。

ロ (略)

ハ イの規定により設置されたさく等の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

十六 交流電源を供給する全ての設備、原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備のうち、防護区域の外にあり、容易に

容易に妨害行為又は破壊行為を受けるおそれがある設備であつて、これらの行為により発電用原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能が喪失し、発電用原子炉内又は使用済燃料貯蔵槽内の特定核燃料物質を発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（第九十一条第一項において「防護区域外防護対象枢要設備」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること。

ロ イの規定により設置された障壁の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

十七 特定重大事故等対処施設は、防護区域内に設け、かつ、当該特定重大事故等対処施設を設置した防護区域内で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

十八 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じて当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十九 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊

妨害行為又は破壊行為を受けるおそれがある設備であつて、これらの行為により原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能が喪失し、原子炉内又は使用済燃料貯蔵槽内の特定核燃料物質を原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（第四十一条第一項において「防護区域外防護対象枢要設備」という。）には、周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること。

（新設）

（新設）

（新設）

十七 原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じて当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十八 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊

行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（第九十一条第一項において「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。

二十・二十一（略）

二十二（略）

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ロ～ニ（略）

二十三～二十九（略）

3 第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次に掲げるもののほか、第二項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十八号から第二十一号まで及び同項第二十四号から第二十九号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防

行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（第四十一条第一項において「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。

十九・二十（略）

二十一（略）

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ロ～ニ（略）

二十二～二十八（略）

3 第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるもののほか、第二項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十七号から第二十号まで及び同項第二十三号から第二十八号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中

護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは、「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十八号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であったものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域を柵等の障壁によって区画すること。

「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは、「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十七号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であったものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域をさく等の障壁によって区画すること。

三〇五 (略)

(保安規定)

第八十七条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。

一・二 (略)

三 発電用原子炉施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制、作業手順書等の保安規定上の位置付け並びに発電用原子炉施設の定期的な評価に関することを含む。）。

四 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

五 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

六 電気主任技術者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内

三〇五 (略)

(保安規定)

第三十六条 法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 原子炉施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制、作業手順書等の保安規定上の位置付け並びに原子炉施設の定期的な評価に関することを含む。）。

四 原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

五 原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

(新設)

容並びに電気主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

七| ボイラー・タービン主任技術者（電気事業法第四十三條第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四條第一項第六号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びにボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

八| 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

(2) 発電用原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。

(3) (略)

(5) (略)

ハ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に關し必要な事項

九| 発電用原子炉施設の運転に関すること（次の二号に掲げるものを除く。）。

十| 発電用原子炉の運転期間に関すること。

十一| 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。

十二、十三 (略)

(新設)

六| 原子炉施設の運転及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

(2) 原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。

(3) (略)

(5) (略)

ハ その他原子炉施設に係る保安教育に關し必要な事項

七| 原子炉施設の運転に関すること（次の二号に掲げるものを除く。）。

八| 原子炉の運転期間に関すること。

九| 原子炉施設の運転の安全審査に関すること。

十、十一 (略)

十六 発電用原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。

十七、十九 (略)

(削る)

二十 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十二 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十三 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十四 発電用原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第二百二十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

二十五 発電用原子炉施設の保守管理に関すること（溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること、経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期保守管理方針を含む。）。

二十六 保守点検を行った事業者から得られた保安に

十四 原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。

十五、十七 (略)

十八 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

十九 初期消火活動のための体制の整備に関すること。

(新設)

(新設)

(新設)

二十 原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第四十三条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

二十一 原子炉施設の保守管理に関すること（経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期保守管理方針を含む。）。

二十二 保守点検を行った事業者から得られた保安に

関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関すること。

二十七 (略)

二十八 その他発電用原子炉施設に係る保安に關し必要な事項

2 法第四十三條の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、前項第二十五号に掲げる発電用原子炉施設の保守管理に關することを變更しようとする場合(第七十七條の二第一項若しくは第二項の規定により長期保守管理方針を策定し、又は同條第三項の規定により長期保守管理方針を變更しようとする場合に限る。)にあつては、第七十七條第一項若しくは第二項の評価の結果又は第三項の見直しの結果を記載した書類を添えて、申請しなければならぬ。

3 法第四十三條の三の三十二第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三條の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は變更した保安規定の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも同様とする。

一・二 (略)

三 発電用原子炉施設の品質保証に關すること(根本原因分

関する技術情報についての他の原子炉設置者との共有に關すること。

二十三 (略)

二十四 その他原子炉施設に係る保安に關し必要な事項

2 法第三十七條第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、前項第二十五号に掲げる保守管理に關することを變更しようとする場合(第三十條の二第一項若しくは第二項の規定により長期保守管理方針を策定し、又は同條第三項により長期保守管理方針を變更しようとする場合に限る。)にあつては、第三十條の二第一項第一号若しくは第二項の評価の結果又は第三項の見直しの結果を記載した書類を添えて、申請しなければならぬ。

3 法第四十三條の三の二第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第三十七條第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は變更した保安規定の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも同様とする。

一・二 (略)

三 原子炉施設の品質保証に關すること(根本原因分

原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)

四・五 (略)

六 (略)

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

(2) 発電用原子炉施設の構造及び性能に関すること。

(3) 発電用原子炉施設の廃止措置に関すること。

(4) (略)

ハ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に関し

必要な事項

七 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置に

関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)

八 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること

九・十二 (略)

十三 発電用原子炉施設の巡視及びこれに伴う処置に関すること。

十四 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)

析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)

四・五 (略)

六 (略)

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

(2) 原子炉施設の構造及び性能に関すること。

(3) 原子炉施設の廃止措置に関すること。

(4) (略)

ハ その他原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項

七 原子炉の運転停止に関する恒久的な措置に関する

こと(廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。)

八 原子炉施設の運転の安全審査に関すること。

九・十二 (略)

十三 原子炉施設の巡視及びこれに伴う処置に関すること。

十四 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること(廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。)

十五・十六 (略)

十七 火災発生時における発電用原子炉施設（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

十八 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

十九 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

二十 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

二十一 発電用原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第百二十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

二十二 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第百二十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ず

十五・十六 (略)

十七 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

(新設)

(新設)

(新設)

十八 原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第四十三条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十九 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第四十三条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準

るものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。
）に関すること。

二十三 発電用原子炉施設の保守管理に関すること（
溶接事業者検査の実施に関するを含む。）。

二十四 保守点検を行った事業者から得られた保安に
関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者
との共有に関すること。

二十五・二十六 （略）

二十七 その他発電用原子炉施設又は廃止措置に係る
保安に関し必要な事項

4 （略）

5 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申
請書の提出部数は、正本一通とする。

（保安規定の遵守状況の検査）

第八十八条 法第四十三条の三の二十四第五項の規定に
よる検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第
四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原
子炉施設に係る検査にあつては、廃止措置の実施状況
に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 前項に掲げるもののほか、法第四十三条の三の二十
四第五項の規定による検査は、次に掲げる場合に行う
ものとする。

ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含
む。）に関すること。

二十 原子炉施設の保守管理に関すること。

二十一 保守点検を行った事業者から得られた保安に
関する技術情報についての他の原子炉設置者との共
有に関すること。

二十二・二十三 （略）

二十四 その他原子炉施設又は廃止措置に係る保安に
関し必要な事項

4 （略）

5 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申
請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

（保安規定の遵守状況の検査）

第三十七条 法第三十七条第五項の規定による検査は、
毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三
の二第二項の認可を受けた場合にあつては、廃止措置
の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 前項に掲げるもののほか、法第三十七条第五項の規
定による検査は、次に掲げる操作（電気事業法（昭和
三十九年法律第七十号）第五十四条第一項に規定す
る検査の際に行うものに限る。）のときに行うものと
する。

一 発電用原子炉の起動又は停止に係る操作（運転開始又は運転停止のための発電用原子炉の操作をいう。）

二 (略)

三 第七十八条第三号又は第七十九条第三号の規定による訓練のうち、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の保全のために法第四十三条の三の二十四第五項に規定する検査を行うことが必要であると認められる場合

3 法第四十三条の三の二十四第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一 四 (略)

(削る)

(発電用原子炉の譲受けの許可の申請)

第八十九条 令第二十条の五の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第二十条の五第四号の発電用原子炉の熱出力については、連続最大熱出力を記載すること。

二 令第二十条の五第六号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備については、第三条第一項第二号に掲げる区分によって記載すること。

三 令第二十条の五第七号の発電用原子炉に燃料とし

一 原子炉の起動又は停止に係る操作（運転開始又は運転停止のための原子炉の操作をいう。）

二 (略)

(新設)

3 法第三十七条第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一 四 (略)

第三十八条 削除

(原子炉の譲受けの許可の申請)

第三十九条 令第十九条第一項の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第十九条第一項第四号の原子炉の熱出力については、連続最大熱出力を記載すること。

二 令第十九条第一項第六号の原子炉施設の位置、構造及び設備については、第三条第一項第二号に掲げる区分によって記載すること。

三 令第十九条第一項第七号の原子炉に燃料として使

て使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定そう入量及び燃焼量を記載すること。

四 令第二十条の五第八号の使用済燃料の処分の方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

五 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項については、第三条第一項第六号に掲げる事項を記載すること。

六 令第二十条の五第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制整備に関する事項については、第三条第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハに定める事項を記載すること。

2 令第二十条の五の譲受けの許可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 発電用原子炉の使用の目的に関する説明書

二 発電用原子炉の熱出力に関する説明書

三 発電用原子炉の運転の開始の予定時期を記載した書類

四 発電用原子炉の譲受けに要する資金の額及び調達計画を記載した書類

五 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計

用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定挿入量及び燃焼量を記載すること。

四 令第十九条第一項第八号の使用済燃料の処分の方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

(新設)

(新設)

2 令第十九条第一項の譲受けの許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 原子炉の使用の目的に関する説明書

二 原子炉の熱出力に関する説明書

三 原子炉の運転の開始の予定時期を記載した書類

四 原子炉の譲受けに要する資金の額及び調達計画を記載した書類

五 原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記

画を記載した書類

六 発電用原子炉施設の運転に関する技術的能力に関する説明書

七 発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書

八 (略)

九 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

十 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(発電用原子炉主任技術者の選任等)

第九十条 法第四十三條の三の二十六第一項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

2 法第四十三條の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。

一 発電用原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務に従事した期間

二 原子炉の運転に関する業務に従事した期間

三 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間

載した書類

六 原子炉施設の運転に関する技術的能力に関する説明書

七 原子炉施設の安全設計に関する説明書

八 (略)

九 原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

十 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

(原子炉主任技術者の選任等)

第四十条 法第四十條第一項の規定による原子炉主任技術者の選任は、原子炉ごとに行うものとする。ただし、同一の工場又は事業所における同一型式の原子炉については、兼任することを妨げない。

(新設)

四 発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間

3 法第四十三条の三の二十六第二項で準用する法第四十条第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

(核物質防護規定)

第九十一条 法第四十三条の三の二十七第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 防護区域(第八十六条第一項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域及び周辺防護区域。次号において同じ。)及び立入制限区域の設定並びに巡視及び監視に関すること。

五 七 (略)

八 特定重大事故等対処施設の防護に関すること。

九 十五 (略)

十六 発電用原子炉施設に係る緊急時対応計画に関すること。

十七 妨害破壊行為等の脅威に対応するために講ずる

2 法第四十条第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(核物質防護規定)

第四十一条 法第四十三条の二第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 防護区域(第三十五条第一項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域及び周辺防護区域。次号において同じ。)及び立入制限区域の設定並びに巡視及び監視に関すること。

五 七 (略)

(新設)

八 十四 (略)

十五 原子炉施設に係る緊急時対応計画に関すること。

十六 妨害破壊行為等の脅威に対応するために講ずる

措置に関すること（第八十六条第二項第二十八号）
同条第三項で準用する場合を含む。）に該当するも
のに限る。）。

十八（略）

十九 発電用原子炉施設に係る特定核燃料物質の防護
（核物質防護規定の遵守状況を含む。）に関する記
録に關すること。

二十 その他発電用原子炉施設に係る特定核燃料物質
の防護に關し必要な事項

2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し二通
とする。

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

第九十二条 法第四十三条の三の二十七第二項において
準用する法第十二条の二第五項の規定による検査は、
毎年一回行うものとする。

2 法第四十三条の三の二十七第二項において準用する
法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則定める
事項は次に掲げるとおりとする。

一 四（略）

（核物質防護管理者の選任等）

第九十三条 法第四十三条の三の二十八第一項の規定に
よる核物質防護管理者の選任は、工場又は事業所ごと
に行うものとする。

措置に関すること（第三十五条第二項第二十七号）
同条第三項で準用する場合を含む。）に該当するも
のに限る。）。

十七（略）

十八 原子炉施設に係る特定核燃料物質の防護（核物
質防護規定の遵守状況を含む。）に関する記録に關
すること。

十九 その他原子炉施設に係る特定核燃料物質の防護
に關し必要な事項

2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通
とする。

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

第四十一条の二 法第四十三条の二第二項において準用
する法第十二条の二第五項の規定による検査は、毎年
一回行うものとする。

2 法第四十三条の二第二項において準用する法第十二
条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は
次に掲げるとおりとする。

一 四（略）

（核物質防護管理者の選任等）

第四十二条 法第四十三条の三第一項の規定による核物
質防護管理者の選任は、工場又は事業所ごとに行うも
のとする。

2 法第四十三條の三の二十八第二項において準用する法第十二條の三第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通及び写し二通とする。

(核物質防護管理者の要件)

第九十四條 法第四十三條の三の二十八第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理することができる地位にある者であること。

二・三 (略)

(特定機器の種類)

第九十五條 法第四十三條の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。

一 第三条第一項第二号リ(3)の非常用格納容器保護設備のうち再結合装置(ブローを要しないものに限る。以下同じ。)

二 第三条第一項第二号リ(3)の非常用格納容器保護設備のうち圧力逃がし装置

三 第三条第一項第二号又(2)の非常用電源設備のうちガスタービンを原動力とする発電設備

四 第三条第一項第二号又(2)の非常用電源設備のうち

2 法第四十三條の三第二項において準用する法第十二條の三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(核物質防護管理者の要件)

第四十三條 法第四十三條の三第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

一 原子炉施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理することができる地位にあること。

二・三 (略)

(新設)

内燃機関を原動力とする発電設備

五 第三条第一項第二号又(2)の非常用電源設備のうち
無停電電源装置

六 第三条第一項第二号又(2)の非常用電源設備のうち
電力貯蔵装置

(型式証明の申請)

第九十六条 法第四十三条の三の二十九第一項の規定に
より特定機器の型式の設計について型式証明を受けよ
うとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原
子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、そ
の代表者の氏名

二 特定機器の種類

三 特定機器の名称及び型式

四 特定機器の構造及び設備

五 特定機器を使用することができる範囲を限定し、
又は条件を付する場合にあっては、当該特定機器を
使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は
条件

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなけれ
ばならない。

一 特定機器の安全設計に関する説明書

二 特定機器を使用することにより発電用原子炉施設
に及ぼす影響に関する説明書

(新設)

3 原子力規制委員会は、法第四十三條の三の二十九第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明をするときは、当該型式の設計に係る特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付することができる。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式証明の変更)

第九十七條 法第四十三條の三の二十九第三項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器の設計の変更（前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更後における特定機器の安全設計に関する説明書

二 変更後における特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書

(新設)

3 法第四十三条の三の二十九第三項の承認は、当該承認に係る特定機器の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式証明に係る変更の届出)

第九十八条 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者は、第九十六条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(特定機器型式証明通知書等の交付)

第九十九条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一 法第四十三条の三の二十九第一項の規定による型式証明を行った場合 特定機器型式証明通知書

二 法第四十三条の三の二十九第三項の規定による承認を行った場合 特定機器型式証明変更承認通知書

三 法第四十三条の三の二十九第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合 特定機器型式証明取消通知書

(新設)

(新設)

(型式証明番号等の告示)

第百条 原子力規制委員会は、型式証明又は型式証明の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

- 一 型式証明の番号
 - 二 特定機器の種類
 - 三 特定機器の名称及び型式
 - 四 特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の種類又は条件
 - 五 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者又は受けていた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2| 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の二十九第三項の変更が、第九十六条第一項第五号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。
- 3| 原子力規制委員会は、第九十八条の規定による届出があつたときは、その旨を告示するものとする。

(型式指定の申請の範囲)

第百一条 法第四十三条の三の三十第一項の規定による型式設計特定機器の型式についての指定(以下「型式指定」という。)の申請は、型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から型式設計特定機器を購入する契約を締結している者(外国において本

(新設)

(新設)

邦に輸出される型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定機器を購入する契約を締結している者であつて当該型式設計特定機器を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製造者等」という。）が、製作、販売又は使用（以下「製作等」という。）をする型式設計特定機器について行うものとする。

（型式指定の申請）

第二百二条 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 主たる製造工場の名称及び所在地
 - 三 型式設計特定機器の種類
 - 四 型式設計特定機器の名称及び型式
 - 五 型式設計特定機器の型式証明の番号
 - 六 型式設計特定機器の設計の概要
 - 七 品質管理監督システムの計画
 - 八 型式設計特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該型式設計特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件
- 2| 前項第六号に掲げる事項については、申請に係る型

（新設）

式設計特定機器の種類に応じて、別表第三の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。

3 第一項の申請をする場合は、第一項各号の書類のほか、当該型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる種類に応じて、同表下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定の変更の承認)

第百三条 型式指定を受けた型式設計特定機器の製造者等（以下「指定製造者等」という。）は、前条第一項第五号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

2 前項の申請をする場合には、当該型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる種類に応じて、同表下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

(新設)

3 第一項の承認は、当該承認に係る型式設計特定機器の型式が、その指定を受けた型式設計特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定に係る変更の届出等)

第四百四条 指定製造者等は、第二百二条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

2 型式指定を受けた者は、当該型式の型式設計特定機器の製造者等でなくなったときは、その日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

3 原子力規制委員会は、前項の届出があつたときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、取消しの日までに製作等が行われた型式設計特定機器については、取消しの効力は及ばないものとする。

4 第一項及び第二項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定通知書等の交付)

第二百五条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

(新設)

(新設)

- 一 法第四十三條の三の三十第一項の規定による型式指定を行った場合 型式設計特定機器指定通知書
- 二 第三條第一項の規定による承認を行った場合 型式設計特定機器変更承認通知書
- 三 法第四十三條の三の三十第五項又は第六項の規定による型式指定の取消しを行った場合 型式設計特定機器指定取消通知書

(品質保証の実施の記録の保存)

第六條 指定製造者等は、当該型式設計特定機器が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようになければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようになるために行う検査の結果その他品質保証の実施の記録を五年間保存しなければならない。

(指定番号等の告示)

第七條 原子力規制委員会は、指定又は指定の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

- 一 指定の番号
- 二 特定機器の種類
- 三 特定機器の名称及び型式
- 四 型式設計特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

(新設)

(新設)

五 製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

六 主たる製造工場の名称及び所在地

2 原子力規制委員会は、第三百三条第一項の変更が、第二百二条第一項第八号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3 原子力規制委員会は、第四百四条第一項の規定による届出があつたときは、その旨を告示するものとする。

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請

）
第八八条 法第四十三條の三の三十一第四項の規定により同条第一項の発電用原子炉を運転することができる期間の延長について認可を受けようとする者は、当該期間の満了前一年以上一年三月以内に次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 発電用原子炉を運転することができる期間の延長に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉を運転することができる期間の延長の対象となる発電用原子炉の名称

四 延長しようとする期間

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければ

（新設）

ばならない。

一 申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のための点検の結果を記載した書類

二 延長しようとする期間における運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果を記載した書類

三 延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針を記載した書類

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の基準）

第九十九条 法第四十三条の三の三十一第五項の原子力規制委員会規則で定める基準は、延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設に関する技術基準を定める規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号。以下「研開炉技術基準規則」という。）に定める基準に適合するものとする。

（廃止措置として行うべき事項）

（新設）

（廃止措置として行うべき事項）

第一百十條 法第四十三條の三の三十二第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、発電用原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄及び第六十二條第一項に規定する放射線管理記録の同條第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

(廃止措置計画の認可の申請)

第一百十一條 法第四十三條の三の三十二第二項の規定により廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について認可を受けようとする者は、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称

四・九 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一 既に使用済燃料を発電用原子炉の炉心から取り出して、していることを明らかにする資料

二・五 (略)

六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

第四十三條の二 法第四十三條の三の二第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄及び第二十五條第一項に規定する放射線管理記録の同條第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

(廃止措置計画の認可の申請)

第四十三條の三 法第四十三條の三の二第二項の規定により廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 廃止措置の対象となる原子炉の名称

四・九 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一 既に使用済燃料を原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料

二・五 (略)

六 廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する

に関する説明書

七、十 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通及び写し一通とする。

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第一百二十二条 法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第三項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称

四・五 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通及び写し一通とする。

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第一百十三条 法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第四十三条の三の三十二第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の

る説明書

七、十 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第四十三条の四 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 廃止措置の対象となる原子炉の名称

四・五 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第四十三条の五 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第四十三条の三の二第二項の規定により認可を受けた者は前項の変更をしたときは、その変更の日から

日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(廃止措置計画の認可の基準)

- 第十四条 法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
- 一 廃止措置計画に係る発電用原子炉の炉心から使用済燃料が取り出されていること。
 - 二・三 (略)
 - 四 廃止措置の実施が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上適切なものであること。

(廃止措置の終了の確認の申請)

- 第十五条 法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称
- 四 発電用原子炉施設の解体の実施状況
- 五〇七 (略)

三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(廃止措置計画の認可の基準)

- 第四十三条の六 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 廃止措置計画に係る原子炉の炉心から使用済燃料が取り出されていること。
 - 二・三 (略)
 - 四 廃止措置の実施が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上適切なものであること。

(廃止措置の終了の確認の申請)

- 第四十三条の七 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 廃止措置の対象となる原子炉の名称
- 四 原子炉施設の解体の実施状況
- 五〇七 (略)

- 2 (略)
- 3 第一項の申請書の提出部数は正本一通及び写し一通とする。

(廃止措置の終了確認の基準)

- 第一百六条 法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
- 一 一三 (略)
- 四 第六十二条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しが完了していること。

(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の認可の申請)

- 第一百七十七条 法第四十三条の三の三十三第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、第一百一十一条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の提出期限)

- 第一百八条 法第四十三条の三の三十三第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする

- 2 (略)
- 3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。

(廃止措置の終了確認の基準)

- 第四十三条の八 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 一三 (略)
- 四 第二十五条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しが完了していること。

(旧原子炉設置者等の廃止措置計画の認可の申請)

- 第四十三条の九 法第四十三条の三の三第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、第四十三条の三の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(旧原子炉設置者等の廃止措置計画の提出期限)

- 第四十三条の十 法第四十三条の三の三第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可の申請）

第百十九条 法第四十三条の三の三十三第四項において準用する法第十二条の七第四項の規定により、法第四十三条の三の三十三第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、第百十二条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の軽微な変更）

第百二十条 法第四十三条の三の三十三第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第四十三条の三の三十三第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合）

第百二十一条 法第四十三条の三の三十三第四項の規定

（旧原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可の申請）

第四十三条の十一 法第四十三条の三の三十三第四項において準用する法第十二条の七第四項の規定により、法第四十三条の三の三十三第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、第四十三条の四の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（旧原子炉設置者等の廃止措置計画の軽微な変更）

第四十三条の十二 法第四十三条の三の三十三第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第四十三条の三の三十三第二項の規定により認可を受けた者は前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（旧原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合）

第四十三条の十三 法第四十三条の三の三十三第四項の規定

により準用される法第二十二條の九第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める場合（法第四十三條の三の十五の規定の適用に係る場合に限る。）は、法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在する場合とする。

- 2 前項の場合においては、法第四十三條の三の十五第一項の検査は、次に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。
- 一 四 （略）

（削る）

（指定の申請）
第二百二十二條 第六十二條第五項の指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

（申請書及び添付書類）

第二百二十三條 前條の申請は、次に掲げる申請書及び添付書類を原子力規制委員会に提出して行うものとする

により準用される法第二十二條の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合は、法第四十三條の三の三第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在する場合とする。

- 2 前項の場合においては、法第二十九條第一項の検査は、次の各号に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。
- 一 四 （略）

（指定に関する規定の準用）

第四十三條の十三の二 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第十九條の十六の二から第十九條の十六の八までの規定は、第二十五條第五項の指定について準用する。

（新設）

（新設）

- 一 次の事項を記載した申請書
- イ 名称及び住所並びに代表者の氏名
- ロ 記録保存業務（第六十二条第五項の規定に基づき引き渡しを受けた記録を保存する業務をいう。以下同じ。）を行う事務所の名称及び所在地
- ハ 記録保存業務を開始しようとする年月日
- ニ 行おうとする記録保存業務の範囲
- 二 定款及び登記事項証明書
- 三 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
- 四 申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 五 役員の名及び経歴を記載した書類
- 六 記録保存業務の実施の方法に関する計画
- 七 次条第一号イからハまでに掲げる事由に該当しないことを説明した書類
- 八 記録保存業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
- (指定の基準)
- 第二百二十四条 原子力規制委員会は、第二百二十二条の申請を行った者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その指定を行うものとする。
- 一 次に掲げる事由に該当しないこと。

(新設)

- イ 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- ロ 第二百二十六条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- ハ その業務を行う役員のうちイに該当する者がある者
- ニ その記録保存業務の実施の方法に関する計画が、記録保存業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 三 前号の記録保存業務の実施の方法に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 四 記録保存業務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことよって記録保存業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

(措置の要求)

第二百五条 原子力規制委員会は、第六十二条第五項の指定を受けた者(以下「指定記録保存機関」という。)が前条各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その指定記録保存機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずることを求めることができる。

(新設)

(指定の取消し)

第二百二十六条 原子力規制委員会は、指定記録保存機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十二条第五項の指定を取り消すことができる。

- 一 第二百二十四条各号の規定に適合しなくなったとき。
- 二 前条の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- 三 不正の手段により第六十二条第五項の指定を受けたとき。
- 四 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

(指定等の公示)

第二百二十七条 原子力規制委員会は、次の場合には、その旨を官報に公示するものとする。

- 一 第六十二条第五項の指定をしたとき。
- 二 前条の規定により指定を取り消したとき。

(報告徴求)

第二百二十八条 原子力規制委員会は、記録保存業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定記録保存機関に対し、その業務の状況に関し、報告を求めることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(事故故障等の報告)

第二百二十九条 法第六十二条の三第一項の規定により、発電用原子炉設置者（旧原子炉設置者等を含む。以下次条及び第三百三十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 (略)

二 発電用原子炉の運転中において、発電用原子炉施設の故障により、発電用原子炉の運転が停止したとき若しくは発電用原子炉の運転を停止することが必要となったとき又は五パーセントを超える発電用原子炉の出力変化が生じたとき若しくは発電用原子炉の出力変化が必要となったとき。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該故障の状況について、発電用原子炉設置者の公表があったときを除く。

イ 法第四十三条の三の十五第一項に規定する施設定期検査の期間であるとき（当該故障に係る設備が発電用原子炉の運転停止中において、機能及び作動の状況を確認することができないものに限る。）。

ロ 運転上の制限を逸脱せず、かつ、当該故障に関して変化が認められないときであって、発電用原

(事故故障等の報告)

第四十三条の十四 法第六十二条の三の規定により、原子炉設置者（旧原子炉設置者等を含む。以下次条及び第四十八条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 (略)

二 原子炉の運転中において、原子炉施設の故障により、原子炉の運転が停止したとき若しくは原子炉の運転を停止することが必要となったとき又は五パーセントを超える原子炉の出力変化が生じたとき若しくは原子炉の出力変化が必要となったとき。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該故障の状況について、原子炉設置者の公表があったときを除く。

イ 法第二十九条第一項に規定する施設定期検査又は電気事業法第五十四条第一項に規定する定期検査の期間であるとき（当該故障に係る設備が原子炉の運転停止中において、機能及び作動の状況を確認することができないものに限る。）。

ロ 運転上の制限を逸脱せず、かつ、当該故障に関して変化が認められないときであって、原子炉設

状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

七 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第八十五条第四号の濃度限度を超えたとき。

八 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第八十五条第七号の濃度限度を超えたとき。

九 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物が管理区域外で漏えいしたとき。
(以下この項において「核燃料物質等」という。)

十 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するときは（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

イ〜ハ (略)

十一 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五

放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

七 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第三十四条第四号の濃度限度を超えたとき。

八 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第三十四条第七号の濃度限度を超えたとき。

九 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。

十 原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するときは（漏えいに係る場所について人の立入制限、かぎの管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

イ〜ハ (略)

十一 原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシ

ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。

十二 放射線業務従事者について第七十四条第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十三 挿入若しくは引抜きを現に行っていない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき又は全挿入位置（管理位置のうち制御棒が最大限に挿入されることとなる管理位置をいう。以下同じ。）にある制御棒であつて挿入若しくは引抜きの操作を現に行っていないものが全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき。ただし、燃料が炉心に装荷されていないときを除く。

十四 前各号のほか、発電用原子炉施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（危険時の措置）

第三百三十条 法第六十四条第一項の規定により、発電用

シーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。

十二 放射線業務従事者について第二十八条第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十三 挿入若しくは引抜きを現に行っていない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき又は全挿入位置（管理位置のうち制御棒が最大限に挿入されることとなる管理位置をいう。以下同じ。）にある制御棒であつて挿入若しくは引抜きの操作を現に行っていないものが全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき。ただし、燃料が炉心に装荷されていないときを除く。

十四 前各号のほか、原子炉施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（危険時の措置）

第四十四条 法第六十四条第一項の規定により、原子炉

原子炉設置者は、次に掲げる応急の措置を講じなければならぬ。

一 発電用原子炉施設に火災が起こり、又は発電用原子炉施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二 (略)

三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、発電用原子炉施設の内部にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

四 六 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(報告の徴収)

第三百三十一条 発電用原子炉設置者は、工場又は事業所ごとに様式第二による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

設置者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。

一 原子炉施設に火災が起こり、又は原子炉施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二 (略)

三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、原子炉施設の内部にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

四 六 (略)

第四十五条 削除

第四十六条 削除

第四十七条 削除

(報告の徴収)

第四十八条 原子炉設置者は、原子炉を設置した工場又は事業所ごとに、様式第二による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

2
(略)

(届出書等の提出部数)

第三十二條 法第四十三條の三の八第三項若しくは第三項又は法第四十三條の三の十九第二項の規定による届出書の提出部数は正本一通とする。

(身分を示す証明書)

第三十三條 法第四十三條の三の二十四第六項において準用する法第十二條第七項の身分を示す証明書は、様式第三によるものとし、法第四十三條の二第二項において準用する法第十二條の二第七項の身分を示す証明書は、様式第四によるものとし、法第六十八條第六項の身分を示す証明書は、様式第五によるものとする。

(削る)

(削る)

ならない。

2
(略)

(届出書類の提出部数)

第四十九條 法第二十六條第二項若しくは第三項又は法第三十二條第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(身分を示す証明書)

第五十條 法第三十七條第六項において準用する法第十二條第七項の身分を示す証明書は、様式第三によるものとし、法第四十三條の二第二項において準用する法第十二條の二第七項の身分を示す証明書は、様式第三の二によるものとし、法第六十八條第六項の身分を示す証明書は、様式第四によるものとする。

(人の出入り等の管理が行われている区域)

第五十一條 令別表第二の五の項の原子力規制委員会規則で定める区域は、第二条第二項第四号に規定する管理区域とする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第五十二條 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第五のフレキシブル

(フレキシブルディスクによる手続)

第三百三十四条 次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第六のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

第五十九条第一項又は第三項の運転計画	様式第七
第三百三十一条第一項の報告書	様式第八

2) 次に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第六のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

一 第六十条第一項の申請書、同条第二項第二号に掲げる財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに同

ディスク提出票を提出することにより行うことができる。

一 第四十条第二項の書類
二 第四十二条第二項の書類

(新設)

項第三号に掲げる説明書

二 第九十条第二項の届出書

三 第九十一条第一項の申請書

四 第九十三条第二項の届出書

(フレキシブルディスクの構造)

第三百三十五条 (略)

(フレキシブルディスクの記録方式)

第三百三十六条 第三百三十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 一三 (略)

2 第三百三十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第三百三十七条 第三百三十四条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一・二 (略)

(フレキシブルディスクの構造)

第五十三条 (略)

(フレキシブルディスクの記録方式)

第五十四条 第五十二条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 一三 (略)

2 第五十二条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第五十五条 第五十二条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一・二 (略)

別表第一（第八条、第十一条関係）

の 工 事	の 変 更	事 以 外	加 の 工	数 の 増	炉 の 基	用 原 子	(二) 加 の 増	数 の 増	炉 の 基	用 原 子	(一) 発 電	工 事	二 変 更 の	一 設 置 の	工 事 の 種 類
														置 発 電 用 原 子 炉 の 設	認 可 を 要 す る も の
														も の	事 前 届 出 を 要 す る

（新設）

1 | も | に | 炉 | 用 | の | て | で |
 本 | 子 | 1 | の | 係 | 施 | 原 | 発 | 電 |
 体 | 炉 | 原 | る | 設 | 子 | 電 | 次 | あ | つ

1 |
 (4) | (3) | (2) | (1) | も | て | の | 炉 | 却 |
 験 | 本 | 原 | 反 | も | の | 変 | 反 | 剩 | 格 | 炉 | の | の | 炉 | 却 | ナ |
 片 | 体 | 子 | 射 | の | の | 更 | 反 | 反 | 熱 | 施 | の | の | 施 | 型 | ト |
 を | (本 | 炉 | 材 | 物 | 心 | を | 度 | 度 | 出 | 設 | の | の | 設 | 発 | リ |
 除 | 体 | 容 |) | 係 | 係 | 力 | に | 係 | 改 | 改 | 設 | 電 | ウ |
 く | (監 | 器 |) | 属 | 数 | は | 係 | 造 | 造 | に | 用 | ム |
 。 | 視 |) | 物 | の | 過 | 属 | 係 | 係 | 係 | 係 | 係 | 原 | 冷 |
 。 | 試 |) | 容 |) | 定 | 物 | 係 | 係 | 係 | 係 | 係 | 子 |

1 |
 (2) | (1) | も | て | の | 炉 | 却 |
 限 | 支 | 取 | に | 器 | 又 |) | 験 | 本 | (1) | も | て | の | 炉 | 却 |
 る | 持 | 替 | 係 | 内 | 付 | は | 片 | 体 | 原 | の | の | 施 | 型 | ナ |
 。 | 構 | え | 属 | 部 | 属 | 除 | (本 | 子 | の | の | 設 | 発 | ト |
) | 造 |) | 物 | 容 | 容 | 片 | 体 | 原 | の | の | 設 | 電 | リ |
 、 | 物 |) | 物 | 器 | 容 | 除 | (監 | 子 | の | の | 設 | 用 | ウ |
 反 |) | 物 | 物 | 器 | 器 | 片 | 視 | 容 | の | の | 設 | 原 | ム |
) |) | 物 | 物 | 物 | 物 | 除 | 試 | 器 | 係 | 係 | 設 | 子 | 冷 |
) |) | 物 | 物 | 物 | 物 | 片 | 器 | 器 | 係 | 係 | 設 | 子 |

物の質
の取
扱施
設及
び貯
蔵施
設

(1)の
燃料取扱設
備（使用済燃
料を取扱うも
のに限る。）
に係るもの
(2)新燃料貯蔵
設備（新燃料
貯蔵ラックに
限る。）に係
るもの
(3)使用済燃料
貯蔵設備（使
用済燃料貯蔵
槽（水中ラッ
ク及び使用済
燃料の密封性
を監視する設
備を除く。重
水減速沸騰軽
水冷却型原子
炉施設にあつ
ては使用済燃
料貯蔵プール
、使用済燃

く。）であつて
燃料取扱設備
（ポンプ、ブロ
ワ及び主要弁を
除く。）、新燃
料貯蔵設備、使
用済燃料貯蔵槽
冷却浄化設備（
重水減速沸騰軽
水冷却型原子炉
施設にあつては
プール水冷却浄
化系設備）（ポ
ンプを除く。）
、使用済燃料貯
蔵設備（重水減
速沸騰軽水冷却
型原子炉施設に
あつては使用済
燃料貯蔵プール
、炉外燃料貯
蔵設備（炉外燃
料貯蔵槽補助ナ
トリウム設備、
炉外燃料貯蔵槽

一次系に係る	リウム設備（	蔵槽補助ナト	は炉外燃料貯	槽冷却設備又	炉外燃料貯蔵	燃料貯蔵槽、	蔵設備（炉外	炉外燃料貯	係るもの	化系設備）に	ール水冷却浄	にあつてはプ	型原子炉施設	減速沸騰軽水	化設備（重水	貯蔵槽冷却浄	（に係るもの	）に係るもの	容器に限る。	済燃料貯蔵用	ック又は使用	済燃料貯蔵ラ	ピット、使用	料運搬用容器
容器に限る。）	用済燃料貯蔵用	蔵ラック又は使	、使用済燃料貯	搬用容器ピット	、使用済燃料運	料貯蔵プール）	つては使用済燃	原子炉施設にあ	沸騰軽水冷却型	蔵槽（重水減速	（使用済燃料貯	済燃料貯蔵設備	限る。）、使用	料貯蔵ラックに	貯蔵設備（新燃	る。）、新燃料	取扱うものに限	（使用済燃料を	、燃料取扱設備	修理であつて	）に係るもの	グ設備に限る。	備又はライニン	アルゴンガス設

3 |
子 炉 原
冷 却
系 統
施 設

1 |
ナトリウム冷
却型発電用原子
炉施設に係るも
の改造（蒸気
タービンに係る
ものを除く。）
であって、次に
掲げるもの
(1) 一次冷却材
の種類又は酸
素濃度の変更
(6) 核燃料物質
の取扱施設及
び貯蔵施設の
基本設計方針
、適用基準又
は適用規格の
変更を伴うも
の
ものに
限る。
（に
限る。
）
に
係る
もの

1 |
ナトリウム冷
却型発電用原子
炉施設に係るも
の改造（蒸気
タービンに係る
ものを除く。）
（中欄に掲げる
ものを除く。）
であって、二次
アルゴンガス系
設備、メンテナ
ン
又は炉外燃料貯
蔵設備（炉外燃
料貯蔵槽、炉外
燃料貯蔵槽冷却
設備又は炉外燃
料貯蔵槽補助ナ
トリウム設備（
一次系に係るも
のに限る。）に
限る。）に係る
ものの性能又は
強度に影響を及
ぼすもの

器二次側の二	(6)	系中間熱交換	を伴うもの	素濃度の変更	(5)	の種類の又は酸	係るもの	(4)	の循環設備に	一次冷却材	の	変更を伴うもの	度又は流量の	次冷却材の温	器一次側の一	(3)	系中間熱交換	うもの	量の	温度又は流	冷却材の圧力	は出口の一次	(2)	を伴うもの	原子炉容器	本体の入口又
、一次アル	ものに	限る。	ンダリに係る	ーガス等バウ	は原子炉カバ	パウナダリ又	原子炉冷却材	(1)	掲げるもの	の循環設備、	一次ナトリウ	ム補助設備（	）	係るものの修	理	のを除く。）に	ービンに係るも	のを除く。）に	係るものの修	理	のを除く。）に	係るものの修	理	のを除く。）に	係るものの修	理

2|

軽水冷却型原子	更を伴うもの	適用規格の変	適用基準又は	本設計方針、	系統施設の基	(17) 原子炉冷却	の	の	(16) 機器冷却系	るもの	限る。	常用のものに	冷却設備（非	(15) 原子炉補機	設備	(14) ライニング	るもの	限る。	に係るもの	（一次冷却系	ス冷却系設備
---------	--------	--------	--------	--------	--------	-------------	---	---	-------------	-----	-----	--------	--------	-------------	----	-------------	-----	-----	-------	--------	--------

3|

冷却系設備又は	て、原子炉補機	除く。）であつ	に掲げるものを	の改造（中欄	炉施設に係るも	軽水冷却型原子	重水減速沸騰	ぼすもの	の性能又は強	のに限る。）	（非常用のも	器冷却系設備	る。）又は機	用のものに限	却設備（非常	原子炉補機冷	ニング設備、	る。）ライ	係るものに限	一次冷却系に	冷却系設備（	メンテナンス	ガス系設備、
---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	--------	------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------

設 統 御 測 4 |
施 系 制 計

も	て、	置	る	の	の	運	転	を	管	理	す	る	た	め	の	制	御	装	置	あ	つ	て	、	次	に	掲	げ	る										
												2													1													
												発	電	用	原	子	炉													発	電	用	原	子	炉			
												の	に	係	る	も													の	改	造	（	発	電	用	の	施	設
												に	係	る	も													の	改	造	（	発	電	用	の	施	設	
												の	に	係	る	も													の	改	造	（	発	電	用	の	施	設
												の	に	係	る	も													の	改	造	（	発	電	用	の	施	設
												の	に	係	る	も													の	改	造	（	発	電	用	の	施	設
												の	に	係	る	も													の	改	造	（	発	電	用	の	施	設
												の	に	係	る	も													の	改	造	（	発	電	用	の	施	設
												の	に	係	る	も													の	改	造	（	発	電	用	の	施	設
												の	に	係	る	も													の	改	造	（	発	電	用	の	施	設
												の	に	係	る	も													の	改	造	（	発	電	用	の	施	設
												の	に	係	る	も													の	改	造	（	発	電	用	の	施	設
												の	に	係	る	も													の	改	造	（	発	電	用	の	施	設
												の	に	係	る	も													の	改	造	（	発	電	用	の	施	設
												の	に	係	る	も													の	改	造	（	発	電	用	の	施	設
												の	に	係	る	も													の	改	造	（	発	電	用	の	施	設
												の	に	係	る	も													の	改	造	（	発	電	用	の	施	設
												の	に	係	る	も													の	改	造	（	発	電	用	の	施	設
												の	に	係	る	も													の	改	造	（	発	電	用	の	施	設
												の	に	係	る	も													の	改	造	（	発	電	用	の	施	設
												の	に	係	る	も													の	改	造	（	発	電	用	の	施	設
												の	に	係	る	も													の	改	造	（	発	電	用	の	施	設
												の	に	係	る	も													の	改	造	（	発	電	用	の	施	設
												の	に	係	る	も													の	改	造	（	発	電	用	の	施	設
												の	に	係	る	も													の	改	造	（	発	電	用	の	施	設
												の	に	係	る	も													の	改	造	（	発	電	用	の	施	設
												の	に	係	る	も													の	改	造	（	発	電	用	の	施	設
												の	に	係	る	も													の	改	造	（	発	電				

に 限 る 。) の	非 常 用 の も の	は 制 御 方 法 (又	に 限 る 。) 又	非 常 用 の も の	(1) も	て、 次 に 掲 げ る	の の 改 造 で あ つ	炉 施 設 に 係 る も	却 型 発 電 用 原 子	3			を 伴 う も の	室 機 能 の 変 更	(4)	を 伴 う も の	機 能 の 変 更 を	外 原 子 炉 停 止	(3)	機 能 の 変 更 を 伴 う も の	(2)	の	変 更 を 伴 う も の	(1)
					制 御 方 式 (又					中 央 制 御 室	中 央 制 御 室	制 御 方 式 の												

(1) も	の の 修 理 で あ つ	炉 施 設 に 係 る も	却 型 発 電 用 原 子	4			置 に 係 る も の	漏 え い 検 出 装	ナ ト リ ウ ム	(3)	係 る も の	(2)	の	変 更 を 伴 う も	は 制 御 方 法 の	(1) も	て、 次 に 掲 げ る	除 く 。) で あ つ	に 掲 げ る も の を	の の 改 造 (中 欄	炉 施 設 に 係 る も	却 型 発 電 用 原 子	3		を 及 ぼ す も の
				ナ ト リ ウ ム 冷	計 測 装 置 に	制 御 方 式 又				ナ ト リ ウ ム 冷		ナ ト リ ウ ム 冷													

(8) 工学的安全
 施設及びそれ
 以外の重大な
 事故時に自動
 的に作動させ

(7) 原子炉非常
 停止信号の変
 更を伴うもの

(6) 破損燃料検
 出装置

(5) ナトリウム
 漏えい検出装
 置（非常用の
 ものに限る。

(4) 計測装置（
 非常用のもの
 に限る。）に
 係るもの

(3) 制御棒駆動
 装置

(2) 制御材に係
 るもの

の変更を伴うも

(2) 制御材、制
 御棒駆動装置
 又は制御用空
 気設備（非常
 用のものに限
 る。）に係る
 ものの性能又
 は強度に影響
 を及ぼすもの

え
 る。
 の取替
 える案内管に
 限る。ウ
 ンダリに係
 るカ
 バーガスバ
 装置（原子炉

放射廃棄物の施設

5 |

<p>4 伴うもの 信号の変更を する設備の作動 計測制御系統 施設の基本設計 方針、適用基準 又は適用規格の 変更を伴うもの</p>	<p>改造であって、次に掲げるもの (1) 気体、液体 又は固体廃棄物 処理設備（気体 廃棄物処理に係 る容器又は原子 炉格納容器バウ ンダリに係るもの に限る。） 若しくは排気筒 に係るもの (2) 放射性廃棄 物の廃棄施設 の基本設計方</p>
---	---

1 |

<p>改造（中欄に掲げるものを除く。）であつて、 気体、液体若しくは固体廃棄物貯蔵設備（ポン プを除く。） 気体、液体若しくは固体廃棄物処理設備（ポン プ、圧縮機、送風機、排風機 及びブロワを除く。） 堰その 他の設備又は原子 炉格納容器本</p>
--

射線 6 | 放

1 | 、
次に掲げるも
改造であつて

針、適用基準
又は適用規格
の変更を伴う
もの

1 | 掲げるものを除
改造（中欄に

2 | もの
修理であつて
、気体、液体若
しくは固体廃棄
物処理設備（気
体廃棄物処理に
係る容器又は原
子炉格納容器バ
ウンダリに係る
ものに限る。）
又は排気筒に係
るものの性能又
は強度に影響を
及ぼすもの

体外の廃棄物貯
蔵設備若しくは
廃棄物処理設備
からの流体状の
放射性廃棄物の
漏えいの検出装
置若しくは自動
警報装置に係る
もの

施設	格納	原子炉	7 原	3 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものの改造であつて、次に掲げるもの (1) 原子炉格納	
容器、二次格納	て、原子炉格納	の修理であつ	炉施設に係るもの	却型発電用原子	1 ナトリウム冷	1 炉施設に係るものの修理であつて、生体遮蔽装置（中央制御室遮蔽、外部遮蔽又は中央制御室外の原子炉停止機能を有する場所、緊急時制御所、緊急時制御室及び緊急時対策所において従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。）に係るものに係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの

属の子用発の8
 施附炉原電他そ

(5) 設 備
 原子炉格納
 施設の基本設
 計方針、適用
 基準又は適用
 規格の変更を
 伴うもの

(4) 置 装
 ライニング
 真空逃がし装
 全設備に係る
 備その他の安

(3) 設 備
 圧力低減設
 設に係るもの
 二次格納施
 の

(2) 容 器
 に係るも

の影 響を及ぼすも
 性能又は強度に
 備に係るもの
 はライニング設
 空逃がし装置又
 全設備に係る真
 設備その他の安
 施設、圧力低減

(1) 設計
非常用電源設備

<p>(3) 非常調速装置若しくは過給機、調速機、調速装置若しくは内燃機、内燃機、調速装置若しくは非常調速装置、内燃機に附属する冷却</p>	<p>(2) ガスタービン（ガスタービンに附属する空気圧縮機及びガス圧縮機（空気だめ及びガスだめの安全弁又は冷却塔若しくは冷却池に限る。）を除く。）</p>	<p>(1) 常用電源設備との切換方法の変更を伴うもの</p>
<p>、内燃機、内燃機、調速装置若しくは非常調速装置、内燃機に附属する冷却</p>	<p>2 修理であつて、ガスタービン（ガスタービンに附属する空気圧縮機及びガス圧縮機（空気だめ若しくはガスだめの安全弁又は冷却塔若しくは冷却池に限る。）を除く。）</p>	<p>1 改造（中欄に掲げるものを除く。）であつて、ガスタービン、内燃機又は燃料設備に係る</p>

、内燃機関に
 附属する冷却
 水設備、内燃
 機関に附属す
 る空気圧縮設
 備（空気だめ
 又は圧縮機に
 限る。）又は
 燃料デイトン
 ク若しくはサ
 ービスタック
 に限る。）に
 係るもの
 (4) ガスタービ
 ン及び内燃機
 関以外を用い
 た発電装置に
 係るもの
 (5) 燃料設備（
 貯蔵槽又は容
 器に限る。）
 に係るもの
 (6) 発電機（発
 電機又は励磁
 装置に限る。）

水設備、内燃機
 関に附属する空
 気圧縮設備（空
 気だめに限る。
 ）又は燃料デイ
 タンク若しくは
 サービスタック
 に限る。）、ガ
 スタービン及び
 内燃機関以外を
 用いた発電装置
 、燃料設備（貯
 蔵槽又は容器に
 限る。）、発電
 機（発電装置又
 は励磁装置に限
 る。）、冷却設
 備又はその他の
 電源装置（非常
 用のものに限る
 。）に係るもの
 の性能又は強度
 に影響を及ぼす
 もの

法 施 行 令 （ 昭 和	設 備 （ 電 氣 事 業	の 遮 断 器 （ 需 要	5	送 電 線 引 出 口	も の	(2)	置 を 付 加 す る	電 圧 調 整 装	の	変 更 を 伴 う も	の	電 圧 又 は 容 量 の	電 圧 又 は 容 量 の	電 圧 又 は 容 量 の	電 圧 又 は 容 量 の	電 圧 又 は 容 量 の	電 圧 又 は 容 量 の	電 圧 又 は 容 量 の	電 圧 又 は 容 量 の	電 圧 又 は 容 量 の	電 圧 又 は 容 量 の	電 圧 又 は 容 量 の	電 圧 又 は 容 量 の
			の 遮 断 器 （ 需 要	送 電 線 引 出 口	取 替 え	4	上 の 変 圧 器 の	ト ア ン ペ ア 以 上	十 万 キ ロ ボ ル	あ っ て 、 容 量	ボ ル ト 以 上 で	(3)	も の	電 圧 十 七 万	置 を 付 加 す る	(2)	の	変 更 を 伴 う も	の	電 圧 調 整 装	(1)	の	電 圧 又 は 容 量 の

6 | 四十年政令第二
百六号) 第九
条の表第六号に
規定する需要設
備をいう。以下
同じ。) と電気
的に接続するた
めのもものを除
く。) であつて
、電圧三十万ボ
ルト以上のもの
の設置 (ガス遮
断器又はガス遮
断器以外の遮断
器に替え、ガス
遮断器を設置す
る場合を除く。)
送電線引出口
の遮断器 (需要
設備と電氣的に
接続するため
のもものを除く。)
であつて、電圧
三十万ボルト以
上のものの改造

5 | 設備と電氣的に
接続するため
のもものを除く。)
であつて、電圧
十七万ボルト以
上のものの改造
のうち、二十パ
ーセント (ガス
遮断器及び真空

の基本設計方針 改造であつて 常用電源設備	8 の設置 ルト以上のもの る電圧三十万ボ 。)の用に供す 電気事業をいう 九号に規定する 第二条第一項第 業(電気事業法 ののうち電気事 業(電気事業法 第二条第一項第 九号に規定する 電気事業をいう)の用に供す る電圧三十万ボ ルト以上のもの の設置	7 伴うもの 遮断器であつ て、周波数低下 による事故の拡 大を防止するた めに設置するも ののうち電気事 業(電気事業法 第二条第一項第 九号に規定する 電気事業をいう)の用に供す る電圧三十万ボ ルト以上のもの の設置
の基本設計方針 改造であつて 常用電源設備	6 遮断器であつて、周波数低下による事故の拡大を防止するた めに設置するもの ののうち電気事業(電気事業法 第二条第一項第九号に規定する 電気事業をいう)の用に供する 電圧三十万ボルト以上のもの の設置	6 遮断器にあつては、三十パーセント)以上の遮断電流の変更を伴うもの(中欄に掲げるものを除く。) 他の者が設置する電気工作物(電気事業法第 二条第一項第十 六号に規定する 電気工作物をい う。)(需要設 備を除く。)と 電氣的に接続す るための遮断器 であつて、電圧 十七万ボルト以 上のものの取替 え

1 | ライボ | 助補 | (3) |

適用基準又は
適用規格の変更
を伴うもの

		2 1												
スを除く。)	(4)	燃料の種類	力の変更を伴うもの	(3)	安全弁の能力の変更を伴うもの	度は変更を伴うもの	は最高使用温度の変更を伴うもの	(2)	再熱器の最高使用圧力又は最高使用温度の変更を伴うもの	(1) の	最高使用圧力又は最高使用温度の変更を伴うもの	次に掲げるもの	改造であつて	設置

備設護防災火⁽⁴⁾

(3) 火災防護設	係るもの	(2) 消火設備に	係るもの	区画構造物に	造物又は火災	(1) 火災区域構	に掲げるもの	改造であって、次に掲げるもの
	ぼすもの	は強度に影響を及	係るものの性能又	物又は消火設備に	くは火災区画構造	災区域構造物若し	修理であって、火	5 又は燃料貯蔵設備の設置
							4 3	、安全弁の取替
							3	取替え
								を伴うもの
								用規格の変更
								用基準又は適
								設計方針、適
								に係る基本
								(5) 補助ボイラ
								を伴うもの
								の別)の変更

(6)

設|施|護|防|水|浸(5)

改 造 で あ っ て 、 次	う の 格 の 変 更 を 伴	準 又 は 適 用 規	方 針 、 適 用 基	設 の 基 本 設 計	(3)	浸 水 防 護 施	に 係 る も の	備 に 限 る 。	び 区 画 排 水 設	区 画 構 造 物 及	護 設 備 (防 水	(2)	内 郭 浸 水 防	も の	護 設 備 に 係 る	(1)	外 郭 浸 水 防	に 掲 げ る も の	(5)	改 造 で あ っ て 、 次	う の 格 の 変 更 を 伴	準 又 は 適 用 規	方 針 、 適 用 基	備 の 基 本 設 計
修 理 で あ っ て 、 燃								す も の	強 度 に 影 響 を 及 ぼ	る も の の 性 能 又 は	備 に 限 る 。	に 係	物 及 び 区 画 排 水 設	備 (防 水 区 画 構 造	は 内 郭 浸 水 防 護 設	郭 浸 水 防 護 設 備 又	修 理 で あ っ て 、 外							

補機駆動用燃料設備（非常用電源設備）及び補助ボイラー

伴うもの 規格の変更を 基準又は適用 計方針、適用 に係る基本設 のを除く。 ラーに係るも 及び補助ボイ 常用電源設備 燃料設備（非 補機駆動用	(1)	燃料貯蔵設 備に係るもの	燃料貯蔵設備に係る ものの性能又は強 度に影響を及ぼす もの
	(2)	燃料貯蔵設 備に係るもの	

(8)敷地内土木構
(7)非常用取水設備

改造
改造

修理であつて、敷 地内土木構造物に 係るものの性能又 は強度に影響を及 ぼすもの	修理であつて、非 常用取水設備に係 るものの性能又は 強度に影響を及ぼ すもの
--	---

の 種 類	子 炉 施 設	発 電 用 原	別表第二（第九条、第十二条、第十八条関係）	<p style="text-align: right;">(9) 物 造</p> <p style="text-align: center;">所 策 対 時 急 緊</p>		
	載 事 項	一 般 記 載			記 載 す べ き 事 項	<p>改 造 で あ っ て 、 次 に 掲 げ る も の</p> <p>(1) 緊 急 時 対 策</p> <p>所 機 能 の 変 更</p> <p>を 伴 う も の</p> <p>(2) 緊 急 時 対 策</p> <p>所 の 基 本 設 計</p> <p>方 針 、 適 用 基</p> <p>準 又 は 適 用 規</p> <p>格 の 変 更 を 伴</p> <p>う も の</p>
	項 （ 認 可 の 申	設 備 別 記 載 事			添 付 書 類 （ 認	
届 出 に 係 る 工	可 の 申 請 又 は					

（新設）

電 原 炉 設 置 を す 工 場 又 は 事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地 (都 道 府 市 郡 区 村 を 記 す)	1)
	請 又 は 届 出 に 係 る 工 事 の 内 容 に 関 係 あ る も の に 限 る。
送 電 関 係 一 覧 図 急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域 内 に お い て 行 う 制 限 工 事 に 係 る 場 合 は、 当 該 区 域 内 の 急 傾 斜 地 (急 傾 斜 地 の 崩 壊 に よ る 災 害 の 防 止 に 関 する 法 律 第 二 条 第 一 項 に 規 定 する も の を い う。 以 下 同 じ。) の 崩 壊 の 防 止 措 置 に 関 する 説 明 書 工 場 又 は 事 業	事 の 内 容 に 関 係 あ る も の に 限 る。

載ることを示す
 2 | 電 | 用 | 原 | 子 | 炉 | 設 | 出 | 及 | 周 | 数 | 発 | 用 | 子 | 別 | 記 | す | こ | 〇 |
) | と | る | 〇 | 発 | 用 | 子 | 炉 | 設 | 出 | 及 | 周 | 数 | 発 | 用 | 子 | 別 | 記 | す | こ | と |)

所の概要を明
 示した地形図
 主要設備の配
 置の状況を明
 示した平面図
 及び断面図
 単線結線図()
 接地線(計器
 用変成器を除
 く。)につい
 ては電線の種
 類、太さ及び
 接地の種類も
 併せて記載す
 ること。))
 新技術の内容
 を十分に説明
 した書類
 発電用原子炉
 施設の熱精算
 図)
 熱出力計算書
 発電用原子炉
 の設置の許可
 との整合性に

関する説明書
排気中及び排
水中の放射性
物質の濃度に
関する説明書
人が常時勤務
し、又は頻繁
に出入する敷
地内の場所に
おける線量に
関する説明書
耐震設計上重
要な設備を設
置する施設に
関する説明書
(自然現象へ
の配慮に關す
る説明を含む
。)
放射性物質に
より汚染する
おそれがある
管理区域(第
二条第二項第
四号に規定す

る管理区域のうち、その場
所における外部放射線に係
る線量のみが同号の規定に
基づき告示する線量を超え
るおそれがある場所を除い
た場所をいう。並びにそ
の地下に施設する排水路並
びに当該排水路に施設する
排水監視設備及び放射性物
質を含む排水を安全に処理
する設備の配置の概要を明
示した図面
取水口及び放水口に関する

説明書	設備別記載事	項のうち、容	量又は注入速	度、最高使用	圧力、最高使	用温度、再結	合効率、加熱	面積、伝熱面	積、揚程又は	吐出圧力、原	動機の出力、	外径、閉止時	間、漏えい率	、制限流量、	落下速度、駆	動速度及び挿	入時間、効率	、吹出圧力、	慣性定数、回	転速度半減時	間、慣性モー	メント、設定	破裂圧力並び	に設計温度の
-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

設定根拠に関する説明書
環境測定装置
（放射線管理
用計測装置に
係るものを除
く。）の構造
図及び取付箇
所を明示した
図面
炉心支持構造
物の応力腐食
割れ対策に関
する説明書
安全設備（研
開炉技術基準
規則第二条第
二項第九号に
規定する安全
設備をいう。
）及び重大事
故等対処設備
（研開炉設置
許可基準規則
第二条第二項

第十四号に規定する重大事故等対処設備をいう。)が使用される条件の下における健全性に関する説明書
発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壞に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書
通信連絡設備

に|関|する|説|明|
書|及|び|取|付|箇|所|
を|明|示|し|た|
図|面|
安|全|避|難|通|路|
に|関|する|説|明|
書|及|び|安|全|避|
難|通|路|を|明|示|
し|た|
図|面|
非|常|用|照|明|に|
関|する|説|明|書|
及|び|取|付|箇|所|
を|明|示|し|た|
図|面|
ナ|ト|リ|ウ|ム|漏|
え|い|に|よ|る|物|
理|的|又|は|化|学|
的|影|響|を|抑|制|
す|る|措|置|に|関|
す|る|説|明|書|
建|物|内|に|敷|設|
す|る|ラ|イ|ニ|ン|
グ|設|備|の|敷|設|
範|囲|及|び|圧|力|
開|放|ダ|ン|パ|の

1 | 原子
炉本体

ナトリウム冷 却型発電用原 子炉施設に係 るものにあつ ては、次の事 項	1 炉型式、 定格熱出力 、過剰反応 度及び反応 度係数（ド ップラ係数 、燃料温度 係数、構造 材温度係数 、冷却材温 度係数、炉 心支持板温	配置を明示し た図面	設計及び工事 に係る品質管 理の方法等に 関する説明書	耐震性に関す る説明書	強度に関する 説明書	構造図	原子炉本体の 基礎に関する 説明書及びそ の基礎の状況 を明示した図 面	監視試験片の 取付箇所を明 示した図面	原子炉容器の 脆性破壊防止 に関する説明 書
---	---	---------------	--------------------------------------	----------------	---------------	-----	---	---------------------------	---------------------------------

(2)	燃 料 材	さ	ト 等 価 厚	ラ ン ケ ッ	径 方 向 ブ	さ 及 び 半	ケ ッ ト 厚	向 ブ ラ ン	径 、 軸 方	域 等 価 直	心 燃 料 領	高 さ 、 炉	燃 料 領 域	、 炉 心	る こ と。	に 記 載 す	種 類 ご と	(燃 料 の	集 合 体 数	状 、 燃 料	(1)	る 次 の 事 項	炉 心 に 係	2	出 力 係 数	度 係 数 及 び
																								度 係 数 及 び		

(3) 核的・こと。に記載する替の別に荷及び取量（初装最大装荷料物質の及び核燃こと。に）記載する替の別に荷及び取度（初装最高燃焼料集合体燃）。すること別に記載及び取替の初装荷及富化度（縮度又は燃料の濃の種類、

称、種	槽の名	イ の 事 項	に 係 る 次	持 構 造 物	(4) 中 心 支	度 (肉 厚)	管 最 高 温	体 の 被 覆	燃 料 集 合	及 び 炉 心	最 高 温 度	燃 料 材 の	力 係 数、	加 率、出	反 応 度 添	よ る 最 大	調 整 棒 に	棒 の う ち	裕 、 制 御	度 停 止 余	値 (反 応)	熱 的 制 限

柱 の 名	ハ 支 持 数	及 び 個	材 料	要 寸 法	度 、 主	使 用 温	、 最 高	用 圧 力	最 高 使	種 類	名 称	持 板 の	炉 心 支	ロ 上 部	び 個 数	材 料 及	寸 法	、 主 要	用 温 度	最 高 使	圧 力	高 使 用	類 、 最
-------------	------------------	-------------	--------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------	--------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------	-------------	-------------	-------------	--------	-------------	-------------

ホ	数	及	、	要	度	使	、	用	最	種	名	持	炉	ニ	び	材	寸	、	用	最	圧	高	類	称
内	個	個	材	寸	、	用	最	圧	高	類	、	板	心	下	個	及	法	主	温	高	力	使	、	種

料及び
法、材
主要寸
温度、
高使用
力、最
使用圧
、最高
、種類
の名称
ボルト
〜
び個数
材料及
寸法、
、主要
用温度
最高使
圧力、
高使用
類、最
称、種
物の名
持構造
構造支

度、主	使用温	、最高	用圧力	最高使	種類、	名称、	持枠の	炉心支	下部	チ	数	及び個	、材	要寸法	度、主	使用温	、最高	用圧力	最高使	種類、	名称、	持枠の	炉心支	上部	ト	個数
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	---	---	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	---	----

又										リ																																																									
主	用	最	圧	高	類	称	柱	び	材	寸	、	用	最	圧	高	類	称	管	数	及	、	要	要	温	高	力	使	、	種	の	個	料	法	主	温	高	使	使	、	種	の	連	び	材	寸	度	度	使	、	用	最	名	結	数	及	、	要	度	使	、	用	最	名	結	個	料	法
要	温	高	力	使	、	種	の	個	料	法	主	温	高	使	使	、	種	の	連	び	材	寸	度	度	使	、	用	最	名	結	数	及	、	要	度	使	、	用	最	名	結	個	料	法																							
度	度	使	、	用	最	名	結	数	及	、	要	度	使	、	用	最	名	結	個	料	法																																														

初装荷個	の種類、	視試験片	並びに監	及び個数	法、材料	、主要寸	使用温度	力、最高	高使用圧	種類、最	の名称、	容器本体	(1)の事項	原子炉	器に係る次	4	原子炉容	個数	、材料及び	、主要寸法	、名称、種類	3	反射材の	び個数	材料及	寸法、
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	--------	-----	-------	---	------	----	-------	-------	--------	---	------	-----	-----	-----

度、主	使用温	、最高	、種類	の名称	ポルト	ロ 基礎	数 及び	、材料	要寸法	度、主	使用温	、最高	、種類	の名称	構造物	イ 事項	係 る	構 造	容 器	(2) 原子	付 箇所	数 及び	

(3)

構造	上部	炉心	個数	材料及び	法、材	主要寸	温度、	高使用	力、最	使用圧	、最高	、種類	の名称	プラグ	イ、事	項、	係る次	の	構造物に	容器付	属	原子炉	数及び	個	、材料	要寸法
----	----	----	----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	---	------	-----	---	-----	-----	---	-----	-----

法、材	主要寸	温度、	高使用	力、最	使用、	、最高	、種類	の名称	案内管	棒上部	構制御	上部機	ハ 個数	料及び	法、材	主要寸	温度、	高使用	力、最	使用、	、最高	、種類	の名称
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

証 の 実 施	(1) 項 す る 次 の 事	方 法 等 に 関	品 質 管 理 の	工 事 に 係 る	6		5					(4)							
					適 用 規 格	計 方 針 、 適	体 の 基 本 設	原 子 炉 本	数	料 及 び 個	寸 法 、 材	類 、 主 要	名 称 、 種	支 持 板 の	係 る 上 部	構 造 物 に	容 器 内 部	原 子 炉	個 数

2 |
 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

1 |

付箇所	数及び取	材料、個	要寸法、	容量、主	、種類、	器の名称	取扱う機	済燃料を	又は使用	(1) 次の事項	設備に係る	燃料取扱		
構造物を含め	説明書（支持	強度に関する	こと。）	めて記載する	持構造物を含	る説明書（支	耐震性に関す	面及び系統図	を明示した図	る機器の配置	貯蔵施設に係	取扱施設及び		
												核燃料物質の		
										(5) 動の改善	(4) 動の保安活	(3) 動の保安活	(2) 動の保安活	織に係る組

														(2)										
別に記	胴側の	側及び	度(管	使用温	、最高	と。)	するこ	に記載	側の別	及び胴	(管側	用圧力	最高使	容量、	種類、	名称、	換器の	イ熱交	する機	器に附	取扱う	済燃料	又は使	新燃料
びに計	示した	取付箇	書、検	に關す	る装置	封性を	蔵用容	使用済	明書	困に關	び警報	に計測	した図	付箇所	、検出	關する	装置の	いを監	水位及	蔵槽の	使用済	構造図	と。)	て記載
測範圍	並	所を明	出器の	説明	の構成	監視す	器の密	燃料貯		する説	動作範	圍及び	面並び	を明示	器の取	説明書	構成に	視する	び漏え	温度、	燃料貯			するこ

並びに	び個数	材料及	寸法、	、主要	用温度	最高使	圧力、	高使用	力、最	吐出圧	程又は	量、揚	類、容	称、種	プの名	ロ	び個数	材料及	寸法、	、主要	熱面積	、伝	こと。	載する
燃料貯蔵設備	容器及び炉外	用済燃料運搬	料貯蔵槽、使	器、使用済燃	燃料貯蔵用容	る説明書	下防止に關す	料集合体の落	扱う機器の燃	用済燃料を取	新燃料又は使	説明書	ことに關する	界に達しない	燃料物質が臨	貯蔵設備の核	及び炉外燃料	燃料貯蔵設備	設備、使用済	、新燃料貯蔵	燃料取扱設備	説明書	範囲に關する	及び警報動作

高 使 用	類 、 最	称 、 種	弁 の 名	へ 主 要	数 及 び 個	、 材 料	要 寸 法	度 、 主	使 用 温	、 最 高	用 圧 力	最 高 使	容 量 、	種 類 、	名 称 、	装 置 の	ホ ろ 過	個 数	力 及 び	類 、 出	機 の 種	に 原 動	数 並 び
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

(3) |

用 容 器 の	燃 料 運 搬	使 用 済	料 及 び 材	、 厚 さ	、 外 径	用 温 度	最 高 使	圧 力 、	高 使 用	称 、 最	管 の 名	ト 主 配	所 取 付 箇	数 及 び	法 、 個	駆 動 方	材 料 、	寸 法 、	、 主 要	用 温 度	最 高 使	圧 力 、
------------------	------------------	-------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

3 |

(1) 事項 に係る次の										(2)											
貯蔵	用済燃料	つては使	施設にあ	型原子炉	軽水冷却	減速沸騰	槽(重水	燃料貯蔵	燃料貯蔵	使用済燃	個数	材料及び	要寸法、	容量、主	、種類、	クの名称	貯蔵ラッ	新燃料	個数	材料及び	要寸法、

(4)				(3)				(2)																
燃料貯蔵	使用済	及び個数	法、材料	、主要寸	類、容量	名称、種	ラックの	燃料貯蔵	使用済	び個数	、材料及	、主要寸法	、容量、	称、種類	ットの名	用容器ピ	燃料運搬	使用済	び個数	、材料及	、主要寸法	、容量、	称、種類	ル)の名

類、計測	名称、種	る装置の	を監視す	び漏えい	、水位及	槽の温度	燃料貯蔵	(5)	及び材料	冷却方法	要寸法、	種類、主	遮蔽材の	に放射線	個数並び	材料及び	要寸法、	温度、主	最高使用	用圧力、	、最高使	類、容量	名称、種	用容器の
------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

4| (6)|

使用済燃	ること。	に記載す	搬型の別	設及び可	箇所（常	及び取付	囲、個数	、計測範	称、種類	装置の名	監視する	密封性を	用容器の	燃料貯蔵	使用済	すること	別に記載	可搬型の	常設及び	付箇所（	数及び取	範囲、個
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------

側 の 別 に	側 及 び 胴	温 度 （ 管	最 高 使 用	と 。 ）	載 す る こ	の 別 に 記	及 び 胴 側	力 （ 管 側	高 使 用 圧	容 量 、 最	、 種 類	器 の 名 称	(1) 項 熱 交 換	係 る 次 の 事	系 設 備 ） に	水 冷 却 浄 化	て は プ ー ル	施 設 に あ つ	却 型 原 子 炉	沸 騰 軽 水 冷	（ 重 水 減 速	却 浄 化 設 備	料 貯 蔵 槽 冷
------------------	------------------	------------------	------------------	-------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------	------------------	----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

、 個 数 及	法、 材 料	、 主 要 寸	使 用 温 度	力、 最 高	高 使 用 圧	圧 力、 最	又 は 吐 出	量、 揚 程	種 類、 容	の 名 称、 ポ ンプ	(2) 、 に 記 載 す る こ と。	搬 型 の 別	設 及 び 可	箇 所 （ 常	及 び 取 付	料、 個 数	寸 法、 材	積、 主 要	、 伝 熱 面	こ と。 ）	記 載 す る
------------------	--------------	------------------	------------------	--------------	------------------	--------------	------------------	--------------	--------------	-------------------------	--	------------------	------------------	------------------	------------------	--------------	--------------	--------------	------------------	--------------	------------------

可搬型の常設及び付箇所（数及び取材料、個要寸法、温度、主最高使用用圧力、類、容量、名称、種）（3）に記載すること。搬型の別設及び可箇所（常及び取付力、個数種類、出原動機に所並びにび取付箇所）

記載する	型の別に	及び可搬	所（常設	び取付箇	、個数及	法、材料	、主要寸	使用温度	力、最高	高使用圧	容量、最	、種類、	置の名称	(5)	数	材料及び個	寸法、材	量、主要	種類、容	の名称、	(4)	貯蔵槽)	すること	別に記載
														ろ過装							の				

、厚さ及	度、外径	高使用温	圧力、最	最高使用	の名称、	(7)	るこ	に記	搬型の別	設及び可	箇所(常	及び取付	法、個数	、駆動方	法、材料	、主要寸	使用温度	力、最高	高使用圧	種類、最	の名称、	(6)	こと。
						主配管																主要弁	

5|

力、最	使用圧	、最高	、容量	、種類	の名称	イ、容器	の事項	に係る次	料貯蔵槽	炉外燃	(1)項	係る次の事	貯蔵設備に	炉外燃料	と。	記するこ	箇所を付	は、取付	型の場合	し、可搬	別に記載	可搬型の	常設及び	び材料（
-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	------	------	-----	------	-------	-------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------

、 最 高	、 容 量	、 種 類	の 名 称	ラ ック	ハ 貯 蔵	個 数	料 及 び	法 、 材	主 要 寸	温 度、	高 使 用	力、 最	使 用 圧	、 最 高	、 種 類	の 名 称	ブ ラ グ	ロ 遮 蔽	個 数	料 及 び	法 、 材	主 要 寸	温 度、	高 使 用
-------------	-------------	-------------	-------------	---------	-------------	--------	-------------	-------------	-------------	---------	-------------	---------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------	-------------	-------------	-------------	---------	-------------

														(2)										
す る こ	に 記 載	側 の 別	及 び 胴	(管 側	用 圧 力	最 高 使	容 量、	種 類、	名 称、	換 器 の	イ の 熱 交	の 事 項	に 係 る 次	冷 却 設 備	料 貯 蔵 槽	炉 外 燃	個 数	料 及 び	法、 材	主 要 寸	温 度、	高 使 用	力、 最	使 用 圧

圧力、	高使用、	力、最	吐出圧	程又は	量、揚	類、容	称、種	プの名	ロ ポン	び個数	材料及	寸法、	、主要	熱面積	、伝	こと。	載する	別に記	胴側の	側及び	度（管	使用温	、最高	と。）
-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---------	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

機 の 名	ニ 送 風	個 数	料 及 び	法 、 材	主 要 寸	温 度 、	高 使 用	力 、 最	使 用 圧	、 最 高	、 容 量	、 種 類	の 名 称	ハ 容 器	び 個 数	出 力 及	種 類 、	動 機 の	び に 原	材 料 並	寸 法 、	、 主 要	用 温 度	最 高 使
-------------	-------------	--------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

称、種類、容量、主要寸法に並びに原動機の種類、出力、個数、及び取付箇所（常設）及び搬型の別記載すること。
ホ 弁の主要

材	厚	外	用	最	压	高	称	管	主	〃	る	記	の	可	設	所	取	数	法	駆	材	寸	用	
料	さ	径	温	高	力	使	、	の	配	〃	こ	載	別	搬	及	(付	及	、	動	料	法	主	温
			度	使	、	用	最	名			と	す	に	型	び	常	箇	び	個	方	、	、	要	度

(3)

側 の 別	及 び 胴	(管 側	用 圧 力	最 高 使	容 量、	種 類、	名 称、	換 器 の	イ 次 の 事 項 熱 交	備 に 係 る	リ ウ ム 設	補 助 ナ ト	料 貯 蔵 槽	炉 外 燃	こ と。	載 す る	別 に 記	搬 型 の	及 び 可	(常 設	付 箇 所	及 び 取
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	---------	---------	---------	-------------	---------------------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------	---------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

力、最	吐出圧	程又は揚	量、揚	類、容	称、種	ブの 名	ロ ポン	び 個 数	材 料 及	寸 法、	、 主 要	熱 面 積	、 伝	こ と。	載 す る	別 に 記	胴 側 の	側 及 び	度 (管	使 用 温	、 最 高	と。)	す る こ	に 記 載
-----	-----	------	-----	-----	-----	---------	---------	-------------	-------------	---------	-------------	-------------	--------	---------	-------------	-------------	-------------	-------------	---------	-------------	-------------	---------	-------------	-------------

法、材	主要寸	温度、	高使用	力、最	使用圧	、最高	、容量	、種類	の名称	ハ の容器	数	及び個	、出力	の種類	原動機	並びに	び個数	材料及	寸法、	、主要	用温度	最高使	圧力、	高使用
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----------	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

、 主	用 温	最 高	圧 力	高 使	類 、 最	称 、 種	弁 の 名	ホ 、 主	数	及 び	、 個	、 材	要 寸	度 、 法	使 用	、 温	、 最	用 圧	最 高	容 量	種 類	名 称	装 置 の	ニ 、 過	個 数	料 及 び
--------	--------	--------	--------	--------	-------------	-------------	-------------	-------------	---	--------	--------	--------	--------	-------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------------	-------------	--------	-------------

(4)																									
イ	の	に	ガ	ア	料	貯	炉	料	及	、	、	用	最	圧	高	称	管	へ	所	取	数	法	駆	材	寸
容	事	係	ス	ル	貯	外	外	及	び	厚	外	温	高	力	使	、	の	主	取	及	、	動	料	法	
器	項	る	設	ゴ	蔵	燃	材	材	材	さ	径	度	使	、	用	最	名	配	付	び	個	方	、	法	

及び個	材料	要寸法	度、主	使用温	、最高	用圧力	最高使	容量、	種類、	名称、	装置の	口 ろ過	個数	材料及び	法、材	主要寸	温度、	高使用	力、最	使用圧	、最高	、容量	、種類	の名称
-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---------	----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

外	用	最	圧	高	称	管	ニ	所	取	数	法	駆	材	寸	、	用	最	圧	高	類	称	弁	ハ	数
径	温	高	力	使	、	の	主		付	及	、	動	料	法	主	温	高	力	使	、	種	の	主	

														(5)									
機 の 種	に 原 動	数 並 び	及 び 個	要 寸 法	量 、 主	類 、 容	称 、 種	機 の 名	イ 送 風	次 の 事 項	に 係 る	を 除 く。	換 気 設 備	に 属 す る	管 理 設 備	(放 射 線	換 気 設 備	る 区 域 の	を 内 包 す	ウ ム 機 器	ナ ト リ	料 及 び 材	、 厚 さ

取付箇
数及び
力、個
類、出
機、種
に、原
動機
並び
及び
要寸法
量、主
類、容
称、種
機、名
ロ、排
風機
の、
こと
記載す
の、別
に、可
搬型
設及び
所、常
取付箇
数及び
力、個
類、出

方法等に関する	品質管理の	工事に係る	7	適用規格及び	適用基準及	設計方針、	施設の基本	設及び貯蔵	質の取扱施	6	核燃料物	及び材料	主要寸法	計温度、	種類、設	の名称、	ング設備	(6)	ライニ	ること	記載す	の別に	可搬型	設及び	所(常
			設計及び							の別															

3 |
 設 | 系 | 炉 |
統	冷	
施	却	原
		子

び 酸 素 濃 度	材 の 種 類 及	1	、 次 の 事 項	、 に あ っ て は	も の を 除 く。	ー ピ ン に 係 る	も の （ 蒸 気 タ	統 施 設 に 係 る	原 子 炉 冷 却 系	(5)	動 の 改 善	保 安 活	(4)	動 の 評 価	保 安 活	(3)	動 の 実 施	保 安 活	(2)	動 の 計 画	織 に 係 る 組	(1)	項 す る 次 の 事	証 の 実 施	品 質 保	
		次 の 事 項																								に あ っ て は
(支 持 構 造 物	関 する 説 明 書	統 図 耐 震 性 に	の 給 水 処 理 系	蒸 気 タ ー ピ ン	及 び 系 統 図	明 示 し た 図 面	機 器 の 配 置 を	統 施 設 に 係 る	原 子 炉 冷 却 系																	

高使用圧	容量、最	種類、	器の名称	(2) 熱交換	統数	(1) 一次冷	の事項	備に係る次	材の循環設	4 及び流量	却材の温度	側の一次冷	交換器一次	却系中間熱	3 一次主冷	量	温度及び流	材の圧力、	の一次冷却	口及び出口	器本体の入	2 原子炉容	
中間熱交換器	一次主冷却系	蒸気発生器、	説明書	範囲に関する	及び警報動作	びに計測範囲	示した図面並	取付箇所を明	書、検出器の	に関する説明	る装置の構成	えいを監視す	次冷却材の漏	冷却材又は一	器内の原子炉	原子炉格納容	構造図	と。	て記載するこ	構造物を含め	説明書（支持	強度に関する	を含まず記載

使用温度	力、最高	高使用圧	圧力、最	又は吐出	量、揚程	種類、容	の名称、	(3) ポンプ	数	材料及び個	寸法、材	積、主要	、伝熱面	こと。)	記載する	側の別に	側及び胴	温度(管	最高使用	と。)、	載するこ	の別に記	及び胴側	力(管側
た書類	水量を記載し	合は、可能取	使用しない場	として海水を	類及び冷却水	の冷却水の種	蒸気タービン	関する説明書	の振動管理に	蒸気タービン	関する説明書	の制御方法に	蒸気タービン	書	に関する説明	る損傷の防止	温度変動によ	流体振動又は	した図面	の状況を明示	及びその基礎	関する説明書	ビンの基礎に	及び蒸気ター

交換器二次	却系中間熱	6		5		(6)																	
		び酸濃度	材の種類及	二次冷却	び材料	、厚さ及	度、外径	高使用温	圧力、最	最高使用	の名称、	主配管	箇所	及び取付	法、個数	、駆動方	法、材料	、主要寸	使用温度	力、最高	高使用圧	種類、最	の名称、

と。 載するこ の別に記 及び胴側 力（管側 高使用圧 容量、最 、種類、 器の名称 (2) 熱交換	統 数	(1) 二次冷	の 事項	備 に 係 る 次	材 の 循 環 設	8	度 及 び 流 量	冷 却 材 の 温	ム 側 の 二 次	器 ナ ト リ ウ	7	蒸 気 発 生	及 び 流 量	却 材 の 温 度	側 の 二 次 冷

動機 の名	並 びに 原	及 び 個 数	法 、 材 料	、 主 要 寸	使 用 温 度	力 、 最 高	高 使 用 圧	圧 力 、 最	又 は 吐 出	量 、 揚 程	種 類 、 容	の 名 称 、 (3)	数 ポ ン プ	料 及 び 個	寸 法 、 材	積 、 主 要	、 伝 熱 面	こ と。)	記 載 す る	側 の 別 に	側 及 び 胴	温 度 （ 管	最 高 使 用
----------	--------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	--------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

(5)										(4)														
使用温度	力、最高	高使用圧	種類、最	の名称、	主要弁	個数	材料及び	要寸法、	温度、主	最高使用	用圧力、	、最高使	類、容量	名称、種	容器の	と。	載するこ	の別に記	び可搬型	(常設及	取付箇所	個数及び	、出力、	称、種類

用 す る 主	レ ン に 使	(8)	付 筒 所	数 及 び 取	圧 力 、 個	設 定 破 裂	、 型 式 、	称 、 種 類	放 板 の 名	(7)	び 材 料	、 厚 さ 及	度 、 外 径	高 使 用 温	圧 力 、 最	最 高 使 用	の 名 称 、	(6)	筒 所	及 び 取 付	法 、 個 数	、 駆 動 方	法 、 材 料	、 主 要 寸

9 |

記載する	側の別に	側及び胴	温度(管)	最高使用	と。)	載するこ	の別に記	及び胴側	力(管側	高使用圧	容量、最	、種類、	器の名称	(1) 次の事項	設備に係る	補助冷却	度	低予熱温	類及び最	名称、種	熱設備の	置する予	要弁に設
------	------	------	-------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	----------	-------	------	---	------	------	------	------	------	------

(5)										(4)														
温度、 設	却水標 準	出口の冷	入口及び	、容量、	池の種 類	又は冷 却	冷却塔	び材料	、厚さ及	度、外 径	高使用 温	圧力、最	最高使用	の名称、	主配管	箇所	及び取 付	法、個 数	、駆動 方	法、材 料	、主要 寸	使用温 度	力、最 高	高使用 圧

最高使用	と。	載するこ	の別に記	及び胴側	力(管側	高使用圧	容量、最	種類、	器の名称	(1) 次の事項	設備に係る	リウム補助	一次ナト	と。	載するこ	の別に記	び可搬型	(常設及	取付箇所	数並びに	寸法、個	度、主要	計外気温
------	----	------	------	------	------	------	------	-----	------	----------	-------	-------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------

類、出力	動機の種	並びに原	及び個数	法、材料	、主要寸	使用温度	力、最高	高使用圧	圧力、最	又は吐出	量、揚程	種類、容	の名称、	(2) 数 ポンプ	材料及び個	寸法、材	積、主要	、伝熱面	こと。)	記載する	側の別に	側及び胴	温度(管
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	---------------	-------	------	------	------	------	------	------	------	------

(5)					(4)					(3)													
高 使 用 圧	種 類 、 最	の 名 称 、	主 要 弁	及 び 個 数	法 、 材 料	、 主 要 寸	使 用 温 度	力 、 最 高	高 使 用 圧	容 量 、 最	、 種 類	置 の 名 称	ろ 過 装	個 数	材 料 及 び	要 寸 法	温 度 、 主	最 高 使 用	用 圧 力	、 最 高 使	類 、 容 量	名 称 、 種	(3) 及 び 個 数

11																				
又は吐出	量、揚程	種類、容量	の名称、	(1)	次の事項	設備に係る	リウム補助	11				(6)	箇所	及び取付	法、個数	、駆動方	法、材料	、主要寸	使用温度	力、最高
				ポンプ				二次ナト	び材料	、厚さ及	度、外径	高使用温	圧力、最	最高使用	の名称、	主配管				

容量、最	、種類、	置の名称	(3)				最高使用	用圧力、	、最高使	類、容量	名称、種	(2)					及び個数	類、出力	動機の種	並びに原	及び個数	法、材料	、主要寸	使用温度	力、最高	高使用圧	圧力、最							
			ろ過装	個数	材料及び	要寸法、						温度、主	容器の	及び個数	及び個数	及び個数												及び個数						

(5)										(4)															
厚さ	度、外径	高使用温	圧力、最	最高使用	の名称、	主配管	箇所	及び取付	法、個数	、駆動方	法、材料	、主要寸	使用温度	力、最高	高使用圧	種類、最	の名称、	主	及び個数	法、材料	、主要寸	使用温度	力、最高	高使用圧	

材 料 及 び	要 寸 法 、	温 度 、 主	最 高 使 用	用 圧 力 、	、 最 高 使	類 、 容 量	名 称 、 種	(2)	び 個 数	、 出 力 及	機 の 種 類	び に 原 動	び 個 数 並	要 寸 法 及	圧 力 、 主	量 、 吐 出	種 類 、 容	の 名 称 、	(1)	次 の 事 項	設 備 に 係 る	ゴ ン ガ ス 系	12	一 次 ア ル	び 材 料
								容 器 の											圧 縮 機						

(5)										(4)										(3)									
の 名 称	主 配 管	箇 所	及 び 取 付	法 、 個 数	、 駆 動 方	法 、 材 料	、 主 要 寸	使 用 温 度	力 、 最 高	高 使 用 圧	種 類 、 最	の 名 称	主 要 弁	及 び 個 数	法 、 材 料	、 主 要 寸	使 用 温 度	力 、 最 高	高 使 用 圧	容 量 、 最	、 種 類	置 の 名 称	ろ 過 装	個 数					

													13											
、 最 高 使	類 、 容 量	名 称 、 種	(2)			機 の 種 類	び に 原 動	び 個 数 並	要 寸 法 及	圧 力 、 主	量 、 吐 出	種 類 、 容	の 名 称 、	(1)		設 備 に 係 る	ゴ ン ガ ス 系	二 次 ア ル	び 材 料	、 厚 さ 及	度 、 外 径	高 使 用 温	圧 力 、 最	最 高 使 用
			容 器 の	び 個 数	、 出 力 及									次 の 事 項	圧 縮 機									

(4)										(3)														
駆動方	法、材料	、主要寸	使用温度	力、最高	高使用圧	種類、最	の名称、	主要弁	及び個数	法、材料	、主要寸	使用温度	力、最高	高使用圧	容量、最	種類、	置の名称	ろ過装	個数	材料及び	要寸法、	温度、主	最高使用	用圧力、

14														
と。 載するこ の別に記 及び胴側 力（管側 高使用圧 容量、最 、種類、 器の名称 (1) 次の 事項 熱交換	設備に係る	ンス冷却系	メンテナ び材料	、厚さ及 度、外径	高使用温	圧力、最	最高使用	の名称、 主配管	(5) 箇所	及び取付	法、個数			

動機の種類	並びに原	及び個数	法、材料	、主要寸	使用温度	力、最高	高使用圧	圧力、最	又は吐出	量、揚程	種類、容	の名称、	(2) 数 ポンプ	材料及び個	寸法、材	積、主要	、伝熱面	こと。)	記載する	側の別に	側及び胴	温度(管	最高使用
-------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	---------------	-------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

種類、容	(5)					(4)					(3)												
	の名称、	送風機	及び個数	法、材料	、主要寸	使用温度	力、最高	高使用圧	容量、最	、種類、	置の名称	ろ過装	個数	材料及び	要寸法、	温度、主	最高使用	用圧力、	、最高使	類、容量	名称、種	及び個数	類、出力

										(6)															
度、外径	高使用温	圧力、最	最高使用	の名称、	(7) 主配管	箇所	及び取付	法、個数	、駆動方	法、材料	、主要寸	使用温度	力、最高	高使用圧	種類、最	の名称、	(6) 主要弁	個数	出力及び	の種類、	に原動機	個数並び	寸法及び	量、主要	

(常設及	取付箇所	個数及び	出力、	機の種類	びに原動	付箇所並	数及び取	寸法、個	量、主要	種類、容	の名称、	(1)送風機	の事項	に係る次	備を除く。	する換気設	理設備に属	(放射線管	の換気設備	包する区域	ム機器を内	ナトリウ	び材料	、厚さ及
------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	--------	-----	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-----	------

15]

設計温度、	称、種類、	グ設備の名	16)	ライニン	と。	載するこ	の別に記	び可搬型	(常設及	取付箇所	個数及び	出力、	機の種類	びに原動	付箇所並	数及び取	寸法、個	量、主要	種類、容	の名称、	(2)	排風機	と。	載するこ	の別に記	び可搬型
-------	-------	-------	-----	------	----	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	-----	----	------	------	------

側及び胴	温度(管)	最高使用	と。)	載するこ	の別に記	及び胴側	力(管側	高使用圧	容量、最	、種類、	器の名称	(1)熱交換	る次の事項	設備)に係	補機冷却系	ては原子炉	施設にあつ	却型原子炉	沸騰軽水冷	(重水減速	機冷却設備	17)原子炉補	び材料	主要寸法及
------	-------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---------	-----	-------

(2)

側	の	別	に	記	載	す	る	こ	と	。	、	伝	熱	面	積	、	主	要	寸	法	、	材	料	及	び	個	数	の	ポン	プ	の	名	称	、	種	類	、	容	量	、	揚	程	又	は	吐	出	圧	力	、	最	高	使	用	圧	力	、	最	高	使	用	温	度	、	主	要	寸	法	、	材	料	及	び	個	数	並	び	に	原	動	機	の	種	類	、	出	力	、	個	数	及	び	取	付	箇	所
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(2)																								
圧力、最	又は吐出	量、揚程	種類、容	の名称、	ポンプ	数	材料及び個	寸法、材	積、主要	、伝熱面	こと。	記載する	側の別に	側及び胴	温度(管	最高使用	と。)	載するこ	の別に記	及び胴側	力(管側	高使用圧	容量、最	、種類、

(3)																								
材 料 及 び	要 寸 法	温 度 、 主	最 高 使 用	用 圧 力	、 最 高 使	類 、 容 量	名 称 、 種	容 器 の	こ と 。	記 載 す る	型 の 別 に	及 び 可 搬	所 （ 常 設	び 取 付 箇	、 個 数 及	類 、 出 力	動 機 の 種	並 び に 原	及 び 個 数	法 、 材 料	、 主 要 寸	使 用 温 度	力 、 最 高	高 使 用 圧

(5)													(4)											
法、 材料	、 主要寸	使用 温度	力、 最高	高 使用 圧	種 類、 最	の 名 称、	主 要 弁	°)	す る こ と	別 に 記 載	可 搬 型 の	常 設 及 び	付 箇 所 (数 及 び 取	出 力、 個	の 種 類、	に 原 動 機	個 数 並 び	寸 法 及 び	量、 主 要	種 類、 容	の 名 称、	送 風 機	個 数

方法等に関する	品質管理の	工事に係る	20	設計及び	適用規格	適用基準及	設計方針、	。の基本	ものを除く	ビンに係る	(蒸気ター	却系統設備	19	原子炉冷	び材料	、厚さ及	度、外径	高使用温	圧力、最	最高使用	の名称、	(6)	主配管	箇所	及び取付	法、個数	、駆動方

系設備に係	1	は、	次の事項	°	にあつて	るものを除く	タービンに係	るもの（蒸気	子炉施設に係	軽水冷却型原	重水減速沸騰	(5)	動の改善	保安活	(4)	動の評価	保安活	(3)	動の実施	保安活	(2)	動の計画	保安活	織に係る組	に	証の実施	(1)	項	品質保	する次の事
-------	---	----	------	---	------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-----	------	-----	-----	------	-----	-----	------	-----	-----	------	-----	-------	---	------	-----	---	-----	-------

種類、容	の名称、ポンプ	(2)										(1)		る次の事項									
		数	材料及び個	寸法、材	積、主要	、伝熱面	こと。	記載する	側の別に	側及び胴	温度(管	最高使用	と。		載するこ	の別に記	及び胴側	力(管側	高使用圧	容量、最	種類、	器の名称	熱交換

(4)	の 名 称、	主 要 弁	及 び 個 数	法 、 材 料	、 主 要 寸	使 用 温 度	力 、 最 高	高 使 用 圧	容 量 、 最	、 種 類、	置 の 名 称	(3)	及 び 個 数	類 、 出 力	動 機 の 種	並 び に 原	及 び 個 数	法 、 材 料	、 主 要 寸	使 用 温 度	力 、 最 高	高 使 用 圧	圧 力 、 最	又 は 吐 出	量 、 揚 程
-----	--------------	-------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	--------------	------------------	-----	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

														(5)										
材	厚	、	使	力	高	名	む	も	に	及	槽	燃	(箇	及	法	、	法	、	使	力	高	種	
料	さ	外	用	、	使	称	。)	の	用	び	の	料	使	所	び	、	、	、	用	、	使	類		
	及	径	温	最	用	、	の	を	い	冷	補	貯	用	取	個	驅	材	主	温	最	用	、	最	
	び	、	度	高	圧	最	含	る	る	却	給	蔵	済	付	数	動	料	要	度	高	用	、	最	

														2										
力、最高	高使用圧	容量、最	種、種類、	置の名称	(2) ろ過装	及び個数	類、出力	動機の種	並びに原	及び個数	法、材料	、主要寸	使用温度	力、最高	高使用圧	圧力、最	又は吐出	量、揚程	種類、容	の名称、	(1) ポンプ	の事項	備に係る次	海水系設

、翼、車	板、噴口	円板、隔	(2) 車室、	、險速度	、一体の危	に被動機	速度並び	力、回転	、排気圧	、抽気量	抽気圧力	び温度、	の圧力及	弁の入口	蒸気止め	度、再熱	力及び温	入口の圧	止め弁の	、主蒸気	、気筒数	、定格出力	(1) 項
																							種類、

イ	の事項	に	係る	次	(4)	復水器	及び	個数	駆動方法	の	種類、	る	主要弁	制御され	速	装置で	並びに	調	置の	種類	常	調	速	装	置	及び	非	(3)	調	速	装	材	料	厚	さ	及	び	、	外	径、	使	用	温	度	力、	最	高	使	用	圧	高	に	管	の	最	材	料	並	び	寸	法	及	び	軸	の	主	要

2 |

出 口 の 冷	入 口 及 び	容 量	池 の 種 類	又 は 冷 却	(1) 次 の 事 項 冷 却 塔	設 備 に 係 る	ビ ン の 附 属	蒸 気 タ ー	び 個 数	容 量 及	種 類	ン プ の	却 水 ポ	及 び 冷	ポ ン プ	復 水	抽 出 器	ロ 空 気	び 材 料	面 積 及	冷 気	水 温 度	冷 却
------------------	------------------	--------	------------------	------------------	-------------------------------------	-----------------------	-----------------------	------------------	-------------	-------------	--------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------	-------------	--------

二 次 側	側 及 び	(一 次	用 圧 力	最 高 使	温 度、	出 口 の	口 及 び	量、 入	生 蒸 気	又 は 発	、 容 量	イ の 事 項 種 類	に 係 る 次	含 む 。	分 離 器 を	器 (湿 分	(2) 熱 交 換	に 個 数	寸 法 並 び	度、 主 要	計 外 気 温	温 度、 設	却 水 標 準
-------------	-------------	---------	-------------	-------------	---------	-------------	-------------	---------	-------------	-------------	-------------	----------------------------	------------------	-------------	------------------	--------------	--------------------	-------------	------------------	--------------	------------------	--------------	------------------

(3)																								
個 数	容 量 及 び	の 種 類	処 理 設 備	び に 給 水	び 個 数 並	、 容 量 及	備 の 種 類	、 貯 水 設	こ と 。	記 載 す る	型 の 別 に	及 び 可 搬	所 （ 常 設	び 取 付 箇	、 出 力 及	機 の 種 類	類 、 原 動	ン プ の 種	給 水 ポ	所	取 付 箇	数 及 び	量 、 個	、 吹 出

(4) |
イ | 事 | 係 |
項 | 次 | 管 |
主 | の | 等 |
配 | の | に |
管 |
の | 最 |
高 | 使 |
用 | 圧 |
力 | 最 |
高 | 使 |
用 | 温 |
度 | 外 |
径 | 厚 |
さ | 材 |
料 | 及 |
び | 取 |
付 | 所 |
(常 | 設 |
可 | 搬 |
送 | の |
別 | に | 記 |
載 | し |
、 可 | 搬 |
型 | の | 場 |
合 | は | 取 |
付 | 所 | を |
記 | す | 事 |
を | 記 |
す | 事 |

3|

蒸 気 タ ー	所	取 付 箇	数 及 び	量 、 個	、 吹 出	出 圧 力	類 、 吹	弁 の 種	逃 が し	弁 及 び	ハ 安 全	材 料	法 及 び	主 要 寸	温 度 、	高 使 用	力 、 最	使 用 圧	の 最 高	タ ン ク	ド レ ン	だ め 、	ロ 蒸 気
------------------	---	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

4 |
制 | 計 |
御 | 測 |
系

の | 発 | (5) | (4) | (3) | (2) | (1) | 項 | 4 |
運 | 電 | 動 | 動 | 動 | 動 | 織 | に | 証 | 品 | 質 | 工 | び | 適 | 設 | ビ |
転 | 用 | の | の | の | の | 組 | に | の | 質 | 事 | 適用 | 計 | の | 本 |
を | 原 | 改 | 保 | 保 | 保 | 保 | 係 | 実 | 品 | 係 | 規 | 方 | 針 | 基 |
管 | 子 | 善 | 安 | 安 | 安 | 安 | 組 | 施 | 質 | る | 格 | 針 | 本 |
理 | 炉 | 活 | 活 | 活 | 活 | 組 | 組 | 実 | 保 | 事 | 及 | 及 | 針 | 本 |
機 | 活 | 活 | 活 | 活 | 組 | 組 | 組 | 施 | 質 | 係 | 及 | 及 | 針 | 本 |

施 | 計 |
設 | 測 |
に | 制 |
係 | 御 |
る | 系 |
機 | 統

こと。 記載する 型の別に 及び可搬 所（常設 及び取付 箇所） 、個数及 出力 動機の種 並びに原 取付箇所 個数及び 要寸法、 圧力、主 量、吐出 種類、容 の名称、 （1）圧縮 機	る次の事 項	気設備に 係	1 制御用 空気	は、次の 事項	ものにあ つて	御装置に 係る	するための 制	器（計測 装置														
強度に関 する	こと。 記載する めて記載 する	持構造物 を含む	る説明書 （支	耐震性に 関す	こと。 ）	明を併記 する	拠に関する 説明	う素濃度 の根	蔵量並び にほ	ほう酸及 び	、ほう酸 及び	反応度添 加率	止余裕、 負の	制御能力 、停	価値、反 応度	（最大反 応度	いての計 算書	制御能力 につ	統図	た図面及 び系	配置を明 示し	を除く。） の

(3)													(2)											
取付箇所	個数及び	、材料、	主要寸法	吹出量、	出圧力、	種類、吹	の名称、	安全弁	。)	すること	別に記載	可搬型の	常設及び	付箇所（	数及び取	材料、個	要寸法、	温度、主	最高使用	用圧力、	、最高使	類、容量	名称、種	容器の
作動）信号の	設等の起動（	工学的安全施	説明書	根拠に関する	及び設定値の	回路の説明図	止信号の作動	原子炉非常停	書	に関する説明	警報動作範囲	計測範囲及び	た図面並びに	箇所を明示し	検出器の取付	御系統図及び	明書、計測制	成に関する説	計測装置の構	構造図	と。）	て記載するこ	構造物を含め	説明書（支持

最高使用圧	の名称、	(5) 主配管	に記載すること。	搬型の別に記載すること。	設及び可	箇所（常	及び取付	法、個数	、駆動方	法、材料	、主要寸	使用温度	力、最高	高使用圧	種類、最	の名称、	(4) 主要弁	と。	載するこ	の別に記	び可搬型	(常設及		
に関する説明	制御室の機能	並びに緊急時	及び監視機能	子炉停止機能	制御室外の原	説明書、中央	機能に関する	中央制御室の	する説明書	制御方法に關	御装置に係る	するための制	の運転を管理	発電用原子炉	する説明書	等の適用に關	る安全保護系	方式を使用す	デジタル制御	説明書	根拠に關する	及び設定値の	回路の説明図	起動（作動）

るもの（発電	子炉施設に係	却型発電用原	ナトリウム冷	(5) 動の改善 保安活	(4) 動の評価 保安活	(3) 動の実施 保安活	(2) 動の計画 保安活	織に係る組	証の実施	(1) 事項 品質保	関する次の	めの組織に	の検査のた	方法及びそ	品質管理の	工事に係る	3 設計及び
--------	--------	--------	--------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-------	------	---------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

用原子炉の運	転を管理する	ための制御装	置に係るもの	を除く。)	にあつては、次	の事項	1 制御方式	及び制御方	法	(1) 発電用	原子炉の	制御方式	原子炉の	反応度の	制御方式	並びに安	全保護系	及びそれ	以外の重	大な事故	時に係る	原子炉を	安全停止	するため
--------	--------	--------	--------	-------	---------	-----	--------	-------	---	---------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

項	2)																					
	係 る 次 の 事	制 御 材 に	御 方 法	系 等 の 制	安 全 保 護	法 並 び に	の 制 御 方	却 材 流 量	び 二 次 冷	、 一 次 及	制 御 方 法	材 温 度 の	一 次 冷 却	御 方 法、	位 置 の 制	制 御 棒 の	制 御 方 法	原 子 炉 の	(2) 発 電 用	う。 等 と い	全 保 護 系	以 下 「 安

3 |

料、 駆動方	要 寸法、 材	用 温度、 主	力、 最高使	最 高使用 圧	称、 種類、	動 装置の 名	制 御棒 駆	及 び個 数	主 要寸 法	御 能力、	反 応度 制	、 組 成、	称、 種類	収 体の 名	(2)	び 個 数	要 寸法 及	余 裕、 主	力、 停 止	度 制 御 能	成、 反 応	種 類、 組	の 名 称、	(1)	制 御 棒
															固 定 吸										

称、検出	装置の名	領域計測	及び出力	計測装置	置、広域	域計測装	(1) 線源領	ること。	を付記す	その動作範	る場合は、	装置を有す	事項（警報	に係る次の	4 計測装置	数	出力及び個	機の種類、	並びに原動	び挿入時間	駆動距離及	駆動速度、	取付箇所、	法、個数、
------	------	------	------	------	------	------	---------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	----------	---	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(2)

及 び 取 付	個 数	、 計 測 範	器 の 種 類	称 、 検 出	装 置 の 名	計 測 す る	は 流 量 を	、 温 度 又	材 の 圧 力	一 次 冷 却	設 置 す る	環 設 備 に	却 材 の 循	一 次 冷 却	、 計 測 範	器 の 種 類
------------------	--------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

(4) 素濃度を却材の酸(4) 一次冷(4) する(4) ことに(4) 記載(4) の(4) 可(4) 搬(4) 型(4) の(4) 常(4) 設(4) 及(4) び(4) 付(4) 簡(4) 所(4) (4) 数(4) 及(4) び(4) 取(4) 範(4) 囲(4) 、(4) 個(4) 類(4) 、(4) 計(4) 測(4) 出(4) 器(4) の(4) 種(4) 名(4) 称(4) 、(4) 検(4) る(4) 装(4) 置(4) の(4) を(4) 計(4) 測(4) す(4) 内(4) の(4) 液(4) 位(4) 容(4) 器(4) 本(4) 体(4) (3) 原子(3) 炉(3) (3) 簡(3) 所(3) (3) 常(3) 設(3) 及(3) び(3) 可(3) 搬(3) 型(3) の(3) 別(3) に(3) 記(3) 載(3) す(3) る(3) こと(3) 。

の	種	類	、	検	出	器	置	の	名	称	測	す	る	装	置	濃	度	を	計	区	域	酸	素	素	雰	囲	気	度	又	は	窒	圧	力	、	温	本	体	内	の	格	納	容	器	(5)	原	子	炉	に	記	載	す	る	こ	と	。	搬	型	の	別	設	及	び	可	箇	所	(常	及	び	取	付	個	数	、	計	測	範	器	の	種	類	称	、	検	出	装	置	の	名	計	測	す	る
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

可搬型の	常設及び	付箇所（	数及び取	範囲、個	類、計測	出器の種	名称、検	る装置の	を計測す	又は流量	材の温度	二次冷却	設置する	環設備に	却材の循	(6) こと。)	記載する	型の別に	及び可搬	所（常設	び取付箇	、個数及	計測範囲

(8)	メ ン テ	こ と 。)	記 載 す る	型 の 別 に	及 び 可 搬	所 (常 設	び 取 付 箇	、 個 数 及	計 測 範 囲	の 種 類、	、 検 出 器	置 の 名 称	測 す る 装	圧 力 を 計	ー ガ ス の	す る カ バ	備 に 設 置	ー ガ ス 設	材 の カ バ	二 次 冷 却	却 材 又 は	(7))	す る こ と	別 に 記 載

、計測範	器の種類	称、検出	装置の名	計測する	の位置を	(9) 制御棒	ること。	に記載す	搬型の別	設及び可	箇所(常	及び取付	囲、個数	、計測範	器の種類	称、検出	装置の名	計測する	の温度を	る冷却材	に設置す	却系設備	ナンス冷
------	------	------	------	------	------	---------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

5|

ナトリウム	こと。	記載する	型の別に	及び可搬	所（常設	び取付箇	、個数及	計測範囲	の種類、	、検出器	置の名称	測する装	濃度を計	水素ガス	建屋内の	原子炉	(10)	ること。	に記載す	搬型の別	設及び可	箇所（常	及び取付	囲、個数
-------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------

6 | ム漏えい検
出装置の名
称、検出器
の種類、計
測範囲及び
個数（警報
装置を有す
る場合は、
その動作範
囲を付記す
ること。）
及び取付箇
所（常設及
び可搬型の
別に記載す
ること。）
破損燃料
検出設備に
係る次の事
項（警報装
置を有する
場合は、そ
の動作範囲
を付記する
こと。）

(3)										(2)					(1)								
、 主 要 寸	使 用 温 度	力 、 最 高	高 使 用 圧	容 量 、 最	、 種 類	置 の 名 称	ろ 過 装	個 数	材 料 及 び	要 寸 法	温 度 、 主	最 高 使 用	用 圧 力	、 最 高 使	類 、 容 量	名 称 、 種	(2) 及 び 個 数	計 測 範 囲	の 種 類	、 検 出 器	置 の 名 称	料 検 出 装	(1) 破 損 燃

「と いう。」	安全 施設 等	下「工 学的	る設 備（以	に作 動させ	時に 自動的	重大 な事故	それ 以外の	全施 設及び	8 工学的 安	せない 条件	号を 発信さ	非常 停止信	及び 原子炉	数、 設定値	る信 号の個	停止 に要す	原子 炉非常	及び 個数、	出器 の種類	の種 類、検	常停 止信号	7 原子 炉非	及び 個数	法、 材料
------------	---------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	----------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	----------------	----------	----------

9 | () の起動信
号の種類、
検出器の種
類、個数及
び工学的安
全施設等の
意作動に要
する信号の
個数及び設
定値並びに
工学的安全
施設等の作
動信号を発
信させない
条件

計測制御
系統施設（
発電用原子
炉の運転を
管理するた
めの制御装
置を除く。
）の基本設
計方針、適
用基準及び

寸法、材	量、主要	種類、容	の名称、	(3) 貯蔵槽	方法	めの制御	防止のた	に漏えい	個数並び	材料及び	要寸法、	温度、主	最高使用	用圧力、	、最高使	類、容量	名称、種	(2) 容器の	及び個数	類、出力	動機の種	並びに原	及び個数	法、材料
ついでに	い防止能	設外への	止能力及	えいの拡	性廃棄物	流体状の	に限る。	自立型の	示した図	礎の状況	書及びそ	に関する	排気筒の	構造図	と。	て記載す	構造物を	説明書(支	強度に関	〜	載すること	物を含め	書(支持構	に関する

(6)		(5)					(4)																	
廃棄物	び材料	、厚さ及	度、外径	高使用温	圧力、最	最高使用	の名称、	主配管	及び個数	法、材料	、主要寸	使用温度	力、最高	高使用圧	容量、最	種類、	置の名称	ろ過装	法の	の制御方	止のため	漏えい防	数並びに	料及び個
範囲に關する	及び警報動作	びに計測範囲	示した図面並	取付箇所を明	書、検出器の	に關する説明	報装置の構成	置及び自動警	えいの検出装	性廃棄物の漏	流体状の放射	算書	に關する計	蔽及び熱除去	の放射線の遮	放射線遮蔽材	運搬用容器の	放射性廃棄物	關する説明書	の散逸防止に	る放射性物質	理設備におけ	固体廃棄物処	書

) 記 す る こ と	び 個 数 を 付	処 理 能 力 及	称、 種 類、	の 装 置 の 名	場 合 は、 そ	を 構 成 す る	な っ た 装 置	し て 一 体 と	と を 目 的 と	発 揮 す る こ	処 理 能 力 を	機 器 が あ る	次 の 事 項 (設 備 に 係 る	廃 棄 物 処 理	体 又 は 固 体	気 体、 液	料	法 及 び 材	、 主 要 寸	類、 容 量	名 称、 種	貯 蔵 庫 の	説 明 書	設 計 及 び 工 事	に 係 る 品 質 管	理 の 方 法 等 に	関 す る 説 明 書

量、揚程	種類、容量	の名称、ポンプ	(2)										(1)									
			数	材料及び個	寸法、材	積、主要	、伝熱面	こと。	記載する	側の別に	側及び胴	温度(管	最高使用	と。	載するこ	の別に記	及び胴側	力(管側	高使用圧	容量、最	、種類、	器の名称

(3)																							
び に 原 動	び 個 数 並	要 寸 法 及	圧 力 、 主	量 、 吐 出	種 類 、 容	の 名 称 、 圧 縮 機	数	力 及 び 個	種 類 、 出	原 動 機 の	数 並 び に	料 及 び 個	寸 法 、 材	度 、 主 要	高 使 用 温	圧 力 、 最	最 高 使 用	空 度 、	は 到 達 真	に あ っ て	空 ポ ン プ	圧 力 （ 真	又 は 吐 出

(5)										(4)														
十七 ミ リ	濃 度 が 三	性 物 質 の	器 （ 放 射	運 搬 用 容	廃 棄 物 の	の 放 射 性	流 体 状	方 法	め の 制 御	防 止 の た	に 漏 え い	個 数 並 び	材 料 及 び	要 寸 法	温 度 、 主	最 高 使 用	用 圧 力	、 最 高 使	類 、 容 量	名 称 、 種	容 器 の	び 個 数	、 出 力 及	機 の 種 類

度、主	高使用	圧力、最	最高使用	、容量、	称、種類	。の名称	のに限る	包するも	棄物を内	放射性廃	流體状の	（以上の	メートル	方センチ	レル毎立	キロベク	、三十七	あつては	の場合に	体が液体	トル（流	ンチメー	毎立方セ	ベクレル
-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

搬	°	物	要	さ	高	発	も	設	リ	バ	却	原	廃	の	(6)	び	要	方	類	蔽	放	数	料	寸
用	の	に	な	れ	放	生	の	さ	内	ウ	材	子	棄	放	固	材	寸	法	、	材	射	並	及	法
容	運	限	廃	た	射	す	か	れ	に	ン	圧	物	射	体	法	及	主	冷	の	線	び	個	材	
器		る	棄	主	化	る	ら	た	施	ダ	力	(性	状				却	種	遮	に			

ろ過装	法の制御方	止のため	漏えい防	数並びに	材料及び個	寸法、材	量、主要	種類、容	の名称、	(7)	び材料	要寸法及	方法、主	類、冷却	蔽材の種	放射線遮	数並びに	材料及び個	寸法、材	度、主要	高使用温	種類、最	の名称、
										貯蔵槽													

(10)										(9)														
圧力、最	高使用	の名称、	主配管	箇所	及び取付	法、個数	、駆動方	法、材料	、主要寸	使用温度	力、最高	高使用圧	種類、最	の名称、	主弁	及び個数	法、材料	、主要寸	使用温度	力、最高	高使用圧	容量、最	種類、	置の名称

(13)										(12)										(11)																			
個	出	の	に	個	寸	量	種	の	個	個	出	の	に	個	寸	量	種	の	個	個	出	の	に	個	寸	量	種	の	個	個	出	の	に	個	寸	量	種	の	個
数	力	種	に	数	法	、	類	名	排	数	力	種	に	数	法	、	類	名	送	数	力	種	に	数	法	、	類	名	送	数	力	種	に	数	法	、	類	名	送
ブ	及	類	に	並	及	主	、	称	風	数	及	類	に	並	及	主	、	称	風	数	及	類	に	並	及	主	、	称	風	数	及	類	に	並	及	主	、	称	風
ロ	び	、	原	び	び	要	容	、	機	機	び	、	原	び	び	要	容	、	機	機	び	、	原	び	び	要	容	、	機	機	び	、	原	び	び	要	容	、	機
ワ			動							機			動						機	機			動						機	機			動						機

(14)																							
ク	ラ	置	ス	置	ト	、	固	フ	置	、	溶	却	に	固	個	出	の	に	個	寸	量	種	の
固	ス	又	固	、	固	セ	化	ア	、	融	装	係	化	減	力	種	原	数	法	、	類	名	
化	チ	は	化	ガ	化	メ	装	ス	、	装	る	設	容	及	類	動	並	及	び	主	、	称	
装	ッ	プ	装	ラ	装	ン	置	ト	、	置	焼	備	・	び	、	機	び	び	要	容	、	、	

個	材	要	種	の	(15)	数	力	種	原	数	料	寸	力	は	、	称	機	外	る	で	か	の	主	置
数	料	寸	類	名	排		及	類	動	並	及	法	、	処	容	、	器	の	も	に	ら	う	要	に
	及	法	、	称	気		び	、	機	び	、	、	主	理	量	種	の	の	掲	(13)	ち	(1)	機	係
	び		主	、	口		個	出	の	に	個	材	要	能	又	類	名	主	以	ま		器	る	

3|

を	同	く	も	気	廃	の	る	設	本	格	(1)	る	の	堰	こ	記	筒	筒	個	材	要	種	の	(16)
内	じ	。以下	の除	状の	棄物	放射	流体	置さ	体外	納容	る	次	設備	その他	こと	載す	の別	及び	数	料及	寸法	類、主	名称	排
包	。)				(性	状	れ	に	器	事	係)		る	に	外	(内	び	、	、	、	気
す											項													筒

寸法、主要
称、主要
る堰の名
に施設す
するため
大を防止
えいの拡
棄物の漏
放射性廃
流体状の
（からの
に限る。
するもの
物を内包
放射性廃
体状の放
以上の流
メートル
方センチ
レル毎立
キロベク
が三十七
質の濃度
放射性物
る容器（

(2)

堰	施	る	を	の	施	廢	の	の	容	内	廢	の	る	設	本	格	(2)	材	範	の	及	び	付	料
(放	設	た	防	漏	設	棄	放	流	器	包	棄	放	流	置	体	納	原	圍	塗	及	び	箇	及	
射	す	め	止	え	外	物	射	体	か	す	を	射	体	さ	容	子	及	装	壁	面	並	び	取	
		に	す	い	へ	の	性	状	ら			性	状	れ	器	炉	び	の	面					

外 の 廃 棄 物	納 容 器 本 体	4 原 子 炉 格	料 圍 及 び 材	塗 装 の 範	び 壁 面 の	に 床 面 及	箇 所 並 び	及 び 取 付	法 、 材 料	、 主 要 寸	、 の 名 称	す る 設 備	め に 施 設	止 す る た	え い を 防	外 へ の 漏	物 の 施 設	射 性 廃 棄	体 状 の 放	て は 、 流	器 に あ つ	運 搬 用 容	性 廃 棄 物
-----------------------	-----------------------	-------------------------	-----------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

項	す る 次 の 事	方 法 等 に 関	品 質 管 理 の	工 事 に 係 る	6	び 適 用 規 格	適 用 基 準 及	設 計 方 針、	施 設 の 基 本	棄 物 の 廃 棄	5	び 個 数	取 付 箇 所 及	計 測 範 圍、	称、 種 類、	報 装 置 の 名	又 は 自 動 警	の 検 出 装 置	物 の 漏 え い	放 射 性 廃 棄	の 流 体 状 の	理 設 備 か ら	は 廃 棄 物 処	貯 蔵 設 備 又
					設 計 及 び						施 設 の 基 本 及 び													

種類、	出器の	称、検	置の名	する装	を計測	質濃度	放射性物	中の放	は排気	水中又	する排	に放出	ら環境	区域か	る管理	れがあ	るおそ	汚染す	により	性物質	イ放射	次の事項	備に係る	リング設
構造図	と。）	て記載するこ	構造物を含め	説明書（支持	強度に関する	こと。）	めて記載する	持構造物を含	る説明書（支	耐震性に関する	る説明書	析装置に関する	び環境試料分	入管理設備及	管理区域の出	する説明書	動作範囲に関	範囲及び警報	面並びに計測	を明示した図	器の取付箇所	統図及び検出	計測装置の系	放射線管理用

率を計 量当量 室の線 時制御 緊急 口 び個数 及 こと 付記す 場所を 記録の 監視・ 載し、 別を記 搬型の 及び可 (常設 付箇所 囲、取 計測範 種類、 出器の 称、検 置の名 する装

ハ
測する装置の
名称、
検出器
の種類
、計測
範囲、
取付箇
所（常
設及び
可搬型
の別を
記載し
、監視
・記録
の場所
を付記
するこ
と。）
及び個
数
ハ
時対策
の線
量当量

率を計
 測する
 装置の
 名称、
 検出器
 の種類
 、計測
 範囲、
 取付箇
 所（常
 設及び
 可搬型
 の別を
 記載し
 、監視
 ・記録
 の場所
 を付記
 するこ
 と。）
 及び個
 数
 二
 炉格納
 容器本

ホ| 個| 一| こと| 記| 所| 録| 視| し| を| 型| び| 常| 箇| 測| 類| 器| 検| の| る| 計| 量| 線| 体|
| 数| 及| こと| する| を| の| 可| 設| 所| 取| 範| 計| の| 出| 名| 装| 測| 率| 量| 内|
| 用| び| こと| する| を| の| 搬| 及| 取| 取| 計| 称| 置| す| を| 当| の|

範	、	の	検	名	装	測	率	量	（	エ	プ	料	用	は	あ	施	原	冷	騰	減	（	エ	貯	済
圍	計	種	出	称	置	す	を	当	の	リ	ー	貯	済	、	っ	設	子	却	軽	速	重	リ	蔵	燃
、	測	類	器	、	の	る	計	量	線	ア	ル	蔵	燃	使	て	に	炉	型	水	沸	水	ア	槽	料

取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。)

及び個数
放射
放射性物質
により
汚染
るおそ
れがあ
る管理
区内
の人の
放射線
防護を

数	及	と	す	を	の	・	、	記	の	可	設	所	取	範	、	の	検	名	装	測	率	量	し	目
及	び	。	る	付	場	記	監	載	別	搬	及	(付	圍	計	種	出	称	置	す	を	当	て	的
個	。	こ	記	記	所	録	視	し	を	型	び	常	箇	、	測	類	器	、	の	る	計	量	線	と

て設置する
節設備とし
素雰囲気調
設備及び室
設換気空調
子炉格納施
の並びに原
設置するも
設備として
気又は排気
る目的で給
害を防止す
る放射線障
た空気によ
り汚染され
性物質によ
並びに放射
に限り。)

出力、	機の種類	びに原動	付箇所並	数及び取	寸法、個	量、主要	種類、容	の名称、	(3) 送風機	と。)	記するこ	箇所を付	は、取付	型の場合	し、可搬	別に記載	可搬型の	常設及び	び材料(、厚さ及	度、外径	高使用温	圧力、最	最高使用
-----	------	------	------	------	------	------	------	------	-----------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

びに設計	と。並	載するこ	の別に記	び可搬型	(常設及	取付箇所	個数及び	、出力、	機の種類	びに原動	付箇所並	数及び取	寸法、個	量、主要	種類、容	の名称、	(4) 排風機	と。)	載するこ	の別に記	び可搬型	(常設及	取付箇所	個数及び
------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----------	-----	------	------	------	------	------	------

(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	項	す	方	品	工	4	格	及	、	本	理	3	と
動 の 改 善	動 の 評 価	動 の 実 施	動 の 計 画	保 安 活	織 に 係 る 組	証 の 実 施	品 質 保	す る 次 の 事	方 法 等 に 関	品 質 管 理 の	工 事 に 係 る	設 計 及 び	適 用 規	適 用 基 準	本 設 計 方 針	理 施 設 の 基	放 射 線 管

容 器 本	炉 格 納	イ 原 子	次 の 事 項	備 に 係 る	リ ン グ 設	ス モ ニ タ	プ ロ セ	(1) 検 査 す る こ と。	範 圍 を 付 記	、 そ の 動 作	す る 場 合 は	報 告 装 置 を 有	の 事 項 （ 警	置 に 係 る 次	理 用 計 測 装	1 項 放 射 線 管	て は 、 次 の 事	る も の に あ つ	子 炉 施 設 に 係	却 型 発 電 用 原	ナ ト リ ウ ム 冷
-------------	-------------	-------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------	---------------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

数|及|と|す|を|の|・|、|記|の|可|設|所|取|範|、|の|検|名|装|測|度|物|放|体
|び|と|す|を|の|・|、|記|の|可|設|所|取|範|、|の|検|名|装|測|度|物|放|体
|個|。|こ|付|場|記|録|監|載|し|の|別|を|可|搬|型|設|及|び|所|(常|取|付|箇|範|圍|、|計|測|の|種|類|の|検|出|器|名|稱|、|装|置|の|測|定|を|計|測|濃|度|放射|性|内|の

と。すをの・、記の可設所取範、の検名装測度物放射材主
（）る付場記、監載の搬及（付圍計種類器称置する計濃射中の冷却
）こ記所録視しを型び常箇、測類器、の置る計濃射中の冷却

視・記	し、監	を記載	型の別	び可搬	常設及	箇所（	、取付	、測範囲	類、計	器の種	、検出	の名称	る装置	計測す	濃度を	性物質	の放射	置室内	設備設	ンガス	アルゴ	ハ 一次	数及び	個
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---------	-----	---

の	可	設	所	取	範	、	の	検	名	装	測	度	物	放	ス	冷	出	ニ	個	、	記	所	録
別	搬	及	(付	囲	計	種	出	称	置	す	を	質	射	中	却	入	燃	数	及	す	を	の
を	型	び	常	箇	、	測	類	器	、	の	る	計	濃	性	の	ガ	機	料	、	と	る	付	場

び	時	場	能	子	御	び	外	遮	中	補	却	、	炉	装	2	生	数	及	と	す	を	の	・	、	記
緊	制	所	を	炉	室	に	部	蔽	央	助	系	一	本	置	体	個	付	場	記	録	所	を	監	載	
急	御	、	有	停	外	中	遮	、	制	遮	次	体	（	）	遮	記	所	、	、	こ	付	所	録	、	し
時	室	緊	す	止	の	央	蔽	及	御	、	主	原	原	子	蔽	載	所	、	こ	こ	記	所	、	、	し
対	及	急	る	機	原	制	並	び	室	、	冷	子	子	子	載	所	、	こ	こ	こ	こ	こ	こ	こ	こ

策所におい	て従事者等	の放射線防	護を目的と	して設置す	るものに限	る。使用済	燃料運搬用	容器の放射	線遮蔽材、	使用済燃料	貯蔵用容器	の放射線遮	蔽材、放射	性廃棄物運	搬用容器の	放射線遮蔽	材及び一時	的に設置す	るものを除	く。）の名	称、種類、	主要寸法、	冷却方法及	び材料
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----

(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	項	す	方	品	工	4	格	及	、	本	理	3				
動 の 改 善	動 の 保 安 活	動 の 保 安 活	動 の 保 安 活	証 の 実 施	に 係 る 組	織	に 係 る 組	証 の 実 施	品 質 保	項	す る 次 の 事	方 法 等 に 関	品 質 管 理 の	工 事 に 係 る	設 計 及 び	格 及 び 適 用 規	、 適 用 基 準	本 設 計 方 針	理 施 設 の 基	放 射 線 管

名称、最	出入口の	(2) 機器搬	数	材料及び個	寸法、材	率、主要	計漏えい	温度、設	最高使用	用圧力、	、最高使	称、種類	本体の名	格納容器	(1) 原子炉	る次の事項	1 項 原子炉格	納容器に係	ては、次の事	るものにあつ	子炉施設に係	却型発電用原	ナトリウム冷
すること。	を併せて記載	脆性破壊防止	納容器本体の	書（原子炉格	設の設計条件	原子炉格納施	構造図	と。）	て記載するこ	構造物を含め	説明書（支持	強度に関する	こと。）	めて記載する	持構造物を含	る説明書（支	耐震性に関する	系統図	した図面及び	の配置を明示	設に係る機器	原子炉格納施	

称又は貫	ープの名	通部スリ	納容器貫	部及び格	配線貫通	部、電気	配管貫通	格納容器	(4)	び個数	、材料及	、主要寸法	用温度、	、最高使	使用圧力	称、最高	(3)	ツクの名	及び個数	法、材料	、主要寸	使用温度	力、最高	高使用圧	
									原子炉								原子炉格納施設の水素濃度								
									原子炉																
									格納容器																
									配管貫通																
									部、電気																
									配線貫通																
									部及び格																
									納容器貫																
									通部スリ																
									ープの名																
									称又は貫																

(2)		(1)										2												
ラ	ア	料	法	、	称	ト	ン	外	次	施	二	料	法	、	除	リ	貫	、	使	力	高	個	、	通
ス	ニ	及	及	主	壁	ク	周	の	設	次	次	法	主	く	ー	通	、	用	、	使	数	種	部	
シ	ユ	び	び	要	の	リ	コ	事	に	格	及	要	。)	ブ	部	、	温	最	度	高	、	最	類	号
ー		材	材	寸	名	ー		項	係	納	び	寸		を	ス	(度	高	用	用	、	最	、	号

														3									
御 設 備 並	ス 濃 度 制	可 燃 性 ガ	物 質 及 び	(2) 放 射 性	取 付 箇 所	個 数 及 び	動 方 法、	材 料、 駆	要 寸 法、	種 類、 主	の 名 称、	が し 装 置	(1) 事 項	に 係 る 次 の	の 安 全 設 備	設 備 そ の 他	圧 力 低 減	料	度 及 び 材	、 設 計 温	設 計 圧 力	、 種 類、	ル の 名 称

可搬型	設及び	所(常)	取付箇	並びに	、個数	要寸法	度、主	外気温	、設計	準温度	却水標	口の冷	及び出	、入口	、容量	の種類	冷却池	塔又は	イ、冷却	事項	係る次の	環設備に	容器再循	びに格納
-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	----	------	------	------	------

最高使用圧力、吐出圧、吐出量、吐出程又は揚程、容量、種類、称、種、名、ハ、ポン、と、する、に、記載、型、の、別、び、可、搬、常、設、及、箇、所、(、び、取、付、個、数、及、材、料、寸、法、主、要、熱、面、積、) 伝

量、吐	類、容	称、種	機の名	ニ 圧縮	と。 すこ	に記 載	型の 別	び可 搬	常設 及	箇所 (び取 付	個数 及	出力、	種類、	動機 の	びに 原	箇所 並	び取 付	個数 及	材料、	寸法、	、主 要	用温 度
-----	-----	-----	-----	---------	----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	-----	-----	---------	---------	---------	---------	---------	-----	-----	---------	---------

高|量|類|称|器|ホ|と|す|に|型|び|常|箇|び|個|出|種|動|び|箇|び|個|寸|、|出|
使|最|容|種|の|加|。|る|記|の|可|設|所|取|数|力|類|機|に|所|取|数|法|主|
用|最|容|種|名|熱|こ|載|別|搬|及|一|付|及|、|の|原|並|付|及|、|要|力

び	個	材	寸	、	用	最	圧	高	量	類	称	器	ト	る	記	の	可	設	所	取	数	料	法
取	数	料	法	、	温	高	力	使	、	、	、	の	蒸	こ	載	別	搬	及	(付	及	、	、
付	及	、	、	主	度	使	、	用	最	容	種	名	発	と	す	に	型	び	常	箇	び	個	材

チ

型 の 別	び 可 搬	常 設 及	箇 所 （	び 取 付	個 数 及	材 料 、	寸 法 、	、 主 要	用 温 度	最 高 使	圧 力 、	高 使 用	量 、 最	類 、 容	称 、 種	器 の 名	加 温	と 。）	す る こ	に 記 載	型 の 別	び 可 搬	常 設 及	箇 所 （
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------	---------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

に記載すること。リ
（）と。主
の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型）の別に記載すること。

ル
合装再結
事
こと
記する
所を付
取付箇
合は、
型の場
、可搬
、記載し
の別に
可搬型
設及び
料（常
及び材
、厚さ
、外径
用温度
最高使
圧力、
高使用
称、最
管の名
主配

設 及 び	所 （ 常	取 付 箇	数 及 び	量 、 個	類 、 容	称 、 種	器 の 名	に 電 熱	所 並 び	取 付 箇	数 及 び	料 、 個	法 、 材	主 要 寸	効 率 、	再 結 合	温 度 、	高 使 用	力 、 最	使 用 圧	、 最 高	、 容 量	、 種 類	の 名 称
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

別 に 記	搬 型 の	及 び 可	(常 設	付 箇 所	及 び 取	、 個 数	、 出 力	の 種 類	原 動 機	並 び に	付 箇 所	及 び 取	、 個 数	要 寸 法	量 、 主	類 、 容	称 、 種	ワ の 名	ヲ ブ ロ	カ °)	る こ と	記 載 す	の 別 に	可 搬 型
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

こ	載	別	搬	及	(付	及	、	、	の	原	並	付	及	、	要	量	類	称	機	ワ	こ	載
と	す	に	型	び	常	箇	び	個	出	種	動	び	箇	び	個	寸	主	容	種	の	送	こ	す
。	る	記	の	可	設	所	取	数	力	類	機	に	所	取	数	法	。	。	。	名	風	。	る

ヨ | こと | 載 | 別 | 搬 | 及 | (| 付 | 及 | 、 | 、 | の | 原 | 並 | 付 | 及 | 、 | 要 | 量 | 類 | 称 | 機 | カ |
フ | | 事 | する | に | の | び | 常 | 筒 | び | 個 | 出 | の | 動 | び | 筒 | び | 個 | 寸 | 主 | 容 | 種 | の | 排 |
イ | | ° | | 記 | の | 可 | 設 | 所 | 取 | 数 | 力 | 類 | 機 | に | 所 | 取 | 数 | 法 | 量 | 容 | 種 | 名 | 風 |

ル	タ	ー	(公	衆	の	放	射	線	障	害	の	防	止	を	目	的	と	し	て	設	置	す	る	も	の	に	限	る	の	名	称	、	種	類	、	効	率	、	主	要	寸	法	、	個	数	及	び	取	付	箇	所	(常	設	及	び	可	搬	型	の	別	に	記	載	す	る	こ	と)
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

の	開	ハ	る	記	の	可	設	所	取	数	法	駆	材	寸	、	用	最	圧	高	類	称	弁	ロ
設	放	〜	こ	載	別	搬	及	(付	及	、	動	料	法	主	温	高	力	使	、	種	の	主
定	板	力	と	す	に	型	び	常	箇	び	個	方	、	、	要	度	使	、	最	最	名	要	

合は、	型の場	、可搬	記載し	の別に	可搬型	設及び	料（常	及び材	、厚さ	、外径	用温度	最高使	圧力、	高使用	称、最	管の名	二 主配	付箇所	及び取	、個数	、材料	要寸法	力、主	破裂圧
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

別	搬	及	(付	及	、	、	の	原	並	付	及	、	要	量	類	称	機	ホ	、	こ	記	所	取
に	型	び	常	箇	び	個	出	種	動	び	箇	び	個	寸	主	容	種	の	排	こ	と	す	を	付
記	の	可	設	所	取	数	力	類	機	に	所	取	数	法	、	、	、	名	風	と	。	る	付	箇

可 搬 型	設 及 び	所 （ 常	取 付 箇	数 及 び	法 、 個	主 要 寸	効 率 、	種 類 、	名 称 、	° の	に 限 る	る も の	設 置 す	と し て	を 目 的	の 防 止	線 障 害	の 放 射	（ 公 衆	ル タ ー	フ ィ 〜 ）	こ と 。	載 す る
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------------	-------------	-------------

証 の 実 施	(1)事 項	次 の	等 に 関 す る	管 理 の 方 法	品 質	工 事 に 係 る	6	格 及 び 適 用 規	適 用 基 準	本 設 計 方 針	納 施 設 の 基	5	び 材 料	主 要 寸 法 及	設 計 温 度、	称、 種 類、	グ 設 備 の 名	4	ラ イ ニ ン	の 別 に	記 載 す る こ と
							設 計 及 び					原 子 炉 格						°			

ハ	調	速	。	る	付	箇	、	場	搬	し	に	型	び	常	材	法	主	な	ロ	。	こ	載	別	搬	及	(
調	速	。	る	付	箇	、	場	搬	し	に	型	び	常	材	法	主	な	主	。	こ	載	別	搬	及	(常	設

最高使用温度、
（一次側及び二次側の別記載すること）
最高使用圧力
最高使用温度、
出口の
口及び
類、入
器の種
熱交換
属する
ンに附
タービ
ニ
類
置の種
調速装
び非常
装置及

属するに附
ンタービ
ホーガス
こと。載る
別に記
搬型の
及び可
（常設
付箇所
及び取
に個数
料並び
法、材
主要寸
）
ること
記載す
の別に
二次側
側及び
（一次
用温度

数	、	材	法	要	、	圧	使	最	量	、	種	め	ス	び	め	気	1	項	次	に	圧	び	縮	空
及	個	料	、	寸	主	力	用	高	、	容	類	の	だ	ガ	及	だ	空	の	事	係	縮	ガ	機	気

吹力出、種弁安めスびめ気²こす記別型可及常所付び
出、圧吹類の全のだガ及だ空、とる載にの搬び設(箇取

量、種機圧ガ及縮気³とる載にの搬び設(箇取及個量
、容類の縮スび機圧空³。こす記別型可及常所付び数、

個量、種池冷又却⁴こす記別型可及常所付び数、圧吐
数、容類の却は塔冷)とる載にの搬び設(箇取及個力出

度、の、出、及、入、類、種、
1、項、次、に、冷、
の、係、却、空、
の、事、る、器、気、
と、
る、
載、
に、
の、
搬、
び、
設、
（、
常、
所、
取、
及、
び、

材 及 寸 主 力 用 高 の 却 間 2 | 〃 | こ | す | 記 | 別 | 型 | 可 | 及 | 常 | 所 | 付 | に | 並 | 個
料 び 法 要 、 圧 使 最 器 冷 中 |) | と | る | 載 | に | の | 搬 | び | 設 | (| 箇 | 取 | び | 数

ト
タ
ビ
ニ
属
す
る
管
に
係
る
事
項
の
主
要
な
管
の
最
高
使
用
圧
力
、
最
高
使
用
温
度
、
外
径
、
厚
さ
、
材
質
、
搬
送
に
関
する
注
意
事
項
等
を
示
す
。

吹力出力類のし逃及全²とる記を筒取は場型可し記別型
吹力出力類のし逃及全²とる記を筒取は場型可し記別型
吹力出力類のし逃及全²とる記を筒取は場型可し記別型

(2) |
燃料の速度、回転、出力、種類の名称、イ、次の事項、関に内燃機を含むこと、す、記載に、型、可、及、常、所、付、び、数、出、量

ロ
び 装 置 調 速 器 の 記 載 の 可 搬 設 所 取 数 度 回 圧 出 種 給 び 箇 に 数 量 び 種
非 常 及 速 器 の 載 す に 搬 及 び 常 付 箇 及 び 個 速 力 の 類 の 機 の 過 所 並 取 付 並 び 個 使 用 及

ニ	ハ
附属機 属関に 燃内	燃内 種類 称及 置の 調速 装

数	及	個	材	法	要	寸	主	温	使	最	力	用	高	使	最	容	類	種	名	め	気	だ	1	事	項	空	る	次	の	備	に	係	圧	縮	設	る	空	気
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

主 出 量 吹 圧 力 出 類 種 名 称 弁 安 全 の め 気 だ 2 | 空 〇 | こ と す る 記 載 別 に 型 の 可 及 常 所 付 び 取

吐出量、種類、名称の縮圧³⁾、ことする記載に別型の可及常所付び数、材法要
出、容類、名機、_〜とる載にの搬び設(筒取及個料、寸

記別型可及常所付び数、出力類の動に並箇取及個法要、圧
載にの搬び設（箇取及個力、種機原び所付び数、寸主力

搬	及	(付	及	、	、	要	度	使	、	用	最	容	種	名	ン	ビ	は	ン	デ	ホ	燃	°	こ	す
型	び	常	箇	び	個	材	寸	、	用	最	圧	高	量	類	称	ク	ス	サ	ク	イ	タ	料	）	と	る
の	可	設	所	取	数	料	法	主	温	高	力	使	、	、	、	の	タ	ー	又	タ	燃	）	こ	す	

プ の 名	イ ポ ン	次 の 事 項	備 に 係 る	(4)	す る こ と	別 に 記 載	可 搬 型 の	常 設 及 び	付 箇 所 (法 及 び 取	、 主 要 寸	圧 、 電 流	名 称 、 電	電 装 置 の	用 い た 発	関 以 外 を	び 内 燃 機	ー ビ ン 及	(3)	ガ ス タ	こ と 。	載 す る	別 に 記
				燃 料 設															。				

び 可 搬	常 設 及	箇 所 （	び 取 付	個 数 及	出 力 、	種 類 、	動 機 の	び に 原	箇 所 並	び 取 付	個 数 及	材 料 、	寸 法 、	、 主 要	用 温 度	最 高 使	圧 力 、	高 使 用	力 、 最	吐 出 圧	程 又 は	量 、 揚	類 、 容	称 、 種
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

°	る	記	の	可	設	所	取	数	料	法	主	温	高	力	使	、	、	、	の	ロ	と	す	に	型
）	こ	載	別	搬	及	（	付	及	、	、	要	度	使	、	用	最	高	容	種	容	。）	る	記	の
	と	す	に	型	び	常	箇	び	個	材	寸	、	用	最	圧	高	量	類	称	器		こ	載	別

設 及 び	料 (常	及 び 材	、 厚 さ	、 外 径	、 用 温 度	最 高 使	、 圧 力	高 使 用	、 称 、 最	管 の 名	ニ 主 配	、 び 個 数	材 料 及	、 寸 法	、 主 要	、 用 温 度	最 高 使	、 圧 力	高 使 用	、 量 、 最	類 、 容	称 、 種	槽 の 名	ハ 貯 蔵
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------------	-------------	-------------	-------------	------------------	-------------	-------------	------------------	-------------	-------------	-------------	------------------	-------------	-------------	-------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------

(5)

回	周	相	電	力	要	量	類	称	機	イ	の	に	発	こ	記	所	取	合	型	可	記	の	可
転	波		圧	率	寸	主	容	種	の	発	事	係	電	と	す	を	付	は	の	搬	載	別	搬
	数				法				名	電	項	る	機	。	る	付	箇		場	搬	し	に	型

に	型	び	常	箇	び	個	容	種	名	装	ロ	と	す	に	型	び	常	箇	び	個	方	、	結	速
記	の	可	設	所	取	数	量	類	称	置	励	。	る	記	の	可	設	所	取	数	法	、	線	度
載	別	搬	及	（	付	及	、	、	、	の	磁	）	こ	載	別	搬	及	（	付	及	、	却	法	、

(6)

に	側	及	(用	最	容	種	名	換	イ	次	備	冷	法	連	機	ニ	種	称	置	継	ハ	と	す
記	の	び	管	圧	高	量	類	称	器	熱	の	に	却	結	と	類	原	類	及	の	電	保	。	こ
載	別	胴	側	力	使	、	、	、	の	交	事	係	設	方	の	動			び	名	装	護	こ	

ロ
ポ
ン

と。	す	に	型	び	常	箇	び	個	材	寸	、	熱	）	こ	載	別	胴	側	度	使	、	と	す
）	る	記	の	可	設	所	取	数	料	法	主	面	伝	と。	す	に	側	及	（	用	最	）	る
こ	こ	載	別	搬	及	（	付	及	、	、	要	積	）	こ	る	記	の	び	管	温	高	）	こ

常 設 及	箇 所 （	び 取 付	個 数 及	出 力 、	種 類 、	動 機 の	び に 原	箇 所 並	び 取 付	個 数 及	材 料 、	寸 法 、	、 主 要	用 温 度	最 高 使	圧 力 、	高 使 用	力 、 最	吐 出 圧	程 又 は	量 、 揚	類 、 容	称 、 種	ブ の 名
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

載	別	搬	及	(付	及	、	、	要	度	使	、	用	最	容	種	名	装	ハ	と	す	に	型	び
す	に	型	び	常	箇	び	個	材	寸	主	用	最	圧	高	量	類	称	置	ろ	。	こ	記	の	可
る	記	の	可	設	所	取	数	料	法	温	温	力	使	使	、	、	の	過)	載	別	搬	別	搬

ホ) 主配) こと。ニ) 主配) こと。

管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、壁厚、材料及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を記すこと。）
冷却池又は冷却塔

類、 容	称、 種	機 の 名	ト 送 風	る こ と	記 載 す	の 別 に	可 搬 型	設 及 び	所 (常	取 付 箇	並 び に	、 個 数	要 寸 法	度、 主	外 気 温	、 設 計	準 温 度	却 水 標	口 の 冷	及 び 出	、 入 口	、 容 量	の 種 類
---------	---------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	---------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

要 寸 法	量 、 主	類 、 容	称 、 種	機 の 名	チ 排 風	こ と 。	載 す る	別 に 記	搬 型 の	及 び 可	(常 設	付 箇 所	及 び 取	、 個 数	、 出 力	の 種 類	原 動 機	並 び に	付 箇 所	及 び 取	、 個 数	要 寸 法	量 、 主
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

3 |

電 源 装 置	(1) 無 停 電	の 事 項	に 係 る 次	の に 限 る。	非 常 用 の も	電 源 装 置 (そ の 他 の)	こ と。	載 す る	別 に 記	搬 型 の	及 び 可	(常 設	付 箇 所	及 び 取	、 個 数	、 出 力	の 種 類	原 動 機	並 び に	付 箇 所	及 び 取	、 個 数
------------------	-----------------	-------------	------------------	-------------------	-----------------------	-----------------------	------------------	---	---------	-------------	-------------	-------------	-------------	----------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

の名称、種類、容量、電圧、周波数、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別）に記載すること。
 (2) 電力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別）に記載すること。

圧調整範 合は、電 もの場 を有する 調整装置 し、電圧 別に記載 び三次の 、二次及 圧（一次 容量、電 の種類、 の種類、 変圧器	(1)項係 る次の事 変圧器に 方法との 連結	2	(4) 種類 原動機	(3) 電装置の 保護継 と。	載するこ の別に記	設計及び工 事に係る品 質管
						関する説明 書

3																					
の 種 類、	(1)	項	係					(2)													
	遮 断 器	の 事 に	種 類	電 装 置 の	保 護 継	予 備 の 別	常 用 及 び	つ て は、	も の に あ	に 供 す る	事 業 の 用	び に 電 気	付 箇 所 並	数 及 び 取	却 法、 個	線 法、 冷	波 数、 結	、 相、 周	こ と。)	付 記 す る	ツ ブ 数 を

(2) 保 安 活	織 に 係 る 組	証 の 実 施	(1) 項 目	す る 次 の 事	方 法 等 に 関	品 質 管 理 の	工 事 に 係 る	5 設 計 及 び	適 用 規 格	適 用 基 準 及	設 計 方 針、	設 備 の 基 本	4 常 用 電 源	種 類	電 装 置 の	(2) 保 護 繼	取 付 箇 所	個 数 及 び	断 時 間、	電 流、 遮 断	電 流、 遮 断	電 圧、 電
-------------------	----------------------	-----------------	--------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------	------------------	-----------------------	-------------------	-----------------------	----------------------	--------	------------------	-------------------	------------------	------------------	--------------	-------------------	-------------------	--------------

イ 助 (3)
ラ ボ 補

3 伝熱面積	び伝熱面積	使用温度及	圧力、最高	、最高使用	通過蒸気量	2 再熱器の	量及び個数	、排出ガス	、伝熱面積	高使用温度	用圧力、最	量、最高使	、最大蒸発	ラーの種類	1 補助ボイ	(5) 動の改善	(4) 動の評価	(3) 動の実施	動の計画
制御方法に關	る説明書	の基礎に關す	補助ボイラー	構造図	説明書	強度に關する	系統図	に属する燃料	補助ボイラー	水循環系統図	統図	た図面及び系	概要を明示し	配管の配置の	に附属する主	補助ボイラー			

寸法、材	（）、主	るこ	に記	次側	側及	度（一	高使	（）、	すこ	別に	二次	次側	圧力	最高	の温	及	量、	発生	(1)項	係る	熱交	に附	7
材	要	と。	載す	の別	び二	次	用温	最	と	に記	側の	及び	（一	使用	度、	び出	入口	蒸気	種	次	換器	属す	
																							ボ
																							イ
																							ラ
																							ー

		9					8					(2)										
(1)	項	係	圧	備	空	に	類	通	通	に	所	び	、	、	吹	の	の	熱	発	蒸	個	料
空	次	の	縮	及	気	附	及	風	風	附	び	取	個	吹	出	種	安	交	生	気	数	並
だ	事	事	設	び	圧	属	び	機	設	属	取	数	出	力	類	全	換	す	を	を	に	び

圧力、吹	類、吹出	し弁の種	及び逃が	(3) び材料 安全弁	要寸法及	温度、主	最高使用	用圧力、	の最高使	減温装置	装置及び	め、減圧	(2) 及び材料 蒸気だ	径、厚さ	温度、外	最高使用	用圧力、	の最高使	(1) 次の事項 主配管	管等に係	に附属す
------	------	------	------	-----------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------------------	------	------	------	------	------	------------------	------	------

く。 の	ガスを除	液化石油	の石油（	原油以外	原油及び	数並びに	量及び個	種類、容	一ナーの	置及びバ	(2)	を除外。	石油ガス	油（液化	以外の石	又は原油	(1)	機器に係る	油燃焼用	付箇所	数及び取	出量、個
											輸送装						次の事項					

外径、厚さ	使用温度、	圧力、最高	の最高使用	以上のもの	リメートル	外径三百ミ	であって、	油の輸送管	設備に係る	13 燃料運搬	熱量	他燃料の発	並びにその	量及び個数	の種類、容	及び燃焼器	る輸送装置	用機器に係	燃料の燃焼	12	その他の	及び個数	器の種類	(3) 熱交換	発熱量
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	----------	----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	----	------	------	------	----------	-----

(3)	(2)	(1)	項	す	方	品	工	16	用	基	方	の	15	及	種	油	設	14	及
動	動	証	の	る	法	質	事	設	規	準	針	基	ボ	び	類	タ	備	燃	び
の	の	の	実	次	等	管	に	計	格	及	、	本	イ	個	ン	に	料	材	
実	計	実	施	の	に	理	係	及	及	適	適	設	ラ	数	ク	係	貯	料	
施	画	組	保	事	関	の	る	び	適	用	用	計	ー		の	る	蔵		

備 護 災 (4)
 設 防 火

、 主 要 寸	使 用 温 度	力 、 最 高	高 使 用 圧	圧 力 、 最	又 は 吐 出	量 、 揚 程	種 類 、 容	(1) 事 項 の 名 称 、 ポ ン プ	2	1							(5)	(4)		
									に 係 る 次 の 消 火 設 備	材 料	要 寸 法 及 び	、 種 類 、 主	造 物 の 名 称	火 災 区 画 構	構 造 物 及 び	火 災 区 域	火 災 区 域	動 の 改 善	保 安 活	動 の 評 価
									関 係 す る 説 明 書	理 の 方 法 等 に	に 係 る 品 質 管	設 計 及 び 工 事	及 び 系 統 図	明 示 し た 図 面	機 器 の 配 置 を	護 設 備 に 係 る	物 及 び 火 災 防	火 災 区 域 構 造		

別に記載	可搬型の	常設及び	び材料（	、厚さ及	度、外径	高使用温	圧力、最	最高使用	の名称、	主配管	(2)	ること。	に記載す	搬型の別	設及び可	箇所（常	及び取付	力、個数	種類、出	原動機の	所並びに	び取付箇	、個数及	法、材料
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

(3)	(2)		(1)		4	3
動	動	織	証	項	工	設
の	の	に	の	す	事	び
実	計	係	実	る	に	適
施	画	る	施	次	係	用
		組		の	る	基
			品	事	る	準
			質	関	る	及
			保	関	る	設
				関	る	計
				関	る	方
				関	る	針
				関	る	、
				関	る	設
				関	る	備
				関	る	の
				関	る	基
				関	る	本
				関	る	火
				関	る	災
				関	る	防
				関	る	護
				関	る	
				関	る	と
				関	る	、
				関	る	記
				関	る	す
				関	る	る
				関	る	こ
				関	る	所
				関	る	を
				関	る	付
				関	る	
				関	る	は
				関	る	、
				関	る	取
				関	る	付
				関	る	
				関	る	型
				関	る	の
				関	る	場
				関	る	合
				関	る	
				関	る	し
				関	る	、
				関	る	可
				関	る	搬

設 護 水 (5)
 施 防 浸

事項	係る次の水設備に	(2) 取付箇所 区画排	材料及び 要寸法、 種類、主 の名称、 画構造物	(1) 項 防水区	係る次の事 防 護 設 備 に	2 及び材料 内郭浸水	、 主要寸法 名称、種類	1 防 護 設 備 の	外郭浸水	(5) 動 の 改 善	(4) 動 の 評 価	(4) 保 安 活

イ	ポン	プ	の	名	称	、	種	類	、	容	量	、	揚	程	又	は	吐	出	圧	力	、	最	高	使	用	圧	力	、	最	高	使	用	温	度	、	主	要	、	寸	法	、	材	料	、	個	数	及	び	取	付	箇	所	並	び	取	付	箇	所	の	動	機	種	類	、	出	力	、	個	数	及	び	取	付	箇	所	（
---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

の別、可搬型、設置及び場所（常取付箇所及び数、個法、駆動方法、材料、寸法、主要用温度、最高使用圧力、高使用類、名称、種、弁の名、主要と。）するに記載の型、別、び、可搬、及、常、設、及

こ	記	所	取	合	型	、	記	の	可	設	料	及	、	、	用	最	圧	高	称	管	ハ	。)	る	記
と	す	を	付	は	の	可	載	別	搬	及	(び	厚	外	温	高	力	使	、	の	主	ハ	こ	載
。	る	付	簡	、	場	搬	し	に	型	び	常	材	さ	径	度	使	、	用	最	名	配	、	と	す

(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	項	4	3
動 の 改 善	動 の 保 安 活 動 の 評 価	動 の 保 安 活 動 の 実 施	動 の 保 安 活 動 の 計 画	組 織 に 係 る 証 の 実 施	品 質 保 証 の 実 施	工 事 に 係 る 品 質 管 理 の 方 法 等 に 関 する 次 の 事 項	浸 水 防 護 の 基 本 設 計 方 針 、 適 用 基 準 及 び 適 用 規 格

補機駆動用燃料設備（非常電源設備）及び補助ボイラーに係るものを除く。

料及び個 寸法、材 量、主要 種類、容 の名称、 貯蔵槽	(2) 。 す る 別 に 記 載 可 搬 型 の 常 設 及 び 付 箇 所 （ 数 及 び 取 材 料 、 個 要 寸 法 、 温 度 、 主 最 高 使 用 、 用 圧 力 、 最 高 使 、 類 、 容 量 名 称 、 種 類 の 名 称 、 種 類 の 容 器 の 次 の 事 項 設 備 に 係 る 燃 料 貯 蔵 補 機 駆 動 用 燃 料 貯 蔵 補 機 駆 動 用 燃 料 貯 蔵 補 機 駆 動 用 燃 料 貯 蔵

(7) | 常 | 取 | 設 | 備 | 用 | 水 | 非 |

3 品 工 設 質 事 計 管 理 の 係 及 び	格 及 び 適 用 規 準 本 設 計 方 針	2 水 設 備 の 基 礎 及 び 個 数 寸 法 材 料 容 量 主 要 称 種 類 名 稱 の 名 稱 構 築 物 に 限 る 耐 震 性 に 関 す る 説 明 書 構 造 図 設 計 及 び 工 事 に 係 る 品 質 管 理 の 方 法 等 に 関 す る 説 明 書	1 取 水 設 備 (非 常 用 の 冷 却 用 海 水 を 確 保 す る 構 築 物 に 限 る) の 名 稱 種 類 名 稱 構 築 物 に 限 る 耐 震 性 に 関 す る 説 明 書 構 造 図 設 計 及 び 工 事 に 係 る 品 質 管 理 の 方 法 等 に 関 す る 説 明 書	(5) 動 の 改 善 保 安 活	(4) 動 の 評 価 保 安 活	動 の 実 施

物|構|土|地| (8)|
 造|木|内|敷|

の 名 称 、 種	に 限 る 。	た め の も の	を 実 施 す る	の 防 止 措 置	斜 面 の 崩 壊	地 震 に よ る	木 構 造 物 （	1					(1) 項	す る 次 の 事	方 法 等 に 関				
								(5)	(4)	(3)	(2)	織							
設 計 及 び 工 事	〜	も の に 限 る 。	施 す る 場 合 の	防 止 措 置 を 実	斜 面 の 崩 壊 の	（ 地 震 に よ る	関 す る 説 明 書	斜 面 安 定 性 に	動 の 改 善	動 の 保 安 活	動 の 評 価	動 の 保 安 活	動 の 実 施	動 の 保 安 活	動 の 計 画	保 安 活	織 に 係 る 組	証 の 実 施	品 質 保

(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	項	3	2	
保安活	動の 評価 保安活	動の 実施 保安活	動の 計画 保安活	織に 係る 組	証の 実施 品質保	する 次の 事	方法 等 に 関	品質 管理 の
								工 事 に 係 る
								規 格
								準 及 び 適 用
								針、 適用 基
								基 本 設 計 方
								木 構 造 物 の
								敷 地 内 土
								所 及 び 個 数
								類、 設置 場
								に 係 る 品 質 管
								理 の 方 法 等 に
								関 す る 説 明 書

(9)|
急 時 緊
対 策
所

動的改善	1 緊急時対策所機能	2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び耐震性に関する説明書	3 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書の居住性に関する説明書	(1) 項目 品質保証	(2) 組織に係る組	(3) 動の計画 保安活	(4) 動の実施 保安活
	緊急時対策所の設置場所を明示した図面及び機能に関する説明書	耐震性に関する説明書	設計及び工事に関する品質管理の方法等に関する説明書	品質保証	組織に係る組	動の計画 保安活	動の実施 保安活

(5) 保安活動の改善

別表三（第二百二条、第二百三条関係）

型式設計特定機器の種類	記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計に関係あるものに限る。）	添付書類（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計に関係あるものに限る。）
再結合装置	1 再結合装置の種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法、材料及び個数並びに電熱器の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬	型式証明との整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率の設

（新設）

<p>装置 圧力逃がし</p>	
<p>1 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別）</p>	<p>2 型の別に記載すること。） 再結合装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>定根拠に関する説明書 水素濃度低減性能に関する説明書 再結合装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し 型式証明との整合性に関する説明書 圧力逃がし装置に係る配置を明示した図面及び系統図 耐震性に関する説明書</p>

5 排風機 の 名 称	記載すること。 び可搬型の別に び材料（常設及 、外径、厚さ及 、最高使用温度 、最高使用圧力 主配管の名称 及び個数	4 3 圧力開放板の 設定破裂圧力、 主要寸法、材料 及び個数	2 記載すること。 種類、最高使 用圧力、最高使 用温度、主要寸 法、材料、駆動 方法、個数及び 取付箇所（常設 及び可搬型の別 に記載すること	強度に関する説明 書 構造図 容量、最高使用圧 力、最高使用温度 、外径、設定破裂 圧力、原動機の出 力及び効率の設定 根拠に関する説明 書 圧力逃がし装置が 使用される条件の 下における健全性 に関する説明書 第一百一条の購入契 約を締結している 者にあつては、当 該契約書の写し 申請に係る型式設 計特定機器の特定 機器型式証明通知 書又は特定機器型 式証明変更承認通 知書の写し
--------------------------	--	--	--	---

<p>と す る 発 電 機 を 原 動 力</p>	
<p>1 (1) ガスタービンに係る次の事項</p>	<p>1 7 6 ガスタービン 圧力逃がし装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格 フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の種類、効率、主要寸法、個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>
<p>ガスタービンに関する説明書</p>	<p>型式証明との整合性</p>

熱交換器の種類	ンに附属する	(4) ガスタービン	置の種類	(3) 非常調速装置	調速装置及	と。	に記載すること。	び可搬型の別	材料（常設及	主要寸法及び	(2) 主要な管の	記載すること	可搬型の別に	数（常設及び	ス量並びに個	速度、排出ガ	機一体の危険	転速度、被動	外気温度、回	び温度、設計	出口の圧力及	力の入口及び	ンの種類、出
ガスタービンを原	のに限る。	算書（バネ式のも	安全弁の吹出量計	る説明書	の設定根拠に關す	びに原動機の出力	外径、伝熱面積並	力、吹出圧力及び	、揚程又は吐出圧	力、最高使用温度	容量、最高使用圧	構造図	強度に關する説明	明書	耐震性に關する説	關する説明書	置の出力の決定に	動力とする発電装	ガスタービンを原	及び系統図	置を明示した図面	備に係る機器の配	動力とする発電設

イ 及び 空気だめ ガスだ	項 に係る 次の事	びガス圧縮機 及	空圧縮機 及	ンに附属する ガスタービ	(5) 載 搬型 の別に記 載すること。	(常設及び可 搬型の別に記 載すること。	料並びに個数 （常設及び可 搬型の別に記 載すること。	主要寸法、材 料並びに個数 （常設及び可 搬型の別に記 載すること。	の別に記載す ること。	側及び二次側 の別に記載す ること。	類、入口及び 出口の温度、 最高使用圧力 （一次側及び 二次側の別に 記載すること。	及びガスだ	項 に係る 次の事	びガス圧縮機 及	空圧縮機 及	ンに附属する ガスタービ	(5) 載 搬型 の別に記 載すること。	(常設及び可 搬型の別に記 載すること。	料並びに個数 （常設及び可 搬型の別に記 載すること。	主要寸法、材 料並びに個数 （常設及び可 搬型の別に記 載すること。	の別に記載す ること。	側及び二次側 の別に記載す ること。	類、入口及び 出口の温度、 最高使用圧力 （一次側及び 二次側の別に 記載すること。	及びガスだ	項 に係る 次の事	びガス圧縮機 及	空圧縮機 及	ンに附属する ガスタービ	(5) 載 搬型 の別に記 載すること。	(常設及び可 搬型の別に記 載すること。	料並びに個数 （常設及び可 搬型の別に記 載すること。	主要寸法、材 料並びに個数 （常設及び可 搬型の別に記 載すること。	の別に記載す ること。	側及び二次側 の別に記載す ること。	類、入口及び 出口の温度、 最高使用圧力 （一次側及び 二次側の別に 記載すること。
---------------------	--------------	-------------	-----------	-----------------	-------------------------------	----------------------------	--------------------------------------	--	----------------	--------------------------	---	-------	--------------	-------------	-----------	-----------------	-------------------------------	----------------------------	--------------------------------------	--	----------------	--------------------------	---	-------	--------------	-------------	-----------	-----------------	-------------------------------	----------------------------	--------------------------------------	--	----------------	--------------------------	---

び 個 数 （ 常	吐 出 圧 力 及	類 、 容 量	圧 縮 機 の 種	機 及 び ガ ス	ハ 空 気 圧 縮	る こ と。 ）	別 に 記 載 す	び 可 搬 型 の	数 （ 常 設 及	出 量 及 び 個	出 圧 力 、 吹	の 種 類 、 吹	め の 安 全 弁	及 び ガ ス だ	ロ 空 気 だ め	る こ と。 ）	別 に 記 載 す	び 可 搬 型 の	数 （ 常 設 及	材 料 及 び 個	主 要 寸 法	使 用 圧 力	容 量 、 最 高	め の 種 類
-----------------------	-----------------------	------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------	------------------	-----------------------	------------------

)	載	の	型	設	に	の	口	イ	項	(6)	に	係	空	と	記	搬	常	及	、	種	る	機	ニ)	載	の	設
事	可	に	可	並	出	入	事	器	こ	に	可	個	力	量	却	属	縮	可	搬								

数 (常設及	出 量及 び個	出 圧力、 吹	の 種 類、 吹	び 逃 が し 弁	ロ 安全 弁及	と。)	記 載 す る こ	搬 型 の 別 に	常 設 及 び 可	及 び 材 料 (外 径、 厚 さ	使 用 温 度、	圧 力、 最 高	の 最 高 使 用	イ 主 要 な 管	事 項	管 に 係 る 次 の	ン に 附 属 す る	(7) ガ ス タ ー ビ	材 料	要 寸 法 及 び	用 圧 力、 主	器 の 最 高 使	ロ 中 間 冷 却
-----------	---------------	---------------	-------------------	-----------------------	---------------	---------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-----------------------	-----------------------	--------	----------------------------	----------------------------	------------------------------	--------	-----------------------	-------------------	-----------------------	-----------------------

型の別に記	設及び可搬	び個数(常	類、容量及	の名称、種	(2) 励磁装置	載すること	型の別に記	設及び可搬	び個数(常	冷却方法及	、結線法、	、回転速度	相、周波数	率、電圧、	要寸法、力	、容量、主	名称、種類	(1) 発電機の	次の事項	2	発電機に係る	ること)	別に記載す	び可搬型の

材料及び個	主要寸法、	伝熱面積、	こと。）、	に記載する	び胴側の別	度（管側及	最高使用温	こと。）、	に記載する	び胴側の別	力（管側及	最高使用圧	類、容量、	の名称、種	(1) 熱交換器	る次の事項	3	冷却設備に係	(4) 原動機と	及び種類	(3) 保護継電	装置の名称	載すること
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	----------	-------	---	--------	----------	------	----------	-------	-------

最高使用圧	類、容量、種	の名称、種	(3) ろ過装置	する	の別に記載	及び可搬型	個数（常設	、出力及び	動機の種類	び個数、原	法、材料及	度、主要寸	最高使用温	使用圧力、	圧力、最高	程又は吐出	、容量、揚	名称、種類	(2) ポンプの	ること。	別に記載す	び可搬型の	数（常設及
-------	--------	-------	----------	----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	----------	------	-------	-------	-------

度、外径、	最高使用温	使用圧力、	名称、最高	(5) 主配管の	ること。	別に記載す	び可搬型の	数（常設及	方法及び個	材料、駆動	主要寸法、	使用温度、	圧力、最高	、最高使用	名称、種類	(4) 主要弁の	こと。	に記載する	可搬型の別	（常設及び	材料及び個	要寸法、材	用温度、主	力、最高使
-------	-------	-------	-------	----------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	----------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

型 の 別 に 記	設 及 び 可 搬	び 個 数 （ 常	類 、 出 力 及	原 動 機 の 種	個 数 並 び に	要 寸 法 及 び	、 容 量 、 主	名 称 、 種 類	(7) 送風機の	す る こ と 。	の 別 に 記 載	及 び 可 搬 型	個 数 （ 常 設	寸 法 並 び に	温 度 、 主 要	、 設 計 外 気	水 標 準 温 度	出 口 の 冷 却	、 入 口 及 び	種 類 、 容 量	(6) 冷却塔の	料 厚 さ 及 び 材
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	------------	----------------------------

内燃機関を 原動力とす る発電設備	
1 (1) 内燃機関に係 る次の事項 種類、出力 及び回転速度	4 ガスタービン を原動力とする 発電設備の基本 設計方針、適用 基準及び適用規 格 (8) 排風機の 名称、種類 、容量、主 要寸法及び 個数並びに 原動機の種 類、出力及 び個数（常 設及び可搬 型の別に記 載すること ）
型式証明を受けた 設計との整合性に 関する説明書 内燃機関を原動力 とする発電設備に	

(4) 圧縮設備に係属する空気内燃機関に	(3) 内燃機関に属する冷却水設備の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）	(2) 調速装置及び非常調速装置の名称及び種類	燃料の種類、使用量及び個数並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
内燃機関を原動力とする発電設備が	安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。）	容量、最高使用圧力、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書	係る機器の配置を明示した図面及び系統図 内燃機関を原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図

ハ 圧縮機の	別に記載す ること。 び可搬型の 数（常設及 材料及び個 主要寸法、 、吹出量、 、吹出圧力 名称、種類 の安全弁の ロ 空気だめ	る次の事項 イ 空気だめ の名称、種 類、容量、 最高使用圧 力、最高使 用温度、主 要寸法、材 料及び個数 （常設及び 可搬型の別 に記載する こと。）
		使用される条件の 下における健全性 に関する説明書 第一百一条の購入契 約を締結している 者にあつては、当 該契約書の写し 申請に係る型式設 計特定機器の特定 機器型式証明通知 書又は特定機器型 式証明変更承認通 知書の写し

2)	(5)	名称、種類	容量、吐	出圧力、主	要寸法及び	個数並びに	原動機の種	類、出力及	び個数（常	設及び可搬	型の別に記	載すること	）。	燃料データ	ンク又はサ	ンク又はサ	名称、種類	容量、最高使	用圧力、最高	使用温度、主	要寸法、材料	及び個数（常	設及び可搬型	の別に記載す	ること。）	発電機に係る
----	-----	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	----	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------

連 結 方 法	(4)	種 類 の 名 称 及 び 置 の 名 称 及 び 保 護 繼 電 装	載 す る こ と。 搬 型 の 別 に 記	(3)	載 す る こ と。 搬 型 の 別 に 記	(2)	載 す る こ と。 搬 型 の 別 に 記	(1)	次 の 事 項
	原 動 機 と の								勵 磁 装 置 の 名 称 、 種 類 、 容 量 及 び 個 数 （ 常 設 及 び 可

3												
冷却設備に係												
る次の事項												
(1) 熱交換器の												
名称、種類、												
容量、最高使												
用圧力（管側												
及び胴側の別												
に記載するこ												
と。）												
最高												
使用温度（管												
側及び胴側の												
別に記載する												
こと。）												
伝熱												
面積、主要寸												
法、材料及び												
個数（常設及												
び可搬型の別												
に記載するこ												
と。）												
(2) ポンプの名												
称、種類、容												
量、揚程又は												
吐出圧力、最												
高使用圧力、												
最高使用温度												

法 及 び 個 数 （	材 料 、 駆 動 方	、 主 要 寸 法	最 高 使 用 温 度	高 使 用 圧 力	称 、 種 類	(4)	の 別 に 記 載 す る こ と。	設 及 び 可 搬 型	及 び 個 数 （ 常	要 寸 法 、 材 料	使 用 温 度	用 圧 力	容 量	名 称	(3)	の 別 に 記 載 す る こ と。	設 及 び 可 搬 型	及 び 個 数 （ 常	の 種 類	並 び に 原 動 機	材 料 及 び 個 数	、 主 要 寸 法
						主 要 弁 の 名									ろ 過 装 置 の							

に 原 動 機 の 種	及 び 個 数 並 び	量 、 主 要 寸 法	称 、 種 類 、 容	送 風 機 の 名	(7)	載 す る こ と 。	搬 型 の 別 に 記	(常 設 及 び 可	法 並 び に 個 数	温 度 、 主 要 寸	度 、 設 計 外 気	冷 却 水 標 準 温	口 及 び 出 口 の	類 、 容 量 、 入	(6)	料	、 厚 さ 及 び 材	用 温 度 、 外 径	压 力 、 最 高 使	称 、 最 高 使	(5)	す る こ と 。	主 配 管 の 名	型 の 別 に 記 載	常 設 及 び 可 搬

無停電電源装置	<p>1 4 (8) </p> <p>無停電電源装置の種類、容量、電圧、周波数及び主要寸法及び耐震性に関する説明書</p> <p>内燃機関を原動機とする発電設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>排風機の名</p> <p>類、出力及び個数（常設及び可搬型の別）</p> <p>に記載すること。</p> <p>に記載すること。</p> <p>及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別）</p> <p>量、主要寸法</p> <p>称、種類、容</p>
型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書	

電力貯蔵装置	
1 電力貯蔵装置の種類、容量、電圧、主要寸法及び個数（常設	2 無停電電源装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格
型式証明を受けた設計との整合性に 関する説明書 耐震性に関する説	個数（常設及び可搬型の別に記載すること。） 強度に関する説明書 構造図 容量の設定根拠に関する説明書 無停電電源装置が使用される条件下における健全性に関する説明書 第一百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し

様式第一 (第59条関係)

	<p>及び可搬型の別に記載すること。 電力貯蔵装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>
<p>明書 強度に関する説明書 構造図 容量の設定根拠に関する説明書 電力貯蔵装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第一百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>	

様式第一 (第22条関係)

様式第 1 (第 5 9 条関係)

運 転 計 画

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 1 7
及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 5 9 条第 1 項
(第 2 項、第 3 項)の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第二 (第 1 3 1 条関係)

様式第 1 (第 2 2 条関係)

運 転 計 画

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 3 0 条及び研究開
発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第 2 2 条第
1 項 (第 2 項、第 3 項)の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第二 (第 4 8 条関係)

様式第2 (第131条関係)

年度 期放射線管理等報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び
研究開発段階階層用原子炉の設置、運転等に関する規則第131条第1項の規
定により次のとおり報告します。

(略)

様式第2 (第48条関係)

年度 期放射線管理等報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び
研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第4
8条第1項の規定により次のとおり報告します。

(略)

様式第三 (第133条関係)

様式第3 (第133条関係)

(表面)

様式第三 (第50条関係)

様式第3 (第50条関係)

(表面)

第 号	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第6項において準用する同法第12条第7項の規定による</p> <p style="text-align: center;">身分証明書</p> <p>(略)</p>
-----	---

備考この用紙の大きさは、日本工業規格A6とすること。

(裏面)

<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)</p> <p>第12条(略)</p> <p>2～5(略)</p> <p>6 前項の検査に当たっては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査 三 関係者に対する質問

第 号	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第6項において準用する同法第12条第7項の規定による</p> <p style="text-align: center;">身分証明書</p> <p>(略)</p>
-----	--

備考この用紙の大きさは、日本工業規格A6とすること。

(裏面)

<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)</p> <p>第12条(略)</p> <p>2～5(略)</p> <p>6 前項の検査に当たっては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査 三 関係者に対する質問

<p>四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。</p> <p>7 前項第1号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>8 第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p><u>第43条の3の24</u>（略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 発電用原子炉設置者は、<u>原子力規制委員会規則</u>で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況（<u>密接事業者検査の実施に係る体制その他原子力規制委員会規則で定める事項及び定期事業者検査の実施に係る体制その他原子力規制委員会規則で定める事項を除く。</u>）について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。</p> <p>6 第12条第6項から第8項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは、「<u>第43条の3の24第5項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>四 第12条第6項（第22条第6項、第37条第6項、<u>第43条の3の24第6項</u>、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>
--

<p>四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。</p> <p>7 前項第1号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>8 第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p><u>第37条</u>（略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 原子炉設置者は、<u>主務省令</u>で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。</p> <p>6 第12条第6項から第8項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは「<u>第37条第5項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>四 第12条第6項（第22条第6項、第37条第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>

四の二 第12条の2第1項、第22条の6第1項、第43条の2第1項、第43条の3の27第1項、第43条の25第1項、第50条の3第1項、第51条の23第1項又は第57条の2第1項の規定に違反した者

四の三 第12条の2第3項（第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の3の27第2項、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

四の四 第12条の2第6項（第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の3の27第2項、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第四 (第133条関係)
様式第4 (第133条関係)
 (表面)

第 号

四の二 第12条の2第1項、第22条の6第1項、第43条の2第1項、第43条の25第1項、第50条の3第1項、第51条の23第1項又は第57条の2第1項の規定に違反した者

四の三 第12条の2第3項（第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

四の四 第12条の2第6項（第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第三の二 (第50条関係)
様式第3の2 (第50条関係)
 (表面)

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の27
第2項において準用する同法第12条の2第7項の規定による

身 分 証 明 書

(略)

備考この用紙の大きさは、日本工業規格A6とすること。

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第12条の2 (略)

2～5 (略)

6 前項の検査に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
- 三 関係者に対する質問
- 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出 (試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。

7 前項第1号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の2第2
項において準用する同法第12条の2第7項の規定による

身 分 証 明 書

(略)

備考この用紙の大きさは、日本工業規格A6とすること。

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第12条の2 (略)

2～5 (略)

6 前項の検査に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
- 三 関係者に対する質問
- 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出 (試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。

7 前項第1号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8 第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第43条の3の27 (略)

2 第12条の2第2項から第5項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第6項から第8項までの規定はこの項において準用する同条第5項の検査について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第43条の3の27第1項」と、同条第3項から第5項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「塞電用原子炉設置者」と読み替えるものとする。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四の四 第12条の2第6項(第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の3の27第2項、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

8 第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第43条の2 (略)

2 第12条の2第2項から第5項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第6項から第8項までの規定はこの項において準用する同条第5項の検査について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第43条の2第1項」と、同条第3項から第5項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と読み替えるものとする。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四の四 第12条の2第6項(第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第五 (第133条関係)

様式第5 (第133条関係)

様式第四 (第50条関係)

様式第4 (第50条関係)

(表面) (略)

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律 (原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分 (同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。) に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定) の施行に必要な限度において、その職員 (都道府県公安委員会にあつては、警察職員) に、原子力事業者等 (核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。) の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を取去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の1第3第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは

(表面) (略)

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第68条 原子力規制委員会、文部科学大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律 (原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分 (同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者については原子力規制委員会、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については文部科学大臣とする。) に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定) の施行に必要な限度において、その職員 (都道府県公安委員会にあつては、警察職員) に、原子力事業者等 (核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。) の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を取去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定す

第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第43条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15第1項、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項及び第43条の3の30第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4～5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機軸の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～12 (略)

12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条

る施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

4 (略)

5 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機軸の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7～10 (略)

11 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条

の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第2項から第5項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二 第68条第6項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第78条第1号、第2号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第3号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第4号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第

の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第2項から第4項まで又は第12項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二 第68条第5項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第78条第1号、第2号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第3号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第4号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第

6号、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 1億円以下の罰金刑

三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

6号、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 1億円以下の罰金刑

三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

様式第6（第134条関係）

様式第6（第134条関係）（略）

様式第5（第52条関係）

様式第5（第52条関係）（略）

様式第七（第134条関係）

（新設）

<HTML>
 <HEAD> <TITLE> 原子炉等規制法第 43 条の 3 の 17 </TITLE> </HEAD>
 <BODY> <PRE>
 【書類名】 運転計画
 【提出日】
 【おで先】 原子炉規制委員会
 【提出者情報】
 【氏名又は名称】
 【住所】

【運用条文】 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 17
 【様式番号】 001

【運転計画】

項目	単位	年度		年度		年度		3年間の計
		上期	下期	計	上期	下期	計	
最大出力	kW							
平均出力	kW							
原子炉運転期間	h							
核燃料物質燃焼量	kg							
空入	kg							
重量	kg							
△	kg							
期産	kg							
未内	kg							
核定種	kg							
燃焼入	kg							
燃料量用								
物質	kg							
使用	kg							

用種																						
計入	カルネシステム	kg																				
用種																						
期	ウラシムの量	kg																				
末	ウラシム235の量	kg																				
送	カルネシステムの量	kg																				
向																						
量	燃費	MWh																				
用	ウラシムの量	kg																				
外	ウラシム235の量	kg																				
取	カルネシステムの量	kg																				
出																						
量	燃費	MWh																				
期	ウラシムの量	kg																				
末	ウラシム235の量	kg																				
在	出																					
用	カルネシステムの量	kg																				
量																						
私	ウラシムの量	kg																				
出	ウラシム235の量	kg																				
量	カルネシステムの量	kg																				
最大電力	kW																					
平均電力	kW																					
送	率	%																				
電	送電率	%																				
計	送電率	h																				
用	送電電力	百kW																				
送	電電力	百kW																				
所	内電力	百kW																				
送	送電率 (送電)	%																				
その他																						

<PRE> </BODY> </HTML>

備考

- 1 【氏名又は名称】の欄には、法人にあっては、名称を記載し、【氏名又は名称】の欄の次に

- 「代表者」Jの欄を設けて、その欄に代表者の氏名を記載すること。
- 2 文字は、日本工業規格X 0208で定められている図形文字並びにX 0211で定められている制御文字のうち「夏用」及び「秋用」を用いることとし、図は用いてはならない。
- ただし、「U」(日本工業規格X 0208区点番号(以下「区点番号」という。))1-58)、「J」(区点番号1-59)、「A」(区点番号2-5)及び「V」(区点番号2-7)は用いてはならない(種名の前後に「U」(区点番号1-58)及び「J」(区点番号1-59)を、又は置き換えた文字の前後に「A」(区点番号2-5)及び「V」(区点番号2-7)を用いるときを除く。)
- 日本工業規格X 0208で定められている文字以外の文字を用いようとするときは、日本工業規格X 0208で定められている漢字に置き換えて記録し、又はその読みを平仮名で記録し、それらの前に「A」(区点番号2-5)、後に「V」(区点番号2-7)を付すこと。
- 3 「U、J」又は「A及びV」によって囲まれた欄名は、日本工業規格X 0201で定められている文字を用いること。
- 4 「格式番号」Jの欄には、日本工業規格X 0201で定められている文字を用いること。
- 5 文字の符号化表現は、日本工業規格X 0208附属書1で定められている方式を用いること。
- 6 この表は、原子炉ごとに作成すること。
- 7 最大熱出力、平均熱出力、燃焼度、最大電力、平均電力、負荷率、設備利用率及び総合熱効率(発電機)並びに期末在庫量(燃料投入用)、期末燃料荷量及び期末在庫量(排出用)のカウンタの量、カウンタ35の量及びマルチカウンタの量の欄のうち、年度計については上期、下期の値にかかわらず当該年度を通じての値を、3年間合計については各年度の値にかかわらず当該3年間を通じての値を記載すること。
- 8 核燃料物質消費量の欄には、当該期間において核燃料物質が発生した熱量をカウンタ35の消費量に換算して記載すること。
- 9 核燃料物質使用計画の欄には、核燃料物質の受入れ時における濃縮度が異なる場合は、その濃縮度の異なる核燃料物質ごとに区分して記載すること。
- 10 期末在庫量(燃料投入用)、燃料投入量及び燃料排出量の欄には、再使用のための核燃料物質とそれ以外のものを区分して記載すること。
- 11 当該年度において受け入れる核燃料物質については、その種類、供給者が保証する濃縮度並びに供給者の氏名又は名称及びその者の属する国の名称をその他の欄に記載すること。
- 12 当該年度において払い出す使用済燃料については、引取者の氏名又は名称及びその者の属する国の名称をその他の欄に記載すること。
- 13 原子炉の燃料取替え、検査、補修等又は熱交換器、タービン、発電機等の検査、補修等のために発電機の能力が減少し、又は停止する場合は、その計画を添付すること。
- 14 原子炉内における燃料の配置替えを行う場合は、その説明書を添付すること。

様式第八（第134条関係）

（新設）

様式第8（第134条関係）

| | | | | |
|---|-------------|---------|-------------|---------|
| <HTML>
<HEAD><TITLE>原子力規制庁第67条第1項
</TITLE></HEAD>
<BODY><PRE>
【署名】 放射線管理監督者
【提出日】
【役名】 原子力規制委員会
【提出者情報】
【氏名又は名称】
【住所】
【開条文】 核燃料燃焼、核燃料物質及び原子力の規制に関する法律第67条第1項
【条番号】 002
【発効期間】 年 月 日
□ 個人又は事業者の名称
□ 法人又は事業者の名称
【署名上の連絡者の名称】
【署名上の連絡者の所在地及び電話番号】
【署名上の連絡者の氏名及び所属部署名】
【発効日付】 年度の3月期に9ヶ月以内の平均値及び最高値（注7） | | | | |
| 測定箇所（注1） | 前年の3月期（月～月） | | 後年の3月期（月～月） | |
| | 平均値 | 最高値（注2） | 平均値 | 最高値（注2） |
| 推
気
口
又
短
波
設
置
排
気 | | | | |

| 月別 | 項目 | 熱出力 | |
|---------|----------|---------|---------|
| | | 平均 (kW) | 最大 (kW) |
| 月 | 運転期間 (h) | | |
| 月 | | | |
| 月 | | | |
| 月 | | | |
| 月 | | | |
| 月 | | | |
| 合計 (注6) | | | |

<PRE>BODY</HTML>

備考

- 1 注1については、保安規定に定められた期間について、その箇所に記載すること。
- 2 注2については、保安規定に定められた期間についての平均濃度の3日間における最高値を記載すること。
- 3 注3については、原子力規制委員会の定めるところにより記載すること。
- 4 注4については、試験不能と診断された女子及び妊娠の意思のない者を原子力設置者に書面で申し出た女子を除くこと。
- 5 注5については、原子炉ごとに記載すること。
- 6 注6については、熱出力の合計値は、当該期間内の平均熱出力及び最大熱出力を記載すること。
- 7 注7の欄に記載する数値は、日本工業規格JIS 2010で定められている文字を用いること。
- 8 その他は、様式第7の備考1から5までと同様とすること。